

事業概要

2018年度



町田市保健所

はじめに

町田市保健所は、2011（平成23）年4月に、政令市保健所として設置されました。

当初の3年間は、東京都の町田保健所から移管された業務を保健企画課、生活衛生課、保健対策課の3課で担当し、いきいき健康部内に所属しておりました。

4年目となる2015年度を迎えるにあたり、組織変更を行い、いきいき健康部をいきいき生活部と保健所に分割いたしました。この時に、保健所の移管前からの市の業務として定着していた母子保健や各種健康診断、保健指導、栄養・歯科指導、予防接種、休日・夜間の一次救急などの事業が保健所の所管となりました。これにより、町田市保健所は、いわゆる都道府県型保健所が所管する業務に加えて、市が担う範囲の、市民全体を対象とする健康づくり政策や、医療政策を合わせて所管する現在の形となっております。

2018年度は、「まちだ健康づくり推進プラン（第5次町田市保健医療計画2018年度～2023年度）」の1年目として各事業を展開してまいりました。また、「町田市自殺対策計画～かけがえのない“いのち”を大切にすまち～（2019年度～2023年度）」及び「第2次町田市食育推進計画（2019年度～2023年度）」を策定いたしました。

国や都では、ラグビーワールドカップ2019及びオリンピック・パラリンピックの開催を見据え、国の健康増進法の改正とそれに上乗せする形での「東京都受動喫煙防止条例」の制定やHACCPによる食品衛生管理の制度化に関する法改正が相次いで行われました。

各計画を基に、また、社会情勢の変化に迅速柔軟に対応しながら、情報発信の強化の工夫とともに、市が保健所を有することのメリットを、多くの市民の方に実感していただけるよう心がけ、今後も事業を実施してまいります。

本事業概要は、2018年（平成30年）度に市民の皆さまをはじめ、関係機関・団体の皆様方のご理解・ご協力のもと、庁内各部署と連携して保健所が取り組んだ諸事業とその実績をまとめ、データを付したのものでございます。保健衛生行政資料として、ご活用いただければ幸甚に存じます。

今後とも、町田市の保健衛生行政への一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2020（令和2）年 2月

町田市保健所

所長 河 合 江 美

目 次

はじめに

I	保健所のあらまし		
1	保健所の沿革	5	7 難病対策
2	管内の概況	6	8 保健師活動
3	管内人口	7	9 健康づくり推進
4	施設の概要	10	10 食育推進
5	保健所の組織及び分掌事務	11	11 保健栄養
6	決算状況	13	12 健康福祉会館事業
7	研修・教育	15	13 成人保健指導事業
8	各種協議会	17	14 障がい者等歯科保健推進対策事業
II	保健総務		15 歯科口腔健康診査
1	健康危機管理	21	16 高齢者歯科口腔機能健診
2	統計調査	22	17 高齢者予防接種事業
3	医務・薬務	24	18 予防接種事業
4	地域医療システム推進事業	31	19 母子健康診査事業
5	救急医療対策事業	33	20 母子保健指導事業
6	災害医療救護活動支援	38	21 歯科衛生士活動
7	医療安全支援センター	40	22 栄養士活動
8	歯科保健普及対策・摂食嚥下機能対策	42	V
III	健康推進		生活衛生
1	地域保健普及啓発	47	1 動物管理
2	自殺総合対策事業	50	2 環境衛生
3	健康づくり推進	52	3 食品衛生
4	がん検診等	55	VI
5	成人健診事業	59	統計表
IV	保健予防		173
1	感染症予防	67	VII
2	結核対策	71	附属機関等
3	エイズ・性感染症対策	74	1 保健所運営協議会
4	各種健診・検査	75	2 町田市感染症の診査に関する協議会
5	医療費助成制度	76	3 町田市大気汚染障がい者認定審査会
6	精神保健	79	4 町田市食育推進計画策定及び 推進委員会
			5 町田市地域精神保健福祉連絡協議会
			6 町田市難病保健医療福祉調整会
			7 町田市自殺総合対策連絡協議会

凡 例

- 1 文中使用した統計数字は、原則として2018年度末又は2018年度中のものによるが、暦年表示の妥当なものは、2018年中又は2018年末現在のものによった。また、静態的時点表示の妥当なものは各時点のものによった。
- 2 表中の表章記号は次のとおりである。

計数のない場合	—	数値微差(0.05未満)の場合	0.0
計数不明又は不適當の場合	…	減を表す場合	△
計数のありえない場合	・		
- 3 表中の割合単位は注記が無い限り「%」とする。

I 保健所のあらし

1 保健所の沿革

年 月	出 来 事	
1948. 1		保健所法全面改正
1948. 10	保健所法（22. 9. 5法律101号）の公布に伴い、東京都南多摩保健所が発足（町田保健所の前身）	
1955. 7	東京都南多摩保健所のうち、町田町・鶴川村・忠生村・堺村の1町3村を管轄する東京都町田保健所が新設された 管轄人口 57,622人	
1958. 2	町田町・鶴川村・忠生村・堺村が合併し町田市となる	
1971. 5	鶴川地区に、東京都町田保健所鶴川保健相談所が新設された	
1974. 10	町田保健所木造庁舎の老朽化に伴い、鉄筋コンクリート2階建ての現庁舎に改築し、開所した	
1985. 10	鶴川保健相談所を人口増加に伴う保健需要に見合う施設とするため全面改築 改築に際し、鶴川市民センター等との合同庁舎とする	
1994. 7		地域保健法制定
1996. 7	「保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例」公布 多摩地域の保健所は、再編整備計画により12保健所となる 当保健所は「町田保健所」の名称で存続が決定 保健所機能強化のため増改築整備工事（研修棟整備）着工	
1997. 2	増改築工事（研修棟）竣工	
1997. 3	保健所再編整備の一環として、鶴川保健相談所が閉鎖となる	
1997. 4	鶴川保健相談所を町田市に移譲	地域保健法全面施行
2001. 10	「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」発表	
2003. 5		健康増進法施行
2004. 4	多摩地域の都保健所再編 八王子保健所、町田保健所は保健所政令市移行に備え存置	
2006. 7	「町田市の保健所政令市移行に関する検討会」設置	
2008. 5	「町田市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」設置	
2009. 4	市職員派遣研修開始	
2010. 8		地域保健法施行令改正「町田市が保健所政令市として指定される」
2010. 12	市議会第四回定例会にて、町田市保健所条例制定（23. 4. 1施行）町田市保健所設置決定	
2011. 4. 1	町田市保健所発足 企画部門として保健企画課の設置 市保健所として動物管理行政を開始（これにより、環境保全課で行っていた動物管理業務が移譲される） 保健企画課、生活衛生課、保健対策課の3課体制となる 保健所政令市移行により、健康課より健康づくり推進事業が移譲される	
2012. 7	保健企画課が町田市役所市庁舎7階に移転	
2013. 4	生活衛生課医薬指導係から医務薬務係へ名称を変更 保健対策課感染症係と地域保健係を統合し、地域保健第一係・第二係へ名称を変更	
2015. 4	組織改正によりいきいき健康部が保健所といきいき生活部になる 保健所は保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課の4課体制となる	

2 管内の概況

町田市は、東京都心から南西 30 ～40km に位置し、半島のように神奈川県に突き出ている。

東西 22.3km、南北 13.2km、面積は 71.55km² で、北部は八王子市と多摩市、東、西及び南部は川崎市、相模原市、横浜市、大和市と隣接し、神奈川県と隣接する距離が長くなっている。

人口は、1965 年代から始まった住宅公団、公社及び大手不動産業者等による大型団地の建設に伴い急増し、1982 年 5 月には 30 万人を突破し、2019 年 1 月 1 日現在 428,685 人（外国人登録人口含む）で八王子市についで 2 番目に多い市である。

交通は、小田急線・東急田園都市線・JR 横浜線・京王相模原線が走り、首都圏の環状線（国道 16 号線）と放射線（国道 246 線・東名高速道路）が通っている。

町田市は「東京都保健医療計画（2018 年 3 月改定）」において、八王子市、日野市、多摩市及び稲城市とともに、「南多摩保健医療圏」に属しています。

所管区域図

町田市



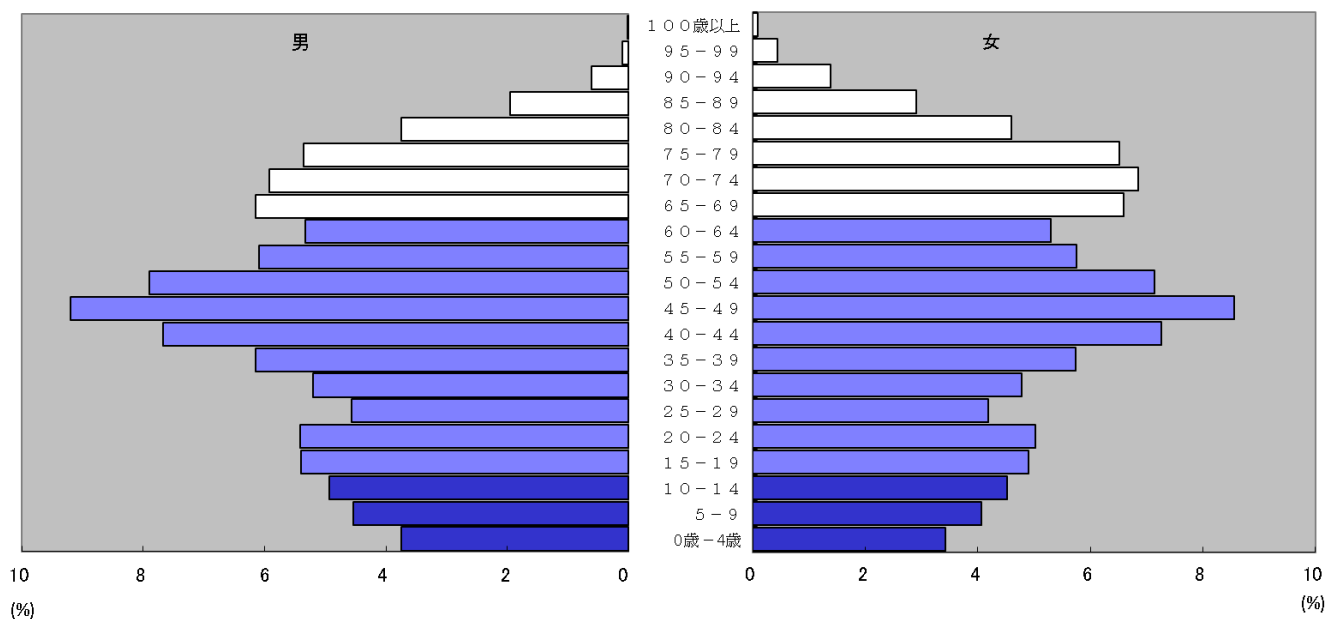
3 管内人口

(1) 性・年齢別人口及び年齢階級三区分割合 (表 3-1)

2019年1月1日住民登録人口

年齢	管内			
	総数	男	女	構成比
総数	428,685	209,971	218,714	100.0
0歳-4歳	15,352	7,858	7,494	3.6
5-9	18,404	9,528	8,876	4.3
10-14	20,233	10,347	9,886	4.7
15-19	22,045	11,330	10,715	5.1
20-24	22,346	11,378	10,968	5.2
25-29	18,763	9,599	9,164	4.4
30-34	21,374	10,935	10,439	5.0
35-39	25,465	12,921	12,544	5.9
40-44	32,006	16,119	15,887	7.5
45-49	38,037	19,319	18,718	8.9
50-54	32,217	16,596	15,621	7.5
55-59	25,384	12,799	12,585	5.9
60-64	22,769	11,173	11,596	5.3
65-69	27,337	12,913	14,424	6.4
70-74	27,404	12,436	14,968	6.4
75-79	25,496	11,238	14,258	5.9
80-84	17,924	7,879	10,045	4.2
85-89	10,440	4,083	6,357	2.4
90-94	4,306	1,272	3,034	1.0
95-99	1,185	225	960	0.3
100歳以上	197	22	175	0.0
不詳	1	1	0	0.0
年少人口 (0-14)	53,989	27,733	26,256	12.6
生産年齢人口 (15-64)	260,406	132,169	128,237	60.7
老年人口 (65歳以上)	114,289	50,068	64,221	26.7

(2) 人口ピラミッド (表 3-2)



(3) 町別世帯数・人口 (表 3-3)

(2019年1月1日住民登録人口)

町名	世帯数	人口		
		総数	男	女
町田市総数	195,643	428,685	209,971	218,714
原町	8,450	14,348	7,153	7,195
森野	6,866	13,193	6,246	6,947
中町	5,411	9,803	4,827	4,976
旭町	2,463	4,864	2,484	2,380
玉川学園	7,858	16,384	7,763	8,621
東玉川学園	1,458	3,399	1,669	1,730
金森東	6,590	14,564	7,001	7,563
金森東	3,321	7,272	3,471	3,801
本町田	12,472	25,426	12,395	13,031
南大谷	4,802	11,015	5,432	5,583
西成瀬	2,218	5,280	2,576	2,704
成瀬(丁目)	4,223	9,732	4,735	4,997
南成瀬	4,876	10,499	5,173	5,326
成瀬	3,371	7,978	3,815	4,163
成瀬が丘	2,281	4,539	2,245	2,294
高山ヶ坂	4,835	10,554	5,243	5,311
山崎町	7,388	15,702	7,503	8,199
木曾町	150	347	167	180
木曾東	8,205	14,964	7,285	7,679
木曾西	3,339	8,126	3,958	4,168
金井町	3,627	8,103	4,018	4,085
金井(丁目)	4,583	11,219	5,542	5,677
鶴間		-		
鶴間(丁目)	3,726	8,707	4,215	4,492
南町田	4,619	10,609	5,165	5,444
小川川		-		
小川(丁目)	5,582	13,742	6,774	6,968
つくし野	2,810	6,638	3,126	3,512
南つくし野	2,369	5,667	2,744	2,923
小野路町	2,051	3,877	1,998	1,879
野津田町	4,125	10,319	5,093	5,226
大蔵町	4,014	9,055	4,534	4,521
真光寺町	713	1,603	828	775
真光寺(丁目)	2,282	5,480	2,683	2,797
広袴町	423	953	478	475
広袴(丁目)	1,460	3,425	1,738	1,687
能ヶ谷	4,727	10,748	5,198	5,550
三輪町	3,160	6,680	3,521	3,159
三輪緑山	2,260	5,245	2,506	2,739
鶴川	6,225	12,575	6,064	6,511
薬師台	1,077	2,845	1,365	1,480
函師町	3,528	8,431	4,246	4,185
根岸町	290	682	338	344
根岸(丁目)	911	2,130	1,048	1,082
矢部町	719	1,665	834	831
常盤町	1,995	4,650	2,357	2,293
上山田町	1,786	4,814	2,407	2,407
下山田町	1,757	3,878	1,877	2,001
忠生	3,455	7,328	3,639	3,689
小山田桜台	1,564	3,532	1,696	1,836
相原町	6,926	15,102	7,381	7,721
小山町	7,445	18,333	9,275	9,058
小山ヶ丘	4,458	11,831	5,742	6,089
山崎(丁目)	399	830	400	430

(4) 年次別人口の推移 (表 3-4)

各年10月1日 (国勢調査及び推計人口)

年次	町田市	東京都	全国
2009年	422, 112	13, 077, 625	125, 820, 336
2010年	424, 669	13, 159, 388	126, 381, 728
2011年	425, 173	13, 191, 203	126, 180, 135
2012年	425, 155	13, 225, 551	125, 957, 139
2013年	426, 410	13, 301, 154	125, 704, 434
2014年	426, 448	13, 398, 087	125, 431, 416
2015年	426, 999	13, 515, 271	125, 319, 299
2016年	428, 203	13, 636, 222	125, 020, 252
2017年	429, 070	13, 742, 906	124, 648, 471
2018年	428,589	13,843,403	124,218,285

資料 全国人口 (日本人) については、総務省統計局による人口推計
東京都人口については、東京都総務局統計部による人口推計
2010年、2015年は国勢調査による。

4 施設の概要

(1) 町田市保健所中町庁舎

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市中町二丁目13番3号
敷地面積 2,176.84 m²

(m²)

	本館		研修棟	
竣工	1974年9月28日		1997年2月14日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建		鉄骨造2階建 (1階ピロティ)	
内訳	地階	167.24	ピロティ	駐車場
	1階	614.58		
	2階	599.73	2階	研修室等
	塔屋	44.46		
	《附属施設》			
	犬舎	7.50		
	車庫	42.80		
計		1426.01		376.23

(2) 健康福祉会館

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市原町田五丁目8番21号
敷地面積 1,817.14 m²

(m²)

竣工	1989年3月25日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建	
内訳	地階	769.74
	1階	998.25
	2階	929.91
	3階	892.41
	4階	787.11
	PH	51.62
計		4429.04

(3) 鶴川保健センター

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市大蔵町1981番地4
敷地面積 430.29 m²

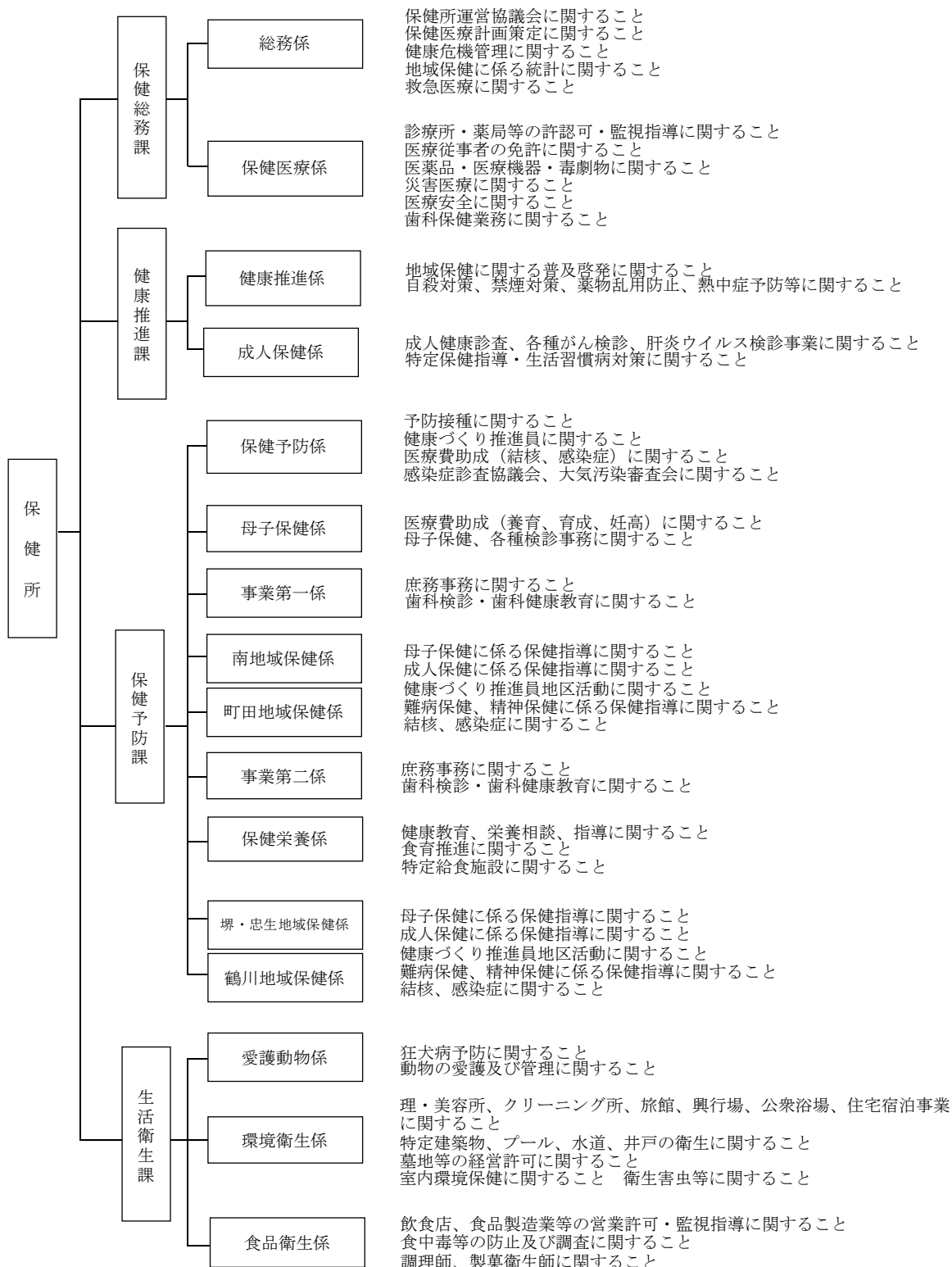
(m²)

竣工	1985年10月15日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造・地下 1階付2階建の1階の一部	
内訳	地階	
	1階	370.29
	2階	
計		370.29

5 保健所の組織及び分掌事務

(1) 保健所の組織図

(2018年4月1日現在)



(2) 職員配置表 (表 5-1)

2018年4月1日現在

所 属		総 数	医 師	事 務	保 健 師	看 護 師	保 育 士	心 理 相 談 員	精 神 保 健 福 祉 士	栄 養 士	歯 科 衛 生 士	薬 劑 師	獣 医 師	衛 生 技 術	放 射 線 技 師
総 数	職員	116	3	38	43					6	5	6	8	7	
	嘱託	35		11	9	4	1	1	1	4	2	1			1
保健所長		1	1												
保健総務課	職員	11		5	1						1	2	1	1	
	嘱託	4		2		1						1			
健康推進課	職員	11		9	2										
	嘱託	3		2	1										
保健予防課	職員	71	2	19	40					6	4				
	嘱託	27		6	8	3	1	1	1	4	2				1
生活衛生課	職員	22		5								4	7	6	
	嘱託	1		1											

(注) 上記のほか、2名（保健師1名、衛生技術1名）が東京都保健所等へ派遣されている。

6 決算状況

2018年度歳入決算

(円)			
款項目節	予算現額	調定済額	収入済額
12. 分担金及び負担金	9,957,000	24,341,188	24,341,188
1. 負担金	9,957,000	24,341,188	24,341,188
3. 衛生費負担金	9,957,000	24,341,188	24,341,188
1. 保健所費負担金	4,826,000	3,103,041	3,103,041
2. 予防接種費負担金	5,131,000	21,238,147	21,238,147
13. 使用料及び手数料	36,550,000	34,152,480	34,152,480
1. 使用料	1,399,000	1,632,000	1,632,000
3. 衛生使用料	1,399,000	1,632,000	1,632,000
1. 健康福祉会館使用料	1,399,000	1,632,000	1,632,000
2. 手数料	35,151,000	32,520,480	32,520,480
3. 衛生手数料	35,151,000	32,520,480	32,520,480
1. 犬登録手数料	16,173,000	15,889,840	15,889,840
5. 保健所許可手数料	18,958,000	16,598,240	16,598,240
6. 諸証明手数料	20,000	32,400	32,400
14. 国庫支出金	42,822,000	58,548,087	58,548,087
1. 国庫負担金	19,528,000	15,654,236	15,654,236
2. 衛生費国庫負担金	19,528,000	15,654,236	15,654,236
1. 未熟児養育医療給付費負担金	8,740,000	8,740,500	8,740,500
2. 感染症対策費負担金	3,232,000	676,345	676,345
3. 結核患者入所医療療養費負担金	5,759,000	4,441,689	4,441,689
4. 医療給付費負担金	1,797,000	1,795,702	1,795,702
2. 国庫補助金	22,808,000	42,408,927	42,408,927
1. 総務費国庫補助金	675,000	675,000	675,000
8. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助	675,000	675,000	675,000
3. 衛生費国庫補助金	22,133,000	41,733,927	41,733,927
2. 感染症対策費補助	2,345,000	11,554,000	11,554,000
3. 特定疾患等対策費補助	113,000	174,000	174,000
4. 結核患者医療療養費補助	786,000	741,927	741,927
5. 地域保健対策費補助	657,000	459,000	459,000
6. 子ども・子育て支援交付金	8,268,000	16,247,000	16,247,000
7. 健康増進対策費補助	6,126,000	5,220,000	5,220,000
8. 母子保健衛生費補助	3,838,000	7,338,000	7,338,000
3. 委託金	486,000	484,924	484,924
3. 衛生費委託金	486,000	484,924	484,924
1. 衛生統計調査委託金	486,000	484,924	484,924
15. 都支支出金	182,942,000	167,197,114	167,197,114
1. 都負担金	39,630,000	32,402,679	32,402,679
2. 衛生費都負担金	39,630,000	32,402,679	32,402,679
2. 健康増進事業費負担金	34,255,000	27,518,875	27,518,875
3. 医療給付費負担金	898,000	405,753	405,753
4. 未熟児養育医療給付費負担金	4,370,000	4,370,250	4,370,250
5. 感染症流行予測調査費負担金	107,000	107,801	107,801
2. 都補助金	129,305,000	121,888,911	121,888,911
2. 民生費都補助金	872,000	888,359	888,359
22. 子ども家庭支援包括補助事業費補助	872,000	888,359	888,359
3. 衛生費都補助金	128,433,000	121,000,552	121,000,552
1. 救急医療対策費補助	4,000,000	4,000,000	4,000,000
2. 予防接種事故対策費補助	2,718,000	2,239,200	2,239,200
3. 医療保健政策包括補助事業費補助	39,493,000	42,277,000	42,277,000
4. 訪問看護事業費補助	1,489,000	1,425,352	1,425,352
5. 食育推進活動支援事業費補助	1,000,000	1,000,000	1,000,000
6. 子ども・子育て支援交付金	8,268,000	16,247,000	16,247,000
9. 出産・子育て応援事業費補助	56,411,000	39,099,000	39,099,000
10. 在宅療養推進事業費補助	10,000,000	10,000,000	10,000,000
11. 地域自殺対策強化交付金	5,026,000	4,685,000	4,685,000
12. 受動喫煙防止対策促進事業費補助	28,000	28,000	28,000
3. 委託金	14,007,000	12,905,524	12,905,524
3. 衛生費委託金	14,007,000	12,905,524	12,905,524
2. 保健衛生事務委託金	14,007,000	12,905,524	12,905,524
16. 財産収入	3,240,000	3,240,000	3,240,000
1. 財産運用収入	3,240,000	3,240,000	3,240,000
1. 財産貸付収入	3,240,000	3,240,000	3,240,000
1. 土地建物貸付収入	3,240,000	3,240,000	3,240,000
20. 諸収入	1,217,000	1,120,896	1,120,896
4. 受託事業収入	1,000	1,532	1,532
3. 衛生費受託事業収入	1,000	1,532	1,532
1. 石綿健康被害救済給付事務受託収入	1,000	1,532	1,532
6. 雑入	1,216,000	1,119,364	1,119,364
6. 雑入	1,216,000	1,119,364	1,119,364
3. 衛生費雑入	1,216,000	1,119,364	1,119,364
2. 光熱水費使用料	56,000	88,011	88,011
6. 講習会等参加費	166,000	125,600	125,600
18. 後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業費補助金	707,000	93,672	93,672
20. 航空機常時測定装置設置料	10,000	11,491	11,491
32. 実習生受入謝礼	277,000	226,000	226,000
39. 後期高齢者医療制度歯科健康診査事業等補助金	0	574,590	574,590
合計	276,728,000	288,599,765	288,599,765

2018 年度歳出決算

(円)

款項目節	予算現額	支出済額	不用額
4. 衛生費	2,322,918,000	2,161,995,862	160,922,138
1. 保健衛生費	2,322,918,000	2,161,995,862	160,922,138
1. 保健総務費	234,280,000	231,892,227	2,387,773
1. 報酬	750,000	596,110	153,890
4. 共済費	0	0	0
8. 報償費	645,000	504,820	140,180
9. 旅費	491,000	417,181	73,819
11. 需用費	2,588,000	2,192,569	395,431
消耗品費	1,504,000	1,227,436	276,564
印刷製本費	673,000	578,169	94,831
修繕料	387,964	386,964	1,000
医薬材料費	23,036	0	23,036
12. 役務費	2,020,000	985,636	1,034,364
13. 委託料	209,773,000	209,309,899	463,101
14. 使用料及び賃借料	78,000	77,232	768
18. 備品購入費	947,000	946,080	920
19. 負担金補助及び交付金	13,752,000	13,626,700	125,300
23. 償還金利子及び割引料	3,236,000	3,236,000	0
2. 健康推進費	448,392,000	425,414,812	22,977,188
4. 共済費	14,000	9,694	4,306
7. 貸金	1,848,000	1,297,091	550,909
8. 報償費	1,315,000	1,126,000	189,000
9. 旅費	66,000	64,874	1,126
11. 需用費	9,656,000	8,720,185	935,815
消耗品費	619,000	566,599	52,401
印刷製本費	9,037,000	8,153,586	883,414
12. 役務費	12,326,000	10,995,868	1,330,132
通信運搬費	12,152,000	10,927,845	1,224,155
広告料	24,000	7,976	16,024
保険料	150,000	60,047	89,953
13. 委託料	422,787,000	402,856,754	19,930,246
14. 使用料及び賃借料	176,000	140,346	35,654
23. 償還金利子及び割引料	204,000	204,000	0
3. 保健予防費	1,580,720,000	1,459,044,165	121,675,835
1. 報酬	5,219,000	4,847,204	371,796
4. 共済費	175,000	144,739	30,261
7. 貸金	41,307,000	39,614,057	1,692,943
8. 報償費	19,957,000	17,724,932	2,232,068
9. 旅費	1,070,000	923,986	146,014
11. 需用費	66,910,103	59,158,707	7,751,396
消耗品費	34,445,371	29,477,223	4,968,148
印刷製本費	9,904,000	8,059,357	1,844,643
光熱水費	16,384,471	15,602,846	781,625
修繕料	3,487,261	3,405,134	82,127
賄材料費	112,000	81,981	30,019
医薬材料費	2,577,000	2,532,166	44,834
12. 役務費	6,817,000	3,589,920	3,227,080
通信運搬費	1,776,000	1,355,654	420,346
手数料	3,339,000	584,506	2,754,494
保険料	1,702,000	1,649,760	52,240
13. 委託料	1,313,401,185	1,222,012,027	91,389,158
14. 使用料及び賃借料	787,000	585,558	201,442
15. 工事請負費	4,800,600	4,800,600	0
18. 備品購入費	708,112	686,696	21,416
19. 負担金補助及び交付金	47,118,000	39,738,260	7,379,740
20. 扶助費	35,531,000	28,339,654	7,191,346
22. 補償・補填及び賠償金	4,000	0	4,000
23. 償還金利子及び割引料	36,915,000	36,877,825	37,175
4. 生活衛生費	59,526,000	45,644,658	13,881,342
8. 報償費	428,000	406,400	21,600
9. 旅費	543,000	386,982	156,018
11. 需用費	11,494,000	9,088,094	2,405,906
消耗品費	3,448,000	3,050,249	397,751
印刷製本費	1,819,000	1,482,087	336,913
光熱費	4,031,000	3,005,823	1,025,177
修繕料	1,936,000	1,344,816	591,184
飼料費	260,000	205,119	54,881
12. 役務費	7,214,000	4,873,075	2,340,925
通信運搬費	1,173,000	887,391	285,609
手数料	6,022,000	3,967,934	2,054,066
保険料	19,000	17,750	1,250
13. 委託料	33,648,000	26,366,130	7,281,870
14. 使用料及び賃借料	413,000	378,007	34,993
18. 備品購入費	175,000	158,760	16,240
19. 負担金補助及び交付金	5,606,000	3,985,810	1,620,190
22. 補償・補填及び賠償金	1,000	0	1,000
23. 償還金利子	4,000	1,400	2,600

7 研修・教育

(1) 研究報告

日本老年歯科学会第29回学術大会（6月22日）

高齢者歯科口腔機能健診による口腔機能維持・向上への取り組み

（報告者：保健総務課歯科衛生士・保健予防課歯科衛生士）

(2) 人材育成研修-圏域での取り組み

南多摩保健医療圏では、政令市保健所も多摩地域の保健所としてネットワークを築いていけるよう、南多摩保健所が事務局となり、圏域5市（八王子市、町田市、多摩市、日野野市、稲城市）の連絡会や人材育成研修会を実施しており、町田市保健所も企画運営に協力している。

新任期保健師向け人材育成研修実施状況（表7-1）

日程	内容	出席者数
10月10日	プロの保健師であるためにVol.16 「地域で求められる保健師であるために」 講師：南多摩保健所地域保健推進担当課長	10月10日 全体 7 町田 0
10月18日	「個別支援のためのアセスメント」 講師：公益財団法人東京都医学総合研究所 「事例検討」	10月18日 全体 7 町田 0

中堅期保健師向け人材育成研修実施状況（表7-2）

日程	内容	出席者数
11月19日	中堅期保健師研修	11月19日 全体 12 町田 3
12月3日	「事業の見直し～PDCAサイクルの視点から～」 講師：帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科教授	12月3日 全体 11 町田 2

南多摩保健医療圏地域保健・医療・福祉推進研修（人材育成研修：栄養士） 実施状況（表7-3）

日程	内容	出席者数
8月28日	講演 「発達障害のある方への食支援 ～子どもから大人まで、発達障害のある方の食べる ことの難しさの理解と食支援の方法を考える～」 講師 国立大学法人東京学芸大学 特別ニーズ教育分野 教授	全体：128 町田：33

食育シンポジウム実施状況（表 7-4）

日程	内容	出席者数
2019年 3月4日	<p>【第一部：基調講演】 「第3次食育推進基本計画について ～実践の輪を広げよう～」 講師：東京農業大学 応用生物科学部 栄養学科 教授</p> <p>【第二部：シンポジウム】 『「地域でつながる食育」～様々な取組事例と私たちにできること～』 コーディネーター：東京農業大学 応用生物科学部 栄養学科 教授</p> <p><取組報告> 1 「学校給食における取組」 町田市立七国山小学校 栄養教諭 2 「地域活動栄養士会における取組」 八王子地域活動栄養士会 栄養士 3 「NPO法人における取組」 特定非営利活動法人 支え合う会みのり 理事</p> <p><意見交換会></p>	<p>全体：102 町田：19</p>

（3）実習生指導

公衆衛生を担う人材の育成のため、大学等の依頼に基づき保健師学生や管理栄養士学生等の実習生を受け入れ、保健所事業の説明、公衆衛生活動の実践指導や体験参加等を実施している。

実習生指導状況（表 7-5）

対象	学校名	実習期間	受入日数	実習生数		指導内容
				実	延	
保健師学生	杏林大学	4週間	39日	5人	98人日	健診・家庭訪問・面接・電話相談・健康教育・グループ活動の見学
管理栄養士学生	実践女子大学	7日	7日	5人	35人日	特定給食施設指導、食育推進、母子健康教育、成人健康教育、課題研究
	東京医療保健大学	7日	17日	14人	98人日	
医学生	北里大学	1日	7日	13人	13人日	公衆衛生医師の役割、保健所業務の説明及び見学
歯科衛生士学生	アポロ歯科衛生士専門学校	2日	4日	8人	16人日	公衆衛生における歯科衛生士と保健所業務の説明、健診の見学

8 各種協議会

(1) 町田市主催

ア 保健所運営協議会

地域保健法に基づき、地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所運営協議会を設置、開催している。

2017年度は、「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画 2018年度～2023年度)」の策定を行った。

保健所運営協議会 (表 8-1)

開催日	出席者数	協議内容
2019年 3月5日	11	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)」の進捗について ・町田市保健所の2018年度の主な事業報告及び2019年度の主な事業計画について

(2) 東京都南多摩保健所主催

南多摩保健医療協議会及び各部会や南多摩健康危機管理対策協議会が設置されており、南多摩保健医療圏域内における保健医療施策の協議や情報の共有を図っている。また、圏域内の保健・医療・福祉関係者への支援研修として、南多摩地域保健医療福祉フォーラムが開催されており参画している。

ア 南多摩地域保健医療協議会

南多摩地域保健医療協議会 (表 8-2)

名称	開催日	開催場所	内容
南多摩地域保健医療協議会	7月26日	南多摩保健所	地域保健医療推進プランの最終評価について 他
健康づくり部会	2019年 1月17日	南多摩保健所	1 地域保健医療推進プランのベースラインについて 2 地域保健医療推進プラン推進に係る各機関からの取組報告 3 その他
健康安全部会	2019年 1月31日	南多摩保健所	
地域医療・地域包括ケア部会	2019年 1月23日	南多摩保健所	

イ 南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン

南多摩保健医療圏（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）に暮らす住民一人ひとりの健康増進と健康危機に対応する基本的な取組と今後の方向を示すものとして、「南多摩保健所医療圏地域保健医療推進プラン」を作成している。

「南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン」（平成 25 年度～平成 29 年度）に基づいて取組を行った。

（3）その他主催

ア 町田市保健医療協議会

町田市医師会主催による、町田市の保健医療行政の向上を目的とした協議会である。2018 年度は 7 月に開催され、町田市内の保健衛生に関する事項について協議を行った。

町田市保健医療協議会構成機関（表 8-3）

事務局	機関
○	(1)町田市医師会 (2)町田市歯科医師会 (3)町田市薬剤師会 (4)町田消防署 (5)八王子労働基準監督署町田市署 (6)町田市 (7)町田市保健所

町田市保健医療協議会開催状況（表 8-4）

日時	場所	議題
7月26日	町田市医師会館	(1)子育て世代包括支援センターについて (2)麻しん風しんワクチンの接種率向上について (3)高齢者肺炎球菌予防接種のフォロー接種について (4)フレイル対策について (5)オーラルフレイルの周知への行政としての取り組みについて

Ⅱ 保 健 総 務

1 健康危機管理

地域保健法及びその他関係法令等に基づき、重篤な感染症や集団食中毒の発生、毒劇物の混入や化学剤、生物剤による集団健康被害など、市民や地域に健康被害がおよぶ恐れがあるさまざまな健康危機を、未然に防止するとともに、発生した場合には被害を最小限に食い止めるため、各関係機関等と連携調整し、健康危機への対応を図り、健康危機による被害の回復を含めた健康危機管理体制を構築している。

そのため、町田市健康危機管理委員会を開催し、各関係機関との健康危機管理体制について検討を行うとともに、所内における研修を実施している。

(1) 町田市健康危機管理委員会

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の原因により市民の生命及び健康の安全を脅かす健康危機事態に対する管理体制を確保するため関係機関から推薦された委員で構成する町田市健康危機管理委員会を設置している。

2018年度は、2019年2月14日に開催した。

(2) 研修

「町田市保健所健康危機管理ガイドライン」に基づいて、保健所職員が的確な対応を行えるよう、また、新型インフルエンザ等対策について、所内において共通の認識を持てるよう、研修を実施している。

実施状況（表 1-1）

開催日	内 容	出席者数
10月30日	「町田市保健所健康危機管理ガイドライン」及び 食中毒対策、感染症等対策について 講師：保健所職員	12

2 統計調査

保健衛生行政の的確な推進及び各種行政効果を把握するために、その基礎資料となる各種統計調査を実施している。

(1) 基幹統計

統計法に基づく基幹統計として各種調査を実施している。

ア 人口動態調査

人口動態調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出をもとに、人口の動態事象を数理的に把握し、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査では、各届出をもとに市区町村が調査票を作成し、保健所が審査のうえ、東京都を經由し厚生労働省へ提出している。

イ 医療施設（動態・静態）調査

医療施設調査は、医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、毎年実施し医療法による届出や処分に基づく動態調査、3年周期で行い一部を除くすべての病院・診療所を対象とした静態調査がある。

前回の静態調査は2017年度に行った。

ウ 患者調査

患者調査は、病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、3年周期で行い、層化無作為で抽出された医療施設を利用する患者を客体として実施している。

前回調査は2017年度に行った。

エ 国民生活基礎調査

国民生活基礎調査は、国民の保健、医療、福祉、年金等、国民生活の基礎事項について、世帯面から総合的に把握し、行政施策の基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている。

この調査は、国勢調査地区から層化無作為にて抽出された調査地区内すべての世帯及び世帯員を客体として実施している。

2018年度は、6月7日を調査日とし、町田市内では対象となった3地区の調査を行った。

(2) 一般統計

統計法に基づく一般統計として各種調査を実施した。

一般統計 (表 2-1)

調査名	目的	期日 (調査日)	対象	備考
社会保障・人口問題基本調査 (第6回全国家庭動向調査)	出産・子育て、老親の扶養・介護を始めとする家庭の諸機能の実態、変化要因を把握し少子化への対応の基本的方向性を示し、厚生労働行政施策立案の基礎資料を得ること。	7月1日	-	該当地区なし
受療行動調査	医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ること。	-	-	この調査は3年周期で行い、前回調査は2017年が調査年であった。市内は該当地区なし。
地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ること。	年度報	保健所 及び 市区町村	
国民健康・栄養調査	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ること。	栄養摂取状況調査	1地区	生活習慣調査に関しては、11月1日から11月30日に行った。
		11月7日		
		身体状況調査		
		11月8日		
歯科疾患実態調査	歯科保健状況を把握し、8020運動(歯科保健推進事業等)の種々の対策の効果についての検討や、健康日本21において設定した目標の達成度等の判定を行い、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ること。	-	-	この調査は5年周期で行い、前回調査は2016年に行った。
乳幼児栄養調査	全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を調査し、授乳・離乳の支援、乳幼児の食生活の改善のための基礎資料を得ること。	-	-	この調査は10年周期で行い、前回調査は2015年に行った。

3 医務・薬務

(1) 医務

ア 施設関係

(ア) 申請受付、申請に基づく実地調査

「医療法」等関係法令に基づき、病院（経由事務）、診療所、歯科診療所、助産所、施術所（あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう、柔道整復）、歯科技工所、衛生検査所などの施設に対する許可、諸届出の受理及び実地調査を行っている。

実地調査は、施設の構造設備等が規定を満たしているか、従事者等が届出内容と一致しているか、衛生上問題がないか等の観点から、主に新規開設施設に対して行っている。

医務関係施設数及び立入件数（表 3-1）

業種	施設数			新規	廃止	諸届	立入件数
	2016年度末	2017年度末	2018年度末				
総数	1,211	1,241	1,242	85	84	491	110
病院	21	20	20	-	-	40	2
診療所	318	328	329	26	25	198	43
有床	9	10	10	-	-	13	7
無床	309	318	319	26	25	185	36
歯科診療所	232	231	235	12	8	103	25
有床	-	-	-	-	-	-	-
無床	232	231	235	12	8	103	25
助産所	3	3	4	1	-	-	-
有床	1	1	1	-	-	-	-
無床	2	2	3	1	-	-	-
衛生検査所	2	3	3	-	-	6	-
施術所 あま指、はり、きゅう	221	227	217	21	31	103	22
柔道整復	131	137	136	13	14	40	18
出張施術業者	228	237	244	12	5	-	-
歯科技工所	55	55	54	-	1	1	-

(注) 1 あま指：あん摩・マッサージ・指圧

2 病院からの申請、諸届については、東京都への経由事務である。

<参考> 診療所・助産所病床数

年度	総数	診療所	歯科診療所	助産所
2016	111	109 (-)	-	2
2017	130	128 (-)	-	2
2018	129	127 (-)	-	2

(注) 一般診療所：()内は療養病床再掲

(イ) 有床診療所への定例立入検査

有床診療所は入院施設を保有しており、無床診療所と比較して、より適切な管理が求められることから、医療法に基づき、有床診療所へ優先的かつ定期的(概ね 3 年毎)に立入検査を実施している。2018 年度は 3 施設に立ち入り、改善指導、助言を行った。

(ウ) 衛生検査所への定例立入検査

衛生検査所は、人体から排出又は採取された検体について、微生物学、血清学、血液学、病理学、寄生虫学、生化学的検査を行う施設で、医師が行う病気の診断等に資するため、主に医療機関から依頼された検体を検査している。

衛生検査所に対しては、検査精度の質的向上を図ることを目的に、「臨床検査技師等に関する法律」第20条の5に基づく定例の立入検査を東京都と協力して実施している。

2018年度は、定例の立入検査が非該当の年度であった。

(エ) 救急医療機関への実地調査

救急医療機関は、病院又は診療所からの申し出に基づいて、「救急病院等を定める省令」で定める基準に該当する施設を都道府県知事が認定し告示しており、3年毎の更新制となっている。

医療機関から提出された申出書を受け付けたときは、申出事項について実地調査した上、調査書を作成し申出書に添付して管轄の消防署へ書類を送付している。

救急医療機関（表 3-2）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
あけぼの病院	中町1-23-3	042-728-1111
町田市民病院	旭町2-15-41	042-722-2230
多摩丘陵病院	下小山田町1491	042-797-1511
町田慶泉病院	南町田2-1-47	042-795-1670
町田病院	木曽東4-21-43	042-789-0502
鶴川記念病院	三輪町1059-1	044-987-1311
南町田病院	鶴間4-4-1	042-799-6161
おか脳神経外科	根岸町1009-4	042-798-7337
ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘1-3-8	042-798-1121

イ 医療資格者関係

「医師法」その他関係法令に基づく、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係職種免許の新規、籍（名簿）訂正、書換交付、再交付等の申請の受理及び経由事務を行っている。

医療従事者免許受付件数（表 3-3）

年 度	区 分	総 数	医	歯	薬	保	助	看	准	診	臨	衛	視	作	理	そ
			師	科 医 師	劑 師	健 師	産 師	護 師	看 護 師	療 放 射 線 技 師	床 検 査 技 師	生 検 査 技 師	能 訓 練 士	業 療 法 士	学 療 法 士	他 免 許
2016	総	508	25	15	71	28	7	203	26	8	25	1	6	30	62	1
2017	総	424	36	12	73	14	3	179	27	8	18	-	2	21	30	1
2018	総	440	42	16	102	23	3	158	19	2	15	-	5	17	38	-
	新	289	28	7	70	11	1	103	10	1	7	-	4	15	32	-
	籍訂正・書換	132	10	8	27	12	2	51	6	1	8	-	1	2	4	-
	再交付	14	1	1	3	-	-	4	3	-	-	-	-	-	2	-
	除籍（まっ消）	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（2）薬務

ア 医薬品等

（ア）申請受付、申請に基づく実地調査

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、薬局、医薬品販売業、医療機器販売業等の許可及び諸届の受付並びに実地調査を行っている。

申請受付の際は、管理者資格の確認や図面により構造設備が規定を満たしているかなどの確認を行っている。実地調査の際には、申請どおりの設備となっているか、衛生上問題がないかなどの確認を行っている。

薬事関係施設数及び立入件数（医薬品等及び麻薬等）（表 3-4）

業 種	施 設 数			新 規	廃 止	更 新	諸 届	立入件数	
	2016年度末	2017年度末	2018年度末						
総 数	2,169	2,274	2,307	154	133	70	2,189	942	
医 薬 局	166	172	172	16	16	24	771	93	
薬 品	販 一 般 販 売 業	-	-	-	
	卸 卸 売 販 売 業	20	19	19	1	1	0	10	4
	業 店 舗 販 売 業	62	64	66	5	3	7	272	15
	薬 局 製 剤 製 造 業	7	8	5	1	4	0	-	1
	薬 局 製 剤 製 造 販 売 業	7	8	5	1	4	0	5	1
品 麻 薬 小 売 業 者	127	130	134	14	10	5	258	87	
向 精 神 薬 販 売 業 者	186	191	191	17	17	.	671	97	
高度管理医療機器等販売業	173	175	182	19	12	20	124	63	
高度管理医療機器等貸与業	87	81	91	15	5	14	53	35	
管理医療機器販売業	632	649	655	12	18	.	18	175	
管理医療機器貸与業	206	267	273	9	3	.	7	147	
化粧品販売業	248	255	257	22	20	.	.	112	
医薬部外品販売業	248	255	257	22	20	.	.	112	

（イ）一斉監視指導

医薬品等一斉監視指導を2回、医療機器一斉監視指導を1回実施し、医薬品等の適正な流通指導を図った。一斉監視指導期間中には、夜間監視及び医薬品等の収去を実施している。収去品について東京都健康安全研究センターで検査したところ、いずれも検査結果は「適」であった。

医薬品等一斉監視指導（表 3-5）

年度	業 態	立入調査件数	違反件数	指導件数
2016	総 数	60	1	13
2017	総 数	67	2	8
2018	総 数	59	0	9
	薬 局	46	0	9
	店 舗 販 売 業	10	0	-
	卸 売 販 売 業	3	-	-

医療機器一斉監視指導（表 3-6）

年度	業 態	立入調査件数	違反件数	指導件数
2016	総 数	320	4	16
2017	総 数	137	5	1
2018	総 数	111	3	4
	高度管理医療機器等販売業	32	2	2
	高度管理医療機器等貸与業	15	1	2
	管理医療機器販売業	32	-	-
	管理医療機器貸与業	32	-	-

医薬品等試験検査（表 3-7）

年度	品 目	検体数	検査項目	検査結果	
				適検体数	不適検体数
2016	総 数	5	-	5	-
2017	総 数	5	-	5	-
2018	総 数	5	-	5	-
	一 般 用 医 薬 品	1	承認規格	1	-
	生 薬 ・ 漢 方 製 剤	1	承認規格	1	-
	化 粧 品	2	化粧品基準	2	-
	医 療 機 器	1	品目仕様	1	-

(ウ) 講習会

2018年10月に東京都南多摩保健所、八王子市保健所と協力し、薬局を対象とした南多摩保健医療圏薬事講習会を開催した。「ポリファーマシー対策」について、昭和薬科大学 地域連携薬局イノベーション講座特任教授を講師として講演を行い、市内の99施設が出席した。

イ 毒物劇物等

(ア) 申請受付、申請に基づく実地調査

「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者の登録及び諸届の受付並びに申請に基づく実地調査を行っている。

申請受付の際は、責任者の資格の確認や図面により構造設備が規定を満たしているかなどの確認を行っている。実地調査の際には、申請どおりの設備となっているか、保健衛生上問題ないかの確認を行っている。

薬事関係施設数及び監視指導件数（毒物劇物）（表 3-8）

業種	施設数			新	規	廃	止	更	新	諸	届	立入件数
	2016年度末	2017年度末	2018年度末									
総数	204	198	195	6		9		8		19		56
毒物劇物	販売業	74	69	68	6		7		7		15	32
	一般販売業	1	1	0	-		1		-		-	-
	特定品目販売業	11	10	9	-		1		1		4	18
	農業用品目販売業	2	2	2	-		-		-		-	6
	業務上取扱者	-	-	-	-		-		-		-	-
	届出	-	-	-	-		-		-		-	-
劇物	非届出	23	23	23	-		-		-		-	-
	工場・研究所	93	93	93	-		-		-		-	-
学校												

(イ) 一斉監視指導

農薬等一斉監視指導を6月から7月に、シアン・トルエン等一斉監視指導を10月から11月にかけて実施している。

農薬は使用方法を誤ると、その成分により、吸入した場合には咽頭痛や息苦しさ、皮膚に触れた場合には発赤、水泡など、身体に悪影響を及ぼすことがある。

農薬等一斉監視指導は、毒物又は劇物に該当する農薬を販売する店舗等に対して立入調査を行い、管理状況等を確認し、農薬による保健衛生上の危害防止を図るものである。立入調査を行い、毒物劇物取扱責任者の変更について届出を行うこと、毒物・劇物と他の物とを混在させないことの改善指導を行っている。

農薬等一斉監視指導（表 3-9）

年度	立入調査件数	法令基準		指導基準	
		違反件数	指導件数	不適件数	指導件数
2016	4	1	1	-	-
2017	4	1	1	1	1
2018	8	-	-	2	2

シアン化ナトリウムなどの無機シアン化合物は、非常に毒性が強く、一部の物質を除き「毒物及び劇物取締法」により毒物に指定されている。トルエンは、同法により興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物に定められており、みだりに摂取、吸入、所持してはならないとされている。また、塩素酸ナトリウム等は、同法により引火性、発火性又は爆発性のある物に定められており、業務上必要な場合など正当な理由による場合を除いては、所持してはならないとされている。

シアン・トルエン等一斉監視指導は、これらを販売する店舗等や業務上取り扱う事業者に立入調査を行い、盗難防止等の保管管理状況、販売先の身元確認などの譲渡手続について確認し、無機シアン化合物等による保健衛生上の危害防止を図るものである。8件（6施設）の立入調査を行い、毒物・劇物と他の物とを混在させないこと、在庫量の定期点検を行うことなどの改善指導を行った。

シアン・トルエン等一斉監視指導（表 3-10）

年度	対象物	立入調査件数	法令基準		指導基準	
			違反件数	指導件数	不適合件数	指導件数
2016	総数	7	-	5	-	3
2017	総数	7	1	1	-	-
2018	総数	8	0	0	1	1
	無機シアン化合物	4	-	-	-	-
	トルエン	4	-	-	1	1
	爆発性物質	-	-	-	-	-

(ウ) 業務上取扱者

「毒物及び劇物取締法」は、製造業者、販売業者に対する規制のみならず、業務上毒物又は劇物を取り扱うものについても、必要な規制を設けている。例えば、電気めっき等で無機シアン化合物を取り扱う者や、実験で毒物・劇物を使用する学校、毒物・劇物を使用する研究所等が業務上取扱者に該当する。

これらの施設のうち、電気めっき事業者 2 施設、研究所等 2 施設に立ち入りを行い、保管管理状況等の確認を行った。

(エ) 家庭用品

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、安全基準に違反する物が販売されることのないように、市内の小売店等で販売されている家庭用品の試買・試験を行っている。

繊維製品（ベビー服、下着等）及び家庭用化学製品（家庭用洗剤等）合計 20 検体を購入し民間試験検査機関で試験検査した。2018 年度は、季節による流通品の変化を考慮し、夏季及び冬季期間の 2 回に分けて試買・試験を実施した。結果は、すべて「適」であった。

家庭用品試験検査（表 3-11）

	試買実施施設数	試買検体数	検査結果	
			基準違反検体数	延べ検査項目数
総 数	8	20	0	32

ウ 麻薬等

(ア) 申請受付、申請に基づく実地調査

「麻薬及び向精神薬取締法」、「覚せい剤取締法」に基づき、麻薬小売業者の登録及び諸届、覚せい剤原料取扱者の諸届の受付並びに実地調査を行っている。

申請受付の際は、図面により保管庫が規定を満たしているかなどの確認を行っている。実地調査の際には、申請どおりの設備となっているか、衛生上問題がないかなどの確認を行っている（表 3-4 参照）。

(イ) 不正大麻・けし撲滅

麻薬の原料が採れるけしや、幻覚物質を含む大麻は、法律で栽培等が禁止されている。

しかし、けしや大麻は自生していることがあるため、市内を巡回し、栽培が禁止されているけしや大麻を発見した場合は、抜き取りや関係機関への情報提供を行っている。

また、栽培が禁止されているけしや大麻は所持も禁止されているため、市民が抜き取ることはできず、発見した場合は保健所に通報するよう普及啓発を行っている。2018年度は、市関連施設でのポスター掲示のほか、市庁舎に懸垂幕を掲出し、不正けしの撲滅を訴えた。

けし・大麻巡回調査（表 3-12）

年度	巡回箇所	延べ巡回回数	抜去本数		
			け し		大 麻
			ソムニフェルム種	セティゲルム種	
2016	20 箇所	23	-	175	-
2017	16 箇所	17	-	58	-
2018	10 箇所	11	-	1,052	-

4 地域医療システム推進事業

(1) 地域医療システム推進事業（医科）

町田市医師会の協力のもと、市民に対するかかりつけ医制度の推進や健康づくり・医療知識の普及を目的に、インターネットによる最新の医療機関情報や市民向けの医療情報の提供、各種講演会を実施した。

講演会開催状況（表 4-1）

講座名	開催日	参加者数	内容及び講師
市民健康づくり講演会	9月29日	176	内容：歩くと足が痛くなる病気～元気で歩けていますか～ 講師：町田慶泉病院 血管外科部長 町田市民病院 整形外科部長
まちだ市民セミナー （市民公開講座）	2019年 3月10日	116	内容：ココロが動きたくなるカラダに美味しい運動のコツを伝授！ 講師：東京医科大学八王子医療センター 糖尿病・内分泌・代謝内科 理学療法士

(2) 地域医療システム推進事業（歯科）

町田市歯科医師会の協力のもと、市民に対するかかりつけ歯科医制度の推進や歯科医療知識の普及を目的に、インターネットによる最新の歯科医療機関情報や市民向けの歯科医療情報の提供、口腔ケアに関する講演会等を実施した。

講演会開催状況（表 4-2）

名称	開催日	参加者数	内容及び講師
第35回ぼくとわたしの デンタルケア	6月3日	157	内容：歯科医師によるむし歯相談、歯並び相談 歯科衛生士による正しい歯のみがき方指導
市民公開講座	2019年 2月16日	75	【第1部】 内容：高齢社会の歯周病治療 ―高齢者と歯周病― 講師：日本大学歯学部教授

(3) 薬の相談事業

町田市薬剤師会の協力のもと、家庭における健康の保持・増進を目的に、薬に関する相談や講演会等を実施した。

薬の相談、講演会等の開催状況（表 4-3）

事業名	開催日	参加者数	内容等
介護予防月間における講演会の実施	10月6日	16	内容：あなたは薬と上手につきあえていますか？ 講師：薬剤師会薬剤師
	10月14日	38	内容：かかりつけ薬局を知ろう 講師：薬剤師会薬剤師
お薬相談 (健康づくりフェア)	11月11日	50	内容：薬剤師会薬剤師によるお薬相談
子ども薬剤師体験 (健康づくりフェア)		135	内容：お菓子をを使った調剤体験
市民公開講座	2019年 2月9日	92	内容：薬になる植物、毒になる植物 ～美しい花には毒がある！？～ 講師：昭和薬科大学天然物化学教室 准教授

5 救急医療対策事業

(1) 当番病院・当番医

市民が休祝日や夜間でも安心して医療が受けられるように、町田市医師会の協力のもと、休祝日と平日・土曜日の時間外及び夜間の救急患者に対する診療の確保を図っている。

診療の概要（表 5-1）

区 分	開 始 年 度	診療科目・開設数	診 療 日	診 療 時 間
救急病院による 休祝日救急診療	1969年度	3か所 (内科系1・外科系2) (病院 ^{※1})	日曜・祝休日・ 年末年始 (12/29～1/3)	AM9:00～翌日AM9:00
救急当番病院による 平日・土曜日時間外 救急診療	1979年度	内科系1か所 (病院 ^{※2})	平日 (年末年始除く)	PM7:00～翌日AM8:00
			土曜日 (祝休日・年末年始 除く)	PM1:00～翌日AM8:00
当番医による 休祝日急病診療 (初療)	1969年度	内科系3か所 (診療所)	日曜・祝休日・ 年末年始 (12/29～1/3)	AM9:00～PM5:00

※¹救急病院による休祝日救急診療の実施医療機関は、あけぼの病院、おか脳神経外科、多摩丘陵病院、町田慶泉病院、町田市民病院、町田病院、南町田病院及びふれあい町田ホスピタルの8医療機関。

※²救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療の実施医療機関は、あけぼの病院、多摩丘陵病院、町田慶泉病院、町田市民病院、町田病院、南町田病院及びふれあい町田ホスピタルの7医療機関。

月別診療状況（救急病院による休祝日救急診療）（表 5-2）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
患者数	539	852	384	658	596	794	525	532	1,136	1,367	552	435	8,370
内 訳	内科	252	376	176	292	254	361	201	204	586	916	293	4,099
	小児科	18	44	33	40	32	45	38	19	36	34	20	370
	外科	259	408	153	300	280	373	274	298	505	395	215	3,693
	他科	10	24	22	26	30	15	12	11	9	22	24	3
診療日数	6	7	4	6	5	7	5	6	8	8	5	6	73
診療施設数	18	21	12	18	15	21	15	18	24	24	15	18	219
平均患者数	89.8	121.7	96.0	109.7	119.2	113.4	105.0	88.7	142.0	170.9	110.4	72.5	114.7

月別診療状況（救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療）（表 5-3）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
患者数	273	277	288	333	289	241	249	241	230	460	262	289	3,432	
内 訳	内科	204	204	206	251	228	180	187	162	174	395	214	2,606	
	小児科	3	5	10	10	6	2	13	8	15	15	12	112	
	外科	65	67	70	69	51	56	46	68	38	45	31	72	678
	他科	1	1	2	3	4	3	3	3	3	5	5	3	36
診療日数	24	24	26	25	26	23	26	24	23	23	23	25	292	
診療施設数	24	24	26	25	26	23	26	24	23	23	23	25	292	
平均患者数	11.4	11.5	11.1	13.3	11.1	10.5	9.6	10.0	10.0	20.0	11.4	11.6	11.8	

月別診療状況（当番医による休祝日急病診療（初療））（表 5-4）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
患者数	347	463	111	288	423	350	311	364	1,010	1,943	445	377	6,432	
内 訳	内科	296	393	80	201	262	257	235	267	785	1,567	351	328	5,022
	小児科	43	26	9	56	41	54	27	57	176	335	73	45	942
	外科	2	9	5	9	0	10	0	0	3	5	5	0	48
	他科	6	35	17	22	120	29	49	40	46	36	16	4	420
診療日数	6	7	4	6	5	7	5	6	8	8	5	6	73	
診療施設数	18	21	12	18	15	21	15	18	24	24	15	18	219	
平均患者数	57.8	66.1	27.8	48.0	84.6	50.0	62.2	60.7	126.3	242.9	89.0	62.8	88.1	

年度別診療状況（表 5-5）

年度	救急病院による 休祝日救急診療		救急当番病院による 平日・土曜日時間外 救急診療		当番医による 休祝日急病診療 (初療)	
	患者数	前年比	患者数	前年比	患者数	前年比
2016	7,769	348	3,692	172	6,909	△ 4,963
2017	7,496	△ 273	3,465	△ 227	6,472	△ 437
2018	8,370	874	3,432	△ 33	6,432	△ 40

(2) 急患センター

ア 休日応急歯科・障がい者歯科診療所

休祝日等の歯科の急病患者に対する応急診療と障がい者や有病高齢者のための診療を行うため、東京都町田市歯科医師会の協力のもと、「休日応急歯科・障がい者歯科診療所」を開設し、診療を行っている。

診療の概要（表 5-6）

区 分	開 始 年 度	診療科目・開設数	診療日	診療時間
休日歯科応急診療	1977年度	歯科1か所固定 (健康福祉会館 1階)	日曜・祝休日・ 年末年始 (12/29~1/3)	AM9:00~PM5:00
障がい者歯科診療	2007年度		水曜・木曜 (祝休日・年末年始除く)	

月別診療状況（表 5-7）

区 分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
休日歯科応急診療	患者数	25	45	12	33	30	28	18	29	109	97	17	27	470
	診療日数	6	7	4	6	5	7	5	6	8	8	5	6	73
	平均患者数	4.2	6.4	3.0	5.5	6.0	4.0	3.6	4.8	13.6	12.1	3.4	4.5	6.4
障がい者歯科診療	患者数	217	234	212	204	255	196	213	207	211	187	192	186	2,514
	診療日数	8	9	8	8	10	8	9	9	8	8	8	7	100
	平均患者数	27.1	26.0	26.5	25.5	25.5	24.5	23.7	23.0	26.4	23.4	24.0	26.6	25.1

年度別診療状況（表 5-8）

年 度	休日歯科応急診療		障がい者歯科診療	
	患者数	前年比	患者数	前年比
2016	500	△ 169	2,485	6
2017	482	△ 18	2,460	△ 25
2018	470	△ 12	2,514	54

イ 休日・準夜急患こどもクリニック

休休日等や準夜帯の小児初期急病患者に対する診療を実施するため、町田市医師会の協力のもと、「休日・準夜急患こどもクリニック」を開設し、診療を行っている。

診療の概要（表 5-9）

区 分	開 始 年 度	診療科目・開設数	診 療 日	診 療 時 間
小児休日・準夜急病患者診療	2002年度	小児科1か所固定 (健康福祉会館1階)	(日中帯) 日曜・祝休日・ 年末年始	AM9:00～PM5:00
			(準夜帯) 毎日	PM7:00～PM10:00

月別診療状況（表 5-10）

【日中帯】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
患者数	274	388	163	313	213	400	248	263	744	1,055	352	216	4,629
診療日数	6	7	4	6	5	7	5	6	8	8	5	6	73
平均患者数	45.7	55.4	40.8	52.2	42.6	57.1	49.6	43.8	93.0	131.9	70.4	36.0	63.4

【準夜帯】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
患者数	400	369	384	502	402	405	368	371	534	894	423	326	5,378
診療日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
平均患者数	13.3	11.9	12.8	16.2	13.0	13.5	11.9	12.4	17.2	28.8	15.1	10.5	14.7

【日中帯＋準夜帯】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
患者数	674	757	547	815	615	805	616	634	1,278	1,949	775	542	10,007

年齢・住所・時間帯別診療状況（表 5-11）

【日中帯】

年 齢			住 所		時 間 帯			
0歳	1～5歳	6～15歳	市内	市外	9時-11時	11時-13時	13時-15時	15時-17時
425	2,488	1,716	4,463	166	1,789	1,020	919	901

【準夜帯】

年 齢			住 所		時 間 帯			
0歳	1～5歳	6～15歳	市内	市外	18時	19時	20時	21時
537	2,872	1,969	5,218	160	606	2,168	1,670	934

【日中帯＋準夜帯】

年 齢			住 所	
0歳	1～5歳	6～15歳	市内	市外
962	5,360	3,685	9,681	326

年度別診療状況（表 5-12）

【日中帯】

年 度	小児休日急病患者診療	
	患者数	前年比
2016	4,951	4,951
2017	5,111	160
2018	4,629	△ 482

【準夜帯】

年 度	小児準夜急病患者診療	
	患者数	前年比
2016	6,358	243
2017	5,947	△ 411
2018	5,378	△ 569

【日中帯+準夜帯】

年 度	小児休日・準夜急病患者診療	
	患者数	前年比
2015	11,309	5,194
2016	11,058	△ 251
2017	10,007	△ 1,051

二次救急医療機関紹介件数（表 5-13）

【日中帯】

年 度	二次救急医療機関紹介件数		
	市民病院	市民病院以外	計
2016	66	6	72
2017	62	7	69
2018	65	3	68

【準夜帯】

年 度	二次救急医療機関紹介件数		
	市民病院	市民病院以外	計
2016	153	20	173
2017	143	16	159
2018	158	10	168

【日中帯+準夜帯】

年 度	二次救急医療機関紹介件数		
	市民病院	市民病院以外	計
2016	219	26	245
2017	205	23	228
2018	223	13	236

（3）自動体外式除細動器（AED=Automated External Defibrillator）

ア 自動体外式除細動器（AED）の設置

（目的）市民が多く利用する施設にAEDを設置し、救命態勢の強化を図る。

（概要）2004年7月1日から医療従事者以外にもAEDの使用が認められたことを受け、市の施設でAEDの設置を進めている。毎年、市内AEDの設置情報の集約を行っており、2018年10月1日現在、市内195施設に286台のAEDが設置されている。

自動体外式除細動器（AED）庁内設置（表 5-14）

町田市庁舎	町田リサイクル文化センター
町田市民病院	クリーンセンター（2センター）
町田市民ホール	ひなた村
町田市民フォーラム	大地沢青少年センター
健康福祉会館	自然休暇村
町田市保健所（中町庁舎）	ひかり療育園
国際版画美術館	子どもセンター（5施設）
生涯学習センター（中央公民館）	子どもクラブ（3施設）
中央・さるびあ・金森図書館	障がい者通所施設（4施設）
町田市民文学館	教育センター
博物館	市立保育園（5園）
地域センター（市民センター等）（13施設）	公立小学校（42校）
スポーツ施設等（15施設）	公立中学校（20校）
公園等（5施設）	和光大学ポプリホール鶴川
デイサービスセンター等（9センター）	高齢者福祉センター（6センター）
学童保育クラブ（41クラブ）	すみれ教室
原町田一丁目駐車場	小野路宿里山交流館
自由民権資料館	町田シバヒロ
プラザ町田	わくわくプラザ町田

* 市内施設の設置台数

町田市庁舎：5・貸出用2 市民病院：12 総合体育館：4
陸上競技場：3 野津田公園：4 相原中央公園管理事務所：2
町田リサイクル文化センター：2 町田市教育センター：3
各公立小中学校：2 その他各施設：1 計：286

イ 自動体外式除細動器（AED）の一般貸出しの実施

スポーツ競技や行事などを開催する市内の団体を対象に自動体外式除細動器（AED）の貸出しを行い、行事開催中の救命態勢の強化を図っている。

事業の概要（表 5-15）

開始年度	2007年7月
対象	市民が参加するスポーツ競技などの行事
貸出期間	最長で貸出日を含む1週間（6泊7日）
貸出条件	貸出期間中、一定の有資格者※を配置していること ※AEDの操作を含む普通救命講習会等の修了者・医師・ 看護師・保健師・救急救命士のいずれか
申込み	貸出希望期間の2ヶ月前から7日前までに、書類を提出 また、電話予約も受付。受渡しは各市民センターでも可
周知方法	町田市ホームページ、広報まちだに掲載

年度別貸出状況（表 5-16）

年度	貸出回数
2016	12
2017	14
2018	10

ウ 普通救命講習会の実施

市内公共施設への自動体外式除細動器（AED）の設置に伴い、救命救急知識とAED操作方法の習得を目的に、消防署と共催で一般市民を対象に救命講習会を実施している。

事業の概要（表 5-17）

開始年度	2005年度
対象者	市内在住、在勤、在学で18歳以上（高校生は除く）の方
実施会場	健康福祉会館
申込方法	イベントダイヤルによる申込
周知方法	町田市ホームページ、広報まちだに掲載

講習実施状況（表 5-18）

日程	参加人数
4月28日	27
6月23日	30
9月8日	34
12月8日	35
2019年2月23日	36
合計	162

年度別実施状況（表 5-19）

年度	開催回数	参加人数
2016	5	126
2017	5	127
2018	5	162

6 災害医療救護活動支援

災害対策基本法及び町田市防災会議条例に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に「町田市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）を策定している。防災計画では、災害発生時に行う職務を対策部ごとに定めており、保健所は、健康対策部に属し、保健医療の調整本部を設置して、医療救護活動及び保健衛生活動の受援・活動を行う。

このうち、医療救護活動については、町田市医師会、町田市歯科医師会、町田市薬剤師会、町田市接骨師会との連携のもと、応急医療救護、医療器材・薬品等の調達等の業務を担うことになる。こうした計画を踏まえ、2018年度は、以下の訓練及び会議を行っている。

（１）医療救護活動訓練一覧（表 6-1）

日程	訓練・会議名	内 容	参加者人数
8月1日	2018年度町田市総合水防訓練 (図上訓練)	○台風へ備え、態勢を検討 ○台風により発生した事象に対する対応	・健康対策部 救護統括班・保健衛生班職員 15
8月26日	2018年度町田市総合防災訓練	○多摩地域直下で震度6強の地震が発生したとの想定で、災害時医療救護体制の検証 ・災害拠点連携病院町田慶泉病院での医療救護活動訓練 ・救護統括班本部訓練	・町田市医師会 18 (町田市災害医療コーディネーター2、医師7、看護師6、市内病院事務及び事務局3) ・町田市歯科医師会 5 ・町田市薬剤師会 22 ・町田市接骨師会 7 ・防災課職員 2 ・健康対策部 救護統括班職員 15 合計 69

（２）通信訓練一覧（表 6-2）

日程	訓練名	内 容	参加機関
第1回 6月20日 第2回 10月10日 第3回 2019年2月20日	2018年度防災通信訓練 (主催：東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課)	第1回 ○災害時情報共有ツール (BCPortal)を活用した訓練 第2回・第3回 ○広域災害救急医療情報システム (EMIS)を活用した訓練	第1回 ・市内災害拠点病院 (2施設) ・保健総務課職員 第2回・第3回 ・市内救急告示医療機関 (8施設) ・保健総務課職員
第1回 6月26日 第2回 10月30日 第3回 2019年2月5日	2018年度南多摩医療圏通信訓練 (主催：地域災害拠点中核病院東京医科大学八王子医療センター)	○広域災害救急医療情報システム (EMIS)、災害時情報共有ツール (BCPortal)、防災FAX等を活用した訓練 ○第2回より上記に加え、IP無線を活用した訓練 (町田市独自訓練)	・町田市災害医療コーディネーター ・町田市医師会事務局 ・災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院 ・防災課職員 ・保健総務課職員

(3) 会議一覧 (表 6-3)

日 程	会議名	内 容	参加者人数
8月20日	2018年度町田市総合防災訓練の関係者連絡会	○町田市総合防災訓練について (救護統括班本部訓練を中心に)	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市医師会 4 (町田市災害医療コーディネーター2、医師1、事務局1) ・町田市薬剤師会 4 ・防災課職員 2 ・保健総務課職員 3 合計 13
10月2日	2018年度町田市災害医療関係者連絡会～町田市総合防災訓練事後検証会～	○町田市総合防災訓練の事後検証と今後の医療体制について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市医師会 4 (町田市災害医療コーディネーター2、医師1、事務局1) ・町田市歯科医師会 1 ・町田市薬剤師会 5 ・町田市接骨師会 1 ・災害拠点連携病院職員 3 ・防災課職員 2 ・保健所職員 7 合計 23

7 医療安全支援センター

医療に関する市民（患者・家族）からの苦情や相談への対応、市民への医療安全に関する普及・啓発、診療所等の医療提供施設への助言・情報提供を行うことで、市民及び医療提供施設双方への支援を行い、市民が安心して医療サービスを利用できる体制をつくることを目的に、医療法第6条の13に基づき、町田市医療安全支援センターを設置している。

(1) 医療安全相談窓口

ア 相談日時

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

※相談専用電話を設け、主に電話で相談に対応

(来所、メールフォーム、FAX、手紙での相談も可能)

イ 相談内容

市民又は市内の医療機関を受診された方からの医療に関する相談

ウ 相談対象

市民の方又は市内の医療機関を受診された方、市内の医療機関の方

エ 相談員

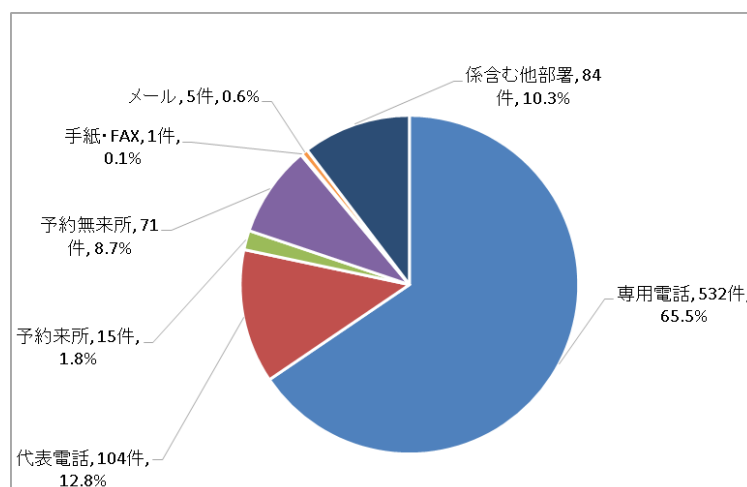
保健所保健総務課保健医療係職員、嘱託職員（医療職が交代当番制で対応）

オ 実績

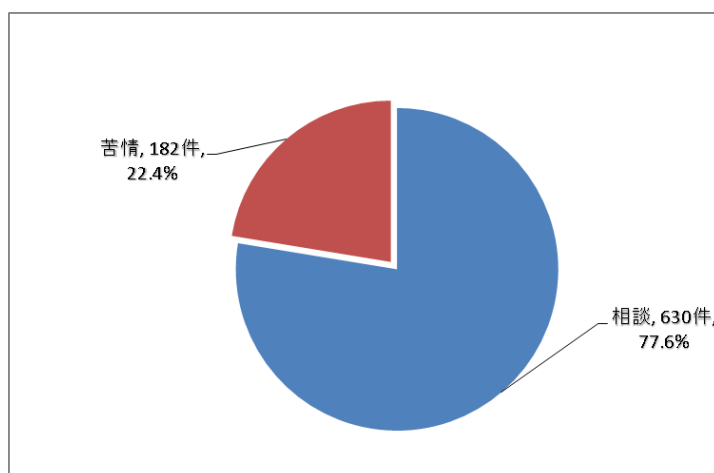
(ア) 相談日数、件数（表 7-1）

相談日数	193
相談件数	812
平均対応時間（分）	15.6

(イ) 相談方法（図 7-1）



(ウ) 相談・苦情別内訳 (図 7-2)



(エ) 相談・苦情内容と割合 (表 7-2)

医療機関の案内	45.9
医療行為・医療内容	6.3
コミュニケーション	12.2
健康・病気に関すること	14.9
医療費	9.0
その他 (薬に関すること等)	11.7

(2) 医療安全推進協議会

市民からの相談等に適切に対応するために、医療サービスを利用する方、学識経験を有する方、医療関係団体の代表を構成員とする協議会を開催した。

開催状況 (表 7-3)

開催日	内容
2019年 3月19日	医療安全支援センターの運営方針及び業務内容に関することや個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に関することの協議

(3) 医療安全施策の普及・啓発

医療安全についての知識を普及するために、地域住民向けに講演会を開催した。また、「いきいき健康だより」を活用して、医療安全に関する情報提供を行った。

講演会の実施状況 (表 7-4)

開催日	内容及び講師	対象者	参加者数
11月14日	内容：内科医に教わる患者と医師の良好コミュニケーション術 講師：東京医療センター臨床研修科医長・臨床疫学研究室長	市民に限らずどなたでも参加可能	92

8 歯科保健普及対策・摂食嚥下機能対策

園児、児童及び生徒や、高齢者・障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、歯科保健担当職員等に対して、歯科保健に関する研修会を行っている。また、保育園・幼稚園等の歯科健康診査の結果を情報収集し、歯科衛生士が分析した結果を各園に情報発信、助言している。

摂食嚥下機能支援事業は、町田市内の要介護高齢者や障がい児（者）の摂食嚥下障害を未然に防ぐことを目的とし、歯科医師等の専門職による口腔機能評価や患者の機能改善のための診断、指導方法を習得するための人材育成研修会を町田市歯科医師会に委託し、2回実施した。

(1) 保育園・幼稚園歯科保健情報の収集・分析・発信

2018年度 歯科健康診査結果（町田市保育園・幼稚園等合計）

乳歯の状況（表 8-1）

クラス	在籍者数	受診者数 ①+②	① むし歯がある子		② むし歯のない子	乳歯むし歯の本数		
			ア 未処置の歯がある子	イ 処置完了している子		総数 ウ+エ	ウ 未処置歯	エ 処置歯
0歳児	593	513	1	-	512	2	2	-
1歳児	1,157	1,057	14	1	1,042	40	38	2
2歳児	1,427	1,311	74	9	1,228	224	190	34
3歳児	3,143	2,987	268	49	2,670	1,023	785	238
4歳児	3,277	3,116	437	172	2,507	2,156	1,331	825
5歳児	3,425	3,254	557	233	2,464	3,114	1,710	1,404
合計	13,022	12,238	1,351	464	10,423	6,559	4,056	2,503

永久歯の状況（表 8-2）

クラス	永久歯が生えている子 ③+④	③永久歯のむし歯がある子		④永久歯のむし歯がない子	永久歯の内容 総数 ウ+エ+オ	ウ 未処置歯 本数	エ 処置歯 本数	オ むし歯 未経験歯本数
		ア 未処置歯がある子	イ 処置完了している子					
4歳児	82	-	-	82	168	-	-	168
5歳児	1,075	15	9	1,051	3,707	20	13	3,674
合計	1,157	15	9	1,133	3,875	20	13	3,842

2018年度 歯科健康診査結果（町田市保育園合計）

乳歯の状況（表 8-3）

クラス	在籍者数	受診者数 ①+②	① むし歯がある子		② むし歯のない子	乳歯むし歯の本数		
			ア 未処置の歯がある子	イ 処置完了している子		総数 ウ+エ	ウ 未処置歯	エ 処置歯
0歳児	592	513	1	-	512	2	2	-
1歳児	1,115	1,023	14	1	1,008	40	38	2
2歳児	1,332	1,221	72	8	1,141	216	184	32
3歳児	1,230	1,141	143	18	980	530	412	118
4歳児	1,234	1,152	215	60	877	1,018	685	333
5歳児	1,208	1,099	237	60	802	1,167	719	448
合計	6,711	6,149	682	147	5,320	2,973	2,040	933

永久歯の状況（表 8-4）

クラス	永久歯が生えている子 ③+④	③永久歯のむし歯がある子		④ 永久歯のむし歯がない子	永久歯の内容			
		ア 未処置歯がある子	イ 処置完了している子		総数 ウ+エ+オ 本数	ウ 未処置歯 本数	エ 処置歯 本数	オ むし歯 未経験歯本数
4歳児	71	-	-	71	146	-	-	146
5歳児	556	12	7	537	2,183	17	11	2,155
合計	627	12	7	608	2,329	17	11	2,301

2018年度 歯科健康診査結果集計表（町田市幼稚園合計）

乳歯の状況（表 8-5）

クラス	在籍者数	受診者数 ①+②	① むし歯がある子		② むし歯のない子	乳歯むし歯の本数		
			ア 未処置の歯がある子	イ 処置完了している子		総数 ウ+エ	ウ 未処置歯	エ 処置歯
0歳児	1	-	-	-	-	-	-	-
1歳児	42	34	-	-	34	-	-	-
2歳児	95	90	2	1	87	8	6	2
3歳児	1,913	1,846	125	31	1,690	493	373	120
4歳児	2,043	1,964	222	112	1,630	1,138	646	492
5歳児	2,217	2,155	320	173	1,662	1,947	991	956
合計	6,311	6,089	669	317	5,103	3,586	2,016	1,570

永久歯の状況（表 8-6）

クラス	永久歯が生えている子 ③+④	③永久歯のむし歯がある子		④ 永久歯のむし歯がない子	永久歯の内容			
		ア 未処置歯がある子	イ 処置完了している子		総数 ウ+エ+オ 本数	ウ 未処置歯 本数	エ 処置歯 本数	オ むし歯 未経験歯本数
4歳児	11	-	-	11	22	-	-	22
5歳児	519	3	2	514	1524	3	2	1519
合計	530	3	2	525	1546	3	2	1541

（2）研修会・講習会

研修会・講習会（表 8-7）

対象者	日程	内 容	講 師 名	参加者数
市民	11月8日	歯科治療の選択肢 ～白い歯、銀歯、それとも入れ歯？～	町田市歯科医師会 歯科医師	92
障がい者 施設職員等	8月16日	障がいのある人の口腔ケア ～歯みがきの自立を促す支援方法～	東京都立心身障害者口腔保健センター 歯科衛生士	29
高齢者 施設職員等	9月28日	高齢者の口腔ケア方法の実際 ～人生最後のステージで私たちにできること～	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団世田谷区 立特別養護老人ホーム芦花ホーム 歯科衛生士	30
学校歯科 保健担当者	10月19日	おいしく楽しく安全に ～こどもの食べる機能を育てる～	東京都立心身障害者口腔保健センター 歯科医師	53
保育園・ 幼稚園職員	2019年 1月16日	幼児期の食べる機能を育む方法	日本大学松戸歯学部障害者歯科学講座専任講師 歯科医師	36

(3) 摂食嚥下機能支援事業

研修会・講習会（表 8-8）

日程	内 容	講 師 名
7月1日	摂食嚥下研修会 「摂食嚥下機能評価とVE検査の手順」	日本歯科大学口腔リハビリテーション多 摩クリニック助教 歯科医師
10月20日	摂食嚥下研修会 「多職種がつながる、地域（市民）にひろが る、これからの“食”支援」	特定医療法人研精会稲城台病院 法人本部食支援プロジェクト推進本部長 兼院長補佐 看護師

III 健康推進

1 地域保健普及啓発

(1) 薬物乱用防止

薬物乱用の根絶を図るために、東京都薬物乱用防止推進町田地区協議会と連携し、地域社会に根ざした効果的な薬物乱用防止の啓発活動を行っている。

ア 啓発活動

東京都薬物乱用防止推進町田地区協議会及び市主催で、薬物乱用防止普及啓発イベントを開催している。

イベント参加状況 (表 1-1)

開催日	場所 (来場者数)	内容
6月25日から 6月29日	市庁舎1階 イベントスタジオ (来場者数360名)	(1)中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の優秀作品の展示 (2)パネルの展示(薬物の種類やその影響など) (3)薬物標本の展示、啓発用DVDの上映 (4)PRパンフレット、啓発グッズの配布

イ 講演会開催

普及啓発の一環として、東京都薬物乱用防止推進町田地区協議会及び市主催で講演会を開催している。

講演会開催及び参加状況 (表 1-2)

実施日	対象	出席者数	内容
12月4日	協議会会員、 市職員等	25	「薬物乱用防止の基礎知識」 講師：東京都福祉保健局健康安全部薬務課 麻薬対策担当職員

ウ 中学生対象の薬物乱用防止ポスター・標語の募集

(ア) 市内中学生からの薬物乱用防止ポスター・標語の募集 (表 1-3)

募集年度	ポスター部門		標語部門	
	応募数	応募学校数	応募数	応募学校数
2016	192	7	393	2
2017	252	11	41	2
2018	319	10	322	2

(イ)「市長賞」の創設

東京都薬物乱用防止推進町田地区協議会からの依頼を受け、薬物問題に対する規範意識の更なる向上を図ることを目的に、既存の「会長賞」「佳作」に加え、2014年度から「市長賞」を設けている。

(ウ) 普及啓発

- ・入賞作品でポスターカレンダー作成（2015年度から）
- ・市内運行バスで車内掲示（2015年度から）
- ・「広報まちだ」2018年12月1日号に受賞中学生を紹介
- ・「みんなの健康だより」2019年3月1日号に入賞作品を掲載

(2) 受動喫煙対策

受動喫煙の健康への影響等について普及啓発を行っている。

ア 防煙教育講座

日本禁煙学会専門指導者の方が講師となり、たばこの煙による健康被害についての講座を行った。

たばこの煙による健康被害等についての講座（表 1-4）

実施日	対 象	出席者数	開催場所
2019年1月21日	学生・教員・職員	21	東京工業大学
2019年2月21日	生徒	100	真光寺中学校
2019年3月8日	生徒	100	南成瀬中学校
2019年3月28日・29日	学生	80	昭和薬科大学

イ 普及啓発

世界禁煙デー（5月31日）及び禁煙週間（5月31日から6月6日）に合わせ、懸垂幕の掲示や「受動喫煙防止キャンペーン 大切な人を煙から守ろう」「5月31日は世界禁煙デー」と書かれたマグネットシートを庁用車へ貼付し走行した。また、みんなの健康だより（2018年7月1日号）へ「COPDを防ぐためにも「禁煙」を」について掲載した。

ウ 禁煙外来クリニックの周知

たばこを止めたいと考えている方への支援のひとつとして、町田市医師会と連携し、市公式ホームページ「地図情報まちだ」に「禁煙外来マップ」を掲載している。

(3) 普及啓発活動

ア 情報紙「みんなの健康だより」の発行

市民の健康づくりや公衆衛生に関する意識の向上に寄与することを目的に、健康をキーワードにしたニュースや季節に沿ったトピックを掲載した情報紙として 2011 年度から発行している。

発行状況（表 1-5）

	26号	27号	28号
発行時期	2018年7月1日	2018年11月1日	2019年3月1日
発行部数	130,000		
配布方法	・新聞折込による各戸配布 ・市関連施設での配布 ・市公式ホームページでの掲載		

イ 冊子「みんなの健康ハンドブック」の発行

「みんなの健康だより」で紹介した健康情報などをまとめ、年間を通じて活用できる冊子として 2014 年度から発行している。

発行状況（表 1-6）

	第1版	第2版	第3版
発行時期	2015年1月	2015年5月	2017年11月
部数	3,000	10,000	5,000
配布窓口	・市関連施設での配布 ・市公式ホームページでの掲載		

2 自殺総合対策事業

自殺者数の減少を目標に、自殺対策の推進を図っている。

(1) 広報・普及啓発

ア 「悩み」の相談先一覧

こころ、遺族支援、消費生活・多重債務、法律、高齢者、人権、女性、子育て等、様々な分野における相談先についての、名称・電話番号・受付時間・事業内容を盛り込んだリーフレット「悩みの相談先一覧」を10,000部作成し、市内施設等に設置した。

イ 「広報まちだ」及び「みんなの健康だより」への掲載

「広報まちだ」及び「みんなの健康だより」に自殺対策の情報を掲載した。

ウ 鉄道事業者と協働した普及啓発キャンペーン

東京都の自殺対策強化月間である9月と3月に合わせ、自殺対策に関する事業及び取組みを市民に広く周知することを目的に町田市内全10駅と協働した普及啓発キャンペーンを開催したポスターとクリアファイル等の設置を行った。

(2) ゲートキーパーの養成

自殺について、気づき・つなぐ人を養成するため関係機関と連携して、ゲートキーパー養成講座を実施した。2018年度は、7回の講座を実施し、合計997名が参加した。

【主な開催内容】

開催日	対象	出席者数	内容及び講師
8月16日	若手教員育成研修 (1年次)	100	内容：「若者は何故「死にたい」に追い込まれるのか ～ネットに助けを求める若者たち」 講師：NPO法人OVA 代表理事 伊藤 次郎 様
11月13、14日	市民	579	内容：自殺対策ミュージカル (大学生の自殺と社会復帰がテーマ) 講師：NPO法人社会貢献ミュージカル振興会
2019年3月1日	市民	155	内容：「若者は何故「死にたい」に追い込まれるのか ～ネットに助けを求める若者たち ・ゲートキーパーの役割～」 講師：NPO法人OVA 代表理事 伊藤 次郎 様

(3) 相談・支援の充実（総合相談会の実施）

いくつかの悩みを抱える人が、1つの場においてそれぞれの悩みを相談することができる「総合相談会」を2018年9月13日と2019年3月14日に開催した。

この相談会では、「悩み」の解決に向けた糸口を相談者と一緒に探すとともに、複数の相談機関が1つの場所に集まることで、各相談機関の連携協力関係を高め、包括的な相談・支援体制を構築することを目的に行っている事業である。

（設置窓口：こころの悩み・女性の悩み・労働問題・法律関連・生活困窮・求職・高齢者）

(4) 連携体制の構築

ア 町田市自殺対策推進協議会

保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、市民・遺族代表、行政機関で組織され、この協議会を元に町田市の自殺の現状についての、共通認識を持ち、連携・協力して総合的な自殺対策を推進する。2018年度は、3回(5月・8月・1月)実施された。

イ 町田市自殺対策推進庁内連絡会

主に直接市民と窓口でかかわる、保健、医療、福祉、教育、生活困窮等の町田市関係部署を中心に、この連絡会の元に町田市の自殺の現状についての共通認識を持ち、連携・協力して総合的な自殺対策を推進する。2018年度は、3回(5月・8月・1月)実施された。

3 健康づくり推進

(1) 健康づくり推進に関する民間協定

民間企業のノウハウを活かし、効果的に市民の健康づくりを推進するため、民間企業と協定を結び取り組んでいる。

協定の主な内容は以下のとおりである。

【がん予防に関する協定】

市内の事業所をはじめ、各家庭へ訪問勧奨を行い、がん検診の必要性や受診方法などを説明し、がん予防やがん検診への意識の向上を図る。

- ・協定名：がん予防普及啓発及びがん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定
- ・協定内容：(1) がん予防の普及啓発
(2) がん検診の案内・周知及び受診勧奨

○2015年7月22日協定締結先：アフラック生命保険株式会社

第一生命保険株式会社 町田支社 ※

○2017年3月22日協定締結先：朝日生命保険相互会社 町田支社

※2018年10月9日、「町田市と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定」に切り替え

【生活習慣病予防に関する協定】

講演会の共催、イベントの連携等により、生活習慣病の予防及びがん検診の受診率向上を図る。

- ・協定名：健康づくりに向けた包括的連携に関する協定書
- ・協定内容：(1) 生活習慣病予防のための講演会の実施
(2) リーフレット等の資材の無償提供
(3) 各種健康づくりイベントの協力

○2018年10月1日協定締結先：協和キリン株式会社

中外製薬株式会社

【熱中症予防に関する協定】

熱中症対策をはじめ、健康維持・増進に関わるイベントを学校や地域と連携して開催し、健康づくりの意識向上を図る。

- ・協定名：健康づくり及び地域活性化と市民サービスの向上に向けた連携に関する協定
- ・協定内容：(1) 熱中症対策講演会の講師派遣
(2) 普及啓発ポスターの無償提供

○2017年3月22日協定締結先：大塚製薬株式会社

【受動喫煙防止】

受動喫煙防止、防煙教育に関わる講座等を行い、たばこの煙による健康への悪影響の周知、がんのリスクの予防、たばこを止めたい方への支援を図る。

- ・協定名：健康づくりに向けた包括的連携に関する協定
- ・協定内容：(1) 防煙教育等における講師派遣
(2) リーフレット等の資材の無償提供

○2017年3月22日協定締結先：ファイザー株式会社

(2) 総合健康づくりフェア

“いきいきと自分らしく生きる”ことを目指し、一人ひとりの健康づくりが推進されるよう情報発信・交流・体験を通して健康づくりを体感できるイベントとして開催している。

○第13回総合健康づくりフェア

2018年度は、「今日から行動、もっと健康」をテーマとし、子どもから高齢者まで楽しめるよう、自分の現在の身体・健康状況を知ることや、明日からの健康づくりのヒントが得られることを目的とした体験型のブース企画を主軸に出展した。

概要（表3-1）

開催日時	11月11日（日）10：00～16：00
実施会場	ぽっぽ町田
事務局	健康推進課
関係各課	スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、保険年金課、高齢者福祉課、保健総務課、保健予防課、生活衛生課、道路維持課
協力団体等	アフラック生命保険株式会社、一般社団法人町田市薬剤師会、ASVペスカドーラ町田、株式会社ココカラファインヘルスケア、公益財団法人東京都予防医学協会、公益社団法人東京都ペストコントロール協会、昭和薬科大学（地域連携薬局イノベーション講座）、第一生命保険株式会社、中外製薬株式会社、東京都ラグビーワールドカップ開催準備課、特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話、徳永薬局株式会社、まちだ丘の上病院、町田市老人クラブ連合会、まち・ひと・くらし研究会、薬樹株式会社（50音順）
来場者数	3,696

出展状況（表 3-2）

ブース名	内容	出展者
ラグビー体験をしてみよう！	ストラックアウトによるラグビー体験、ワールドカップについての展示	オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、東京都ラグビーワールドカップ開催準備課
健康増進トレーニング体験会 ASVペスカドーラ町田	体幹トレーニング体験、普段選手が行っているトレーニング方法をチームトレーナーが指導	スポーツ振興課 ASVペスカドーラ町田
みんなでチャレンジ☆スポーツ輪投げ！	輪投げ体験、老人クラブが行っている健康づくりに関する活動の紹介	高齢者福祉課 町田市老人クラブ連合会
こころの元気度を知ろう	こころの健康チェック、リラックス法（指にぎり・ツボ押し）の紹介、やくにたつ聞きじょうず度テスト	健康推進課 特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話
いいね！町トレ&体力測定	町トレ体験、握力測定、30秒椅子立ち上がりテスト	高齢者福祉課
子ども薬剤師体験	チョコやラムネなどお菓子を使った調剤体験	保健総務課 一般社団法人町田市薬剤師会
おくすり相談	薬剤師による個別のお薬相談・食物アレルギー対応方法	保健総務課 一般社団法人町田市薬剤師会
がん細胞を見てみよう！	顕微鏡でがん細胞を観察	健康推進課 公益財団法人東京都予防医学協会
がんを知る展	がんに関する解説パネルや映像・体験型模型、肌年齢測定	健康推進課 アフラック生命保険株式会社
体験！ファイバースコープで腸を知ろう	がんを探す内視鏡体験、模型の展示	健康推進課 中外製薬株式会社
もうやめよう知ってるつもり の感染症予防	マスクの付け方、手洗い方法の説明、吐物処理セットの展示	保健予防課
簡単健康チェック！	体脂肪率、骨量、血管年齢を測定	保険年金課 健康推進課 昭和薬科大学（地域連携薬局イノベーション講座）
ワクワク工作室！！～街路樹 でネームプレートを作ろう～	ネームプレートづくり（輪切り材に文字入れ、色塗りや装飾）	道路維持課
街頭害虫相談～害虫クイズに チャレンジ～	身近な衛生害虫の相談、お子様向けの虫に関するクイズ	生活衛生課 公益社団法人東京都ペストコントロール協会

4 がん検診等

がんの早期発見・早期治療・予防を目的として、各種がん検診を実施している。

(1) 胃がんリスク検診（ABC検診）

概要（表 4-1）

対象者	35歳以上
関連する法律・例規	健康増進法第19条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2018年5月25日～2019年2月28日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は1回のみ
検診内容	問診・血液検査（ヘリコバクター・ピロリ抗体、血清ペプシノゲン）
一部負担金	800円 ※ただし、40歳以上の5歳刻み年齢の方（年度末年齢）、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

胃がんリスク検診年度別受診状況（表 4-2）

年度	受診者数 (X)	受診率	一次検診結果内訳人数				
			A	A?	B	C	D
2016	8,486	7.1	5,462	649	1,257	889	229
2017	6,575	5.8	4,371	…	1,470	665	69
2018(1)	5,812	5.4	4,018	…	1,180	552	62

年度	要精密検査		精密検査		精密検査結果内訳実人数			除菌者数	胃がん進行度別人数			胃がん部位別人数		
	人数 (Y)	率 (Y/X)	受診者数 (Z)	受診率 (Z/Y)	異常認めず	胃がん者数	その他		早期	進行	不明	U	M	L
2016	3,024	35.6	2,071	68.5	159	31	1,881	1,471	15	10	6	5	6	10
2017	2,204	33.5	1,573	71.4	116	22	1,435	1,139	11	5	6	2	7	6
2018(1)	1,795	30.9	1,230	68.5	81	13	1,136	912	7	1	5	0	8	2

・2018(1)は2019年6月30日現在のデータ。精密検査結果を2020年3月31日まで追跡するため、修正の可能性がある。

(2) 子宮頸がん検診

概要 (表 4-3)

対象者	20歳以上の女性
関連する法律・例規	健康増進法第19条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	通年
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診(17医療機関)。受診回数は年度内1回
検診内容	問診・視診・内診・細胞診
一部負担金	1,000円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付、予防接種スケジュール管理システム(わくわくワクチン)に子宮頸がん検診の案内を掲載

子宮頸がん検診年度別受診状況 (表 4-4)

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果内訳実人数				
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	上皮内 病変者数	子宮頸がん 確定者数	がん疑いまた は未確定者	その他
2016	11,198	17.8	21.4	10,965	233	2.1	152	65.2	37	87	2	11	15
2017	11,145	16.5	19.7	10,889	256	2.3	164	65.2	58	77	4	13	12
2018(3)	11,788	16.9	20.4	11,533	255	2.2	94	36.9	31	45	0	6	12

- ・受診率(1)は70歳以上受診者を含む値となっている。
- ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値となっている。
- ・2018(3)は2019年6月30日現在のデータ。精密検査結果を2020年3月31日まで追跡するため、修正の可能性がある。

(3) 乳がん検診

概要 (表 4-5)

対象者	40歳以上の偶数年齢となる女性
関連する法律・例規	健康増進法第19条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	通年
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関(市内6か所)または、市外実施医療機関(4か所)へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内1回
検診内容	問診・マンモグラフィ
一部負担金	2,000円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

乳がん検診年度別受診状況（表 4-6）

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果内訳実人数			
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	乳がん 確定者数	疑い含む 乳がん者	その他
2016	7,556	15.6	20.9	6,613	943	12.5	801	84.9	323	16	36	442
2017	7,609	17.3	23.4	6,665	944	12.4	795	84.2	288	17	34	473
2018(3)	7,845	17.5	23.9	6,969	876	11.2	713	81.4	256	22	39	418

- ・受診率(1)は70歳以上受診者を含む値となっている。
- ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値となっている。
- ・2018(3)は2019年6月30日現在のデータ。精密検査結果を2020年3月31日まで追跡するため、修正の可能性がある。

(4) 大腸がん検診

概要（表 4-7）

対象者	40歳以上の方
受診期間	2018年5月25日～2019年2月28日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内1回
検診内容	問診・免疫便潜血検査2日法
一部負担金	800円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示

大腸がん検診年度別受診状況（表 4-8）

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果内訳実人数				その他の 内 ポリープ
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	大腸がん 確定者	疑い含む 大腸がん者	その他	
2016	21,674	14.2	8.7	19,742	1,932	8.9	1,460	75.6	278	102	102	1,080	792
2017	21,817	14.1	8.9	19,962	1,855	8.5	1,368	73.7	244	97	99	1,025	765
2018(3)	22,038	14.1	8.7	20,266	1,772	8.0	1,273	71.8	238	80	80	955	715

- ・受診率(1)は70歳以上受診者を含む値となっている。
- ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値となっている。
- ・2018(3)は2019年6月30日現在のデータ。精密検査結果を2020年3月31日まで追跡するため、修正の可能性がある。

**(5) 前立腺がん検診
概要 (表 4-9)**

対象者	50歳以上70歳以下の男性
受診期間	2018年5月25日～2019年3月31日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内1回
検診内容	問診・血液検査 (P S A検査)
一部負担金	1,000円。※ただし、生活保護受給世帯者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示

前立腺がん検診年度別受診状況 (表 4-10)

年度	受診者数 (A)	受診率	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果内訳実人数			その他の内 前立腺 肥大症
				人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	前立腺が ん	その他	
2016	3,205	5.9	3,044	161	5.0	94	58.4	28	21	45	36
2017	3,074	5.5	2,930	144	4.7	85	59.0	26	20	39	32
2018(1)	2,874	5.1	2,712	162	5.6	105	64.8	28	19	58	50

・2018(1)は2019年6月30日現在のデータ。精密検査結果を2020年3月31日まで追跡するため、修正の可能性はある。

(6) がん予防普及啓発活動

市民が、がんに関する知識や技術を得ることにより、よりよい健康を目指し、健康づくり活動の動機付けを得ることができるよう、がん予防普及啓発活動を実施している。(表 4-11)

年度	内容
2018	<p>【通年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等でのポスター掲示 ・町内会自治会へのがん検診案内ちらしの回覧(7月) ・みんなの健康だよりでがん予防記事を掲載 ・FC町田ゼルビアのホームゲーム時にアナウンスとキャッチフレーズ掲示 ・働く世代へ向けたがん検診勧奨ちらし作成、商工会議所ニュースへ封入等 ・民間生命保険会社(アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)・第一生命保険株式会社)との協定の締結によるちらし配付、個別訪問での周知 ・二十祭まちだでの子宮頸がん検診啓発物品の配布 <p>【10月乳がん予防月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都共催事業「ピンクリボンイベントin東京・町田市2018」開催(アフラック・中外製薬株式会社の協力) ・金森図書館での特集コーナーの設置 ・市職員のピンクリボンストラップ着用 ・市庁舎への懸垂幕・ライトアップ、庁用車にマグネットシート貼付 ・神奈中バス・市民バス等の車内、市関連施設でのポスター掲示 ・民間生命保険会社(朝日生命保険相互会社)との協定の締結によるちらし配布 <p>【女性の健康週間(3月1日～8日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなの健康だよりで乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨記事を掲載 ・鶴川駅前図書館での特集コーナー設置 <p>【イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりフェア(アフラック、東京都予防医学協会の協賛)

5 成人健診事業

(1) 健康手帳の交付

特定健康診査・特定保健指導の記録、その他健康保持のために必要事項を記載し、自らの健康管理に役立てることを目的として交付している。

概要（表 5-1）

対象者	市主催の健康関連事業の参加者等
関連する法律・例規	健康増進法第17条第1項
交付方法	健康推進課窓口等で交付

交付状況（表 5-2）

手帳交付冊数	653
--------	-----

(2) 成人健康診査（健康増進健康診査）

糖尿病・高血圧症・脂質異常症等の原因となる内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病の予防を目的として、健康診査を実施している。

概要（表 5-3）

対象者	40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者 18歳～39歳までの町田市民及び40歳～74歳までの被用者保険の被保険者並びに被扶養者で、職場・学校等で健診の機会のない方
関連する法律・例規	健康増進法第19条の2、町田市成人健康診査実施要領
受診期間	40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者 2018年5月25日～2019年2月28日 18歳～39歳・40歳～74歳までの被用者保険の被保険者並びに被扶養者 2018年4月1日～2019年3月31日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申込みのうえ受診 受診回数は期間内1回 40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者には受診券を発行 寝たきり等で医療機関に行けない方には医師の訪問診査を実施
一部負担金	500円（非課税世帯及び生活保護世帯等是非負担）
周知方法	40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者に通知 「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載 19歳の対象者に個別受診勧奨はがきを送付

診査内容（表 5-4）

基礎的な項目	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ・理学的検査 ・血圧測定 ・尿検査（糖・蛋白） ・血液検査（AST（GOT）・ALT（GTP）・γ-GT（γ-GTP） HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪 ・血糖値 ・ヘモグロビンA1c)
詳細な項目	医師の判断により、必要に応じて実施 <ul style="list-style-type: none"> ・腎機能検査（尿素窒素・クレアチニン・尿酸・eGFR） ・貧血検査（白血球、赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット） ・心電図検査 ・眼底検査 ・胸部エックス線検査直接撮影

受診状況（表 5-5）

区分	18歳～39歳			生活保護受給者 40歳以上		
	男性	女性	総数	男性	女性	総数
性別・総数	2,507	3,015	5,522
対象者数	2,507	3,015	5,522
受診者数	998	1,468	2,456	652	886	1,538
受診率	26.0	29.4	27.9

※受診者数には、訪問健康診査を含んでいる。

※生活保護受給者 40歳以上の対象者数は、成人健康診査受診券を発行した数である。

年度別受診状況

18歳～39歳（表 5-6）

年度	受診者数	メタボリック判定			
		基準 該当者数	予備群 該当者数	非該当者数	判定不能者数
2016	2,571	77	187	2,279	28
2017	2,290	90	151	2,013	36
2018	2,456	89	180	2,154	33

40歳以上生活保護受給者（表 5-7）

年度	対象者数	受診者数	受診者率	メタボリック判定			
				基準 該当者数	予備群 該当者数	非該当者数	判定 不能者数
2016	5,328	1,545	29.0	430	206	901	8
2017	5,436	1,507	27.7	454	191	850	12
2018	5,522	1,538	27.9	439	203	891	5

被用者保険追加健康診査（表 5-8）

年度	受診者数
2016	3,815
2017	3,923
2018	4,045

（3）肝炎ウイルス検診

自身の肝炎ウイルス感染状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として、肝炎ウイルス検診を実施している。

概要（表 5-9）

対象者	40歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方 保健指導については感染している可能性が極めて高い方及び陽性者
関連する法律・例規	健康増進法第19条の2
受診期間	2018年4月1日～2019年3月31日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申込みのうえ受診 受診回数は1回のみ 町田市成人健康診査と同時又は単独で実施
検査項目	問診・血液検査（B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査）
一部負担金	なし
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載。医療機関にポスター掲示 2016年度から40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の対象者に個別受診勧奨はがきを送付

年度別受診状況（表 5-10）

年度	区分	受診者数	判定結果別内訳人数	
2016	B型肝炎	7,441	陽性	24
			陰性	7,417
	C型肝炎	7,452	※1	24
			※2	7,428
2017	B型肝炎	6,406	陽性	23
			陰性	6,383
	C型肝炎	6,424	※1	14
			※2	6,410
2018	B型肝炎	5,877	陽性	21
			陰性	5,856
	C型肝炎	5,884	※1	12
			※2	5,872

※1 C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い者。

※2 C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い者。

(4) 特定保健指導

対象者の生活習慣改善を支援し、生活習慣病の予防を行うことを目的として、生活習慣病の予防を行うことを目的として、保健指導を実施している。

概要（表 5-11）

対象者	町田市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方のうち、特定健康診査の受診結果により、生活習慣病発症リスクが特定保健指導の基準を超えた方
関連する法律・例規	高齢者の医療の確保に関する法律第24条
受診期間	初回面接は年度内の毎月実施、初回面接利用後は6ヶ月間の支援
受診方法	外部事業者への業務委託（株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア）
実施会場	健康福祉会館、鶴川保健センター
一部負担金	なし
周知方法	郵送による個別通知及び、電話による個別利用勧奨 「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載 成人健康診査受診後に配付される「成人健康診査お役立ちガイド」に掲載

年度別利用券発送状況（表 5-12）

年度	発送対象者 総人数	動機付け支援 対象者数	積極的支援 対象者数
2016	2,768	1,994	774
2017	2,784	2,023	761
2018	2,404	1,780	624

年度別実施状況（表 5-13）

年度	面接実施 回数	実施者 合計	動機付け支援		積極的支援	
			初回面接 参加者数	支援実施者数	初回面接 参加者数	支援実施者数
2015	82	406	348	342	73	64
2016	74	309	271	266	49	43
2017	70	360	314	308	69	52

特定保健指導実施状況（表 5-14）

年度	2016	2017	2018
40歳～74歳の被保険者数	79,270	74,946	71,520
特定健診実施率	43.2	43.6	...
特定健診受診者数	34,224	32,639	...
特定保健指導対象者数	2,768	2,784	2,404
特定保健指導実施率	11.1	12.9	...
特定保健指導実施者数	309	360	...

(5) 健康教育講座

生活習慣病の理解、疾病の予防について考えることを目的に講座を実施している。

概要 (表 5-15)

関連する法律・例規	健康増進法第17条
内 容	医師等による講話
実施会場	健康福社会館
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載 医療機関・市関連施設へのポスター掲示等

実績 (表 5-16)

日程	内 容	講 師	実施回数	参加者数
11月15日	糖尿病予防講習会 ～なるほど納得！食べて、 動いて、健康ライフ～	(運動) 東京都医科大学八王子医療センター 糖尿病内分泌代謝内科 理学療法士・健康運動指導士・ 日本糖尿病療養指導士 (栄養) 府中腎クリニック/南大沢パオレ腎クリニック 管理栄養士・西東京糖尿病療養指導士	1	69

IV 保 健 予 防

1 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、関係機関と連携をとりながら感染症対策を行っている。

（１）感染症発生時の活動

ア 感染症法に基づく感染症の発生対応

感染症の予防及びまん延防止のため、患者の人権等に配慮しながら、関係機関と連携のうえ、患者・感染者に対する調査及び指導、関係者に対する健康診断等を実施している。

感染症発生状況（表 1-1）

項 目		2016年度	2017年度	2018年度
感 染 症 発 生 届 出 件 数		120	129	255
疾 患 別 再 掲	二類 結 核	95	56	44
	三類 腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症	9	22	9
	四類 デ ン グ 熱 A 型 肝 炎 E 型 肝 炎 レ ジ オ ネ ラ 症	—	1	1
		1	2	3
		1	1	3
		1	6	2
	五類 ア メ ー バ 赤 痢 カルバペネム耐性腸内細菌感染症 後天性免疫不全症候群 侵襲性インフルエンザ菌感染症 侵襲性肺炎球菌感染症 梅毒 風しん 麻しん 水痘（入院例） 急性脳炎 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 破 傷 風 百 日 咳	1	4	—
		1	4	15
		3	2	1
		—	—	1
		6	11	2
		2	11	24
		—	1	15
		—	—	3
—		1	1	
—		1	—	
—	4	—		
—	1	—		
—	1	131		
就 業 制 限 通 知 件 数		31	40	28
健 康 診 断 勧 告 ・ 措 置 件 数		867	446	475
入 院 勧 告 ・ 措 置 人 数		27	17	17
診 査 協 議 会 開 催 回 数		42	39	35
移 送 件 数		9	1	—
消 毒 等 依 頼 件 数		—	—	—

※五類感染症は全数届出疾患についての数

※百日咳は2018年1月1日に定点把握疾患から全数把握疾患に変更

健康診断実施状況(一類感染症～三類感染症)(表 1-2)

年度	健診実施 実 人 員	健診実施実人数内訳		陽性数計 (陽性実人員 数)	陽性数内訳		
		患者・関係者	海外帰国者		一類感染症	二類感染症	三類感染症
2016年度	71	71	-	2	-	-	2
2017年度	144	144	-	9	-	-	9
2018年度	33	33	-	4	-	-	4

※結核については、73 ページに記載

イ 積極的疫学調査

相談等として持ち込まれた感染症疑いを含む事例について、感染症法第 15 条の規定に基づき、感染症の発生状況及びその原因を明らかにするための調査を行うとともに、まん延防止のための指導等を行っている。

積極的疫学調査実施状況(表 1-3)

類型	感染症名	調査対象件数						合計	
		高 齢 者 施 設	障 害 者 施 設	保 育 所	学 校 ・ 幼 稚 園	医 療 機 関	そ の 他 の 施 設		個 人
二類	結核(コッホ疑い含む)	3	1	1	12	18	65	100	
三類	腸管出血性大腸菌感染症				3		15	18	
	細菌性赤痢						1	1	
四類	デング熱						3(2)	3(2)	
	レジオネラ症						3	3	
	E型肝炎						3	3	
	A型肝炎						3	3	
五類 (全数)	麻しん					1	47(18)	48(18)	
	風しん			2	2	2	6	26(15)	
	百日咳						131	131	
	水痘(入院例)						1	1	
	梅毒						24	24	
	後天性免疫不全症候群						1	1	
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症					1	15	16	
	侵襲性肺炎球菌感染症						2	2	
	侵襲性インフルエンザ菌感染症						1	1	
五類 (定点)	インフルエンザ	16	38	9	5	6		74	
	感染性胃腸炎	2	21	6	1			30	
	流行性角結膜炎		6	1				7	
	伝染性紅斑		2					2	
	水痘		1					1	
その他	疥癬	1						1	
合 計		22	0	71	22	21	31	341(35)	508(35)

※()内は検査を実施した件数(四類と五類(全数)のみ記載)

※疾患名は疑い含む

ウ インフルエンザ様疾患の状況

インフルエンザ流行の早期探知と対応のため、「インフルエンザの防疫対策について（1973年9月20日付衛情第102号、厚生省公衆衛生局保健情報課長通知）」に基づき、保育所、幼稚園、小学校、中学校及びその他の学校において、インフルエンザの施設別発生状況を報告している。

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖状況（延べ数）（表1-4）

年 度		総数	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2016	学校数	1	-	-	-	-	-	1	-
	学年数	9	-	-	-	2	4	3	-
	学級数	119	-	-	-	11	36	61	11
2017	学校数	2	-	-	-	-	2	-	-
	学年数	11	-	-	-	-	9	2	-
	学級数	231	-	2	11	4	148	64	2
2018	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-
	学年数	10	-	-	-	-	10	-	-
	学級数	153	-	-	-	2	123	28	-

※学校数は、学校閉鎖のあった校数を、学年数は、学年閉鎖のあった学年の数を、学級は、学級閉鎖のあった学級の数を示す

（2）平常時の活動

感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、施設及び市民からの各種相談を受けると共に、発生動向調査の結果を還元、その時期に多い感染症の情報等の提供を行っている。また、関係機関を対象とした講演会等の啓発活動も行っている。

ア 感染症発生動向調査

地域における感染症の発生の状況及び動向の把握を目的として、感染症法第14条に基づき、感染症発生動向調査事業を実施している。

具体的には、東京都感染症発生動向調査事業の一環として、市内の定点医療機関から五類感染症の発生状況報告（小児科定点・インフルエンザ定点・眼科定点からは週単位、性感染症定点からは月単位）を受け、集計した情報を東京都や国の発生動向と併せ、毎週「町田市感染症週報」として医師会等市内関係機関に還元している。町田市感染症週報は、ホームページに掲載し、広く市民にも周知している。定点医療機関数は、小児科定点8箇所、インフルエンザ定点13箇所（うち8箇所は小児科定点を兼ねる）、眼科定点1箇所、性感染症定点1箇所である。

イ 感染症流行予測調査

感染症に関する感受性(集団免疫)の現状及び病原体の検索等の調査を行い、予防対策の効果的な運用を図るとともに、長期的視野に立ち感染症の流行を予測することを目的として全国一斉に行われる調査である。2018年度は、42名実施した。

ウ 普及啓発事業

地域における感染症の発生予防とまん延防止を目的として、感染症を中心とした健康情報を毎週ホームページに更新し、インフルエンザなどの流行時期には、「広報まちだ」にも注意喚起の記事を併せて掲載している。また、関係機関等からの依頼により健康教育を実施するほか、各種会議の場を活用し、感染症発生時・平常時の対策についての知識を広めている。

健康教育実施状況（表 1-5）

実施月日	テーマ	対象者	参加人数
4月24日	個人防護具（PPE）着脱訓練およびN95マスクフィットテスト	防災安全課、生活援護課、保健所職員	21
4月26日	個人防護具（PPE）着脱訓練およびN95マスクフィットテスト	防災安全課、生活援護課、保健所職員	19
4月27日	個人防護具（PPE）着脱訓練およびN95マスクフィットテスト	防災安全課、生活援護課、保健所職員	7
9月26日	結核講演会「気づきにくい高齢者の結核。食欲低下、元気がない・・・それは結核のサインかもしれません」	高齢者施設職員、市職員	34
10月22日	保育所における感染症対応ガイドラインについて	公立保育園職員(公立保育園保健検討会)	9
11月11日	健康づくりフェア（健康推進課主催） 「もうやめよう。知ってる通りの感染症予防」	市民（フェア来所者）	261
11月16日	感染症予防の基礎知識と嘔吐物処理実技	高齢者施設職員	59
11月20日	風しん抗体検査について	都立高校養護教諭（学校保健連絡会）	15
11月29日	結核とツベルクリン反応検査について	保育園保護者・職員	68
12月12日	和光大学 性感染症、HIVについて	和光大学大学生	10
2019年 1月11日	結核の接触者健診について	市内保育園園長（園長会）	70

2 結核対策

感染症法に基づき医療機関から送付される発生届により、感染症発生状況を把握している。
この章では、感染症の中でも特に発生数の多い結核（二類感染症）について記載する。

結核に罹患した患者に対しては、家庭訪問や結核病院への訪問、また面接相談などにより必要な支援及び指導を行うとともに、療養にかかる公費負担業務、患者の家族や接触者に対する健康診断・健康相談等を実施している。

(1) 結核登録者の状況

医療形態別結核登録者数（表 2-1）

登 録 者 総 数	登録患者数（2018. 12. 31）										潜 在 性 結 核 感 染 症	新 登 録 者 総 数	新登録患者数（2018. 1. 1～2018. 12. 31）								潜 在 性 結 核 感 染 症 （ 別 掲 ）		
	活動性結核									活 動 性 肺 外 結 核			活 動 性 結 核	活動性結核									
	活動性肺結核								活 動 性 肺 外 結 核					活 動 性 結 核	活動性肺結核								
	総 数	喀痰塗抹陽性			そ の 他 菌 陽 性	菌 陰 性 他	活 動 性 肺 外 結 核	活 動 性 結 核							明	総 数	喀痰塗抹陽性			そ の 他 菌 陽 性		菌 陰 性 他	活 動 性 肺 外 結 核
		総 数	初 回 治 療	再 治 療													総 数	初 回 治 療	再 治 療				
2016年総数	161	33	20	19	1	12	1	6	54	68	74	60	49	27	26	1	18	4	11	30			
2017年総数	137	25	7	6	1	15	3	4	96	12	31	49	42	16	15	1	20	6	7	29			
2018年総数	131	30	16	16	0	11	3	9	92	0	25	46	35	16	16	0	16	3	11	19			
医 療 形 態	入 院	9	9	8	8	-	1	-	-	-	-	16	15	13	13	-	2	-	1	-			
	他 疾 患 入 院	4	2	-	-	-	2	-	2	-	2	4	2	-	-	-	2	-	2	3			
	外 来	24	17	6	6	-	8	3	7	-	10	22	14	2	2	-	10	2	8	16			
	医 療 な し	94	2	2	2	-	-	-	-	92	-	13	4	4	1	1	-	2	1	-			
	不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

年齢階級別結核登録者数（表 2-2）

年 齢	登録者 総 数	登録患者数（2018. 12. 31）										掘 潜 在 性 結 核 感 染 症 （ 別 掲	新 登 録 者 総 数	新登録患者数（2018. 1. 1～2018. 12. 31）									潜 在 性 結 核 感 染 症 （ 別 掲	
		活動性結核												活動性結核										
		活動性肺結核								活 動 性 肺 外 結 核	不 活 動 性 結 核			不 明	活動性肺結核									活 動 性 肺 外 結 核
		総 数	喀痰塗抹陽性			そ の 他 菌 陽 性	菌 陰 性 他	活 動 性 肺 外 結 核	不 活 動 性 結 核						不 明	総 数	喀痰塗抹陽性			そ の 他 菌 陽 性	菌 陰 性 他	活 動 性 肺 外 結 核		
			総 数	初 回 治 療	再 治 療												総 数	初 回 治 療	再 治 療					
総数	131	30	16	16	0	11	3	9	92	0	25	46	35	16	16	0	16	3	11	19				
0-4	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	3				
5-9	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
10-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
15-19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
20-29	7	5	1	1	-	4	-	-	2	-	4	5	5	1	1	-	4	-	-	4				
30-39	13	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
40-49	13	3	2	2	-	-	1	2	8	-	6	4	2	2	2	-	-	-	2	5				
50-59	13	4	1	1	-	3	-	1	8	-	4	6	4	1	1	-	3	-	2	1				
60-69	13	1	-	-	-	1	-	1	11	-	3	3	2	-	-	-	2	-	1	2				
70-	70	17	12	12	-	3	2	5	48	-	6	28	22	12	12	-	7	3	6	4				

※潜在性結核感染症は、登録者総数及び新登録者総数には含まない

（2）結核患者に対する医療等に関わる診査

次の事項に関わる審議等を行うため、感染症の診査に関する協議会を定例で月 2 回、開催している。また、感染症法第 20 条に基づく入院勧告が必要な場合で定例会に間に合わないときには、その都度、緊急会を開催している。

- ア 感染症法 18 条第 1 項による感染症のまん延を防止するため必要がある場合の就業制限の通知に関すること
- イ 感染症法第 19 条第 1 項によるまん延防止のための入院勧告の報告、同法第 20 条第 1 項による入院勧告及び同条第 4 項による入院勧告期間の延長に関すること
- ウ 一般患者に対する結核医療費等の公費負担（感染症法第 37 条の 2）に関すること

感染症の診査に関する協議会の状況（表 2-3）

年度	開催回数			就業制限通知件数			入院勧告及び入院期間延長勧告件数			感染症法第37条の2の規定に基づく申請件数			
	定例会	緊急会	諮問	診査結果		諮問	診査結果		諮問	診査結果			
				適	不適		適	不適		適	不適	保留	
2016	42	24	18	28	28	-	54	54	-	98	98	-	-
2017	39	24	15	40	40	-	44	44	-	109	109	-	-
2018	35	24	11	45	45	-	60	60	-	87	87	-	-

(3) 結核患者に対する療養支援

新たに結核登録のあった患者のうち、確実な治療終了にいたるまでに保健師等の支援が必要な者に対して、感染症法第 53 条の 14 に基づく DOTS（直接服薬確認療法）事業を実施している。

なお、保健師の結核患者に対する療養支援としての家庭訪問や電話・来所相談の実績については、後述の「8 保健師活動」のうち表 8-1 に記載（88 ページ）。

(4) 結核健康診断等の状況

感染症法第 17 条に基づき結核患者の家族及び関係者に対する健康診断を実施している。この健康診断の実施にあたり、必要に応じて説明会を開催している。

また、感染症法第 53 条の 2 第 3 項に基づき、胸部エックス線健康診断を実施している。この健診は、結核を早期に発見し及びそのまん延を防止するとともに、これを結核予防のための啓発の機会とし、もって市民の健康の保持及び増進に寄与するために実施することとなった。対象は、16 歳以上で町田市在住、在勤、在学者のうち胸部エックス線検査を受ける機会のない者で、保健所長が結核予防対策上必要であると認める者である。

結核健康診断等実施状況（表 2-4）

	検査対象人数	検査内容						結核有所見		
		(総 件延べ 検査数)	反ツ ベル 応ル 検ク リ 査ン	Q F T 検査	T S P O T 検査	直エ ッ ク 撮ス 影線	喀 痰 検 査	結 核 患 者	感 潜 在 性 結 核 症	要 観 察 者
2016 年 度 総 数	802	890	13	21	506	345	5	2	17	22
2017 年 度 総 数	433	455	13	27	197	218	0	1	5	11
2018 年 度 総 数	526	550	94	285	15	156	0	1	11	20
定 期 外 健 診	459	483	94	285	15	89	-	1	11	18
患者家族健診	39	44	-	23	6	15	-	1	-	1
接 触 者 健 診	420	439	94	262	9	74	-	-	11	17
そ の 他 の 健 診	67	67	-	-	-	67	-	-	-	2
管 理 健 診	34	34	-	-	-	34	-	-	-	1
胸 部 エ ッ ク ス 線 健 診	33	33	-	-	-	33	-	-	-	1

3 エイズ・性感染症対策

H I V感染症は、適切な治療によりエイズの発症を抑えることができることから、発症前の早期発見が重要である。早期発見につとめるとともに予防等に関する普及啓発活動にも力を入れている。

(1) エイズ相談・H I V抗体検査

保健所を会場に、月1回のH I V抗体検査と性感染症（梅毒、クラミジア、淋菌）検査を実施している。また、2018年度からH I V抗体迅速検査と梅毒検査を、駅前でアクセスの良い、町田市文化交流センターで年1回実施している。

エイズ相談状況（表 3-1）

年度	相談件数								
	総 数			電 話			来 所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2016	648	409	239	118	85	33	530	324	206
2017	720	465	255	101	74	27	619	391	228
2018	725	467	258	129	95	34	596	372	224

H I V抗体検査実施状況（表 3-2）

年度	H I V抗体検査						性感染症検査								
	保健所			休日・迅速検査			梅毒血清検査			クラミジア抗体検査			淋菌検査		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2016	235	144	91	67	43	24	224	138	86	211 (11)	130 (3)	81 (8)	211 (4)	130	81 (4)
2017	270 (1)	167 (1)	103	71	47	24	263 (4)	164 (4)	99	247 (14)	153 (3)	94 (11)	247 (2)	153	94 (2)
2018	284 (1)	175 (1)	109	20	14	6	276 (2)	171 (2)	105	265 (27)	166 (8)	99 (19)	265 (2)	166	99 (2)

※（ ）は陽性者数

(2) 普及啓発活動

市内大学と連携し、学生に対して、H I V・エイズ及び性感染症の感染予防等に関する正しい知識の普及啓発活動を行っている。

また、成人式（二十祭まちだ）において学生が作成した普及啓発ちらしを配布している。

隣接している相模原市とは市民の生活圏が重なっているため、検査希望者の利便性向上の観点から、両市で行っている検査日程等を互いに周知している。

4 各種健診・検査

(1) ウイルス肝炎相談・検査

予防や検査、療養に関する普及啓発活動、電話及び来所による健康相談、肝炎ウイルス検査及び陽性と判定された方への治療勧奨等を実施している。

(肝炎ウイルス検査の、40歳以上の市民は61ページ参照)

ウイルス肝炎検査実施状況(表4-1)

年度	B型・C型肝炎 両ウイルス検査受診者数			B型肝炎ウイルスのみの 検査受診者数			C型肝炎ウイルスのみの 検査受診者数		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2016	15(2)	4(2)	11	-	-	-	-	-	-
2017	7(1)	3	4(1)	1	1	-	-	-	-
2018	13	6	7	-	-	-	1	-	1

※()内はB型肝炎ウイルス陽性者数

(2) エックス線検査

感染症法に基づき健康診断に伴うエックス線検査を行っている。

(実施状況は、73ページの「結核健康診断等実施状況」(表2-4)を参照のこと。)

(3) 風しん抗体検査

19歳以上の妊娠を予定または希望する女性及び妊婦または妊娠希望者の配偶者等同居者を対象に、市内の指定医療機関にて風しん抗体検査費用の助成を実施している(配偶者等同居者への助成は2018年11月1日から)。検査の結果、低抗体価(HI抗体価:16倍以下、EIA価:8.0未満)であった方は、大人の風しん任意予防接種費用助成事業にて予防接種を受けることが可能である。

風しん抗体検査実施状況(表4-2)

年度	受診者数	低抗体価者数
2016	373	144
2017	297	96
2018	1558	513

5 医療費助成制度

長期の療養又は多額の医療費を必要とする下記疾病等について、患者本人及びその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っている。

(1) 医療費助成制度

ア 結核医療（一般医療）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者以外の患者（通院患者、結核以外の疾患による入院患者など）に対し、承認された結核医療の費用について、自己負担が 5%になるよう助成する。

イ 結核医療（入院勧告又は入院措置）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の所得税総額により、一部自己負担がある。

ウ 自立支援医療（育成医療）

身体上の障がい有し、手術等により確実な治療効果が期待できる方のうち、18 歳未満で、世帯の住民税額が一定額未満又は障がい重度かつ継続の方に対し、承認された医療機関の医療費の自己負担分から、一部負担金及び食事療養標準負担額を控除した額を助成する。

エ 療育給付

結核に罹患し、入院を必要とする満 18 歳未満の患者に対し、入院医療に要する費用の助成を行うとともに、学習及び療養生活等に必要な物品を現物支給する。なお、入院先が指定療育機関であるときにこの助成を受けられる。

オ 養育医療

出生時体重が 2,000 g 以下又は生活力が特に薄弱であって、一定の症状を示す方に対し、入院医療に要する費用を負担する。なお、世帯員の所得税総額により、一部自己負担がある。

カ 感染症医療

感染症法の一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症のため、入院勧告又は入院措置により入院した患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の所得税総額により、一部自己負担がある。

キ 大気汚染関連疾病

気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満は、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症も含む。）に罹患し、東京都内に引続き1年以上住所を有し、喫煙をしていない方で、医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方に対し、認定疾病にかかる医療に関する給付について、その自己負担分を助成する。ただし、他の法令等による給付により自己負担が生じない方を除く。

なお、2015年4月1日に制度改正があり、18歳以上の新規認定が廃止された。これにより、18歳以上は、2014年度までの認定者（2015年3月31日までに申請し、認定された方）の更新申請のみが認められることになった。また、生年月日が1997年4月1日以前の方については、2018年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額6,000円までが自己負担となった。

ク 妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群及びその関連疾病等に該当し、前年分の所得税総額が3万円以下の世帯に属する方又は入院見込み期間が26日以上の方で、医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方に対し、認定された疾病の医療給付にかかる自己負担分を助成する。

ただし、生活保護受給者等他の法令等の給付により自己負担が生じない方を除く。また、食事療養標準負担額は除く。

ケ 光化学スモッグ障がい者医療申請等受付業務

東京都内に住所を有する方で、東京都の区域内において、光化学スモッグの影響によると思われる健康障がいを受けた方のうち、入院治療を要した方で、医療保険に加入している方について、認定された被害に係る医療に関する自己負担額を助成する。

なお、2018年度新規の届出は0件となっている。

コ 石綿健康被害者認定申請等の受付業務

石綿が原因で、労働者災害補償法等で補償されない中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付を支給する。

サ 骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血管細胞を提供された方、及びその方が勤務する事業所に対し、助成金を交付する。2016年から助成を開始し、2018年度の助成件数は1件となっている。

(2) 医療費公費負担・助成・給付認定数

医療費助成の実績は以下のとおりである。

疾病別医療費公費負担・助成・給付認定数（表 5-1）

疾 病 名	2016年度	2017年度			2018年度		
	認定件数	申請件数	認定件数	レセプト請求 件数 (のべ件数)	申請件数	認定件数	レセプト請求 件数 (のべ件数)
総 数	1,502	1,566	1,558	1,040	1,097	1,096	919
結核医療	153	164	164	762	132	132	643
一般患者（感染症法37条の2）	99	109	109	689	87	87	592
入院勧告（感染症法37条）	54	55	55	73	45	45	51
自立支援医療（育成医療）	28	19	14	58	17	17	62
療育給付	0	0	0	-	0	0	-
養育医療	78	85	83	219	75	75	211
感染症医療	0	0	0	-	0	0	-
大気汚染関連疾病	1,257	1,296	1,295	-	871	871	-
慢性気管支炎	0	0	0	-	0	0	-
気管支ぜん息	1,257	1,296	1,295	-	871	871	-
ぜん息性気管支炎	0	0	0	-	0	0	-
肺気しゅ	0	0	0	-	0	0	-
四種疾病の続発症	0	0	0	-	0	0	-
妊娠高血圧症候群等	1	2	2	1	1	1	3
光化学スモッグ障がい者医療	-	-	-	-	0	0	-
石綿健康被害救済給付 ※	-	0	-	-	1	-	-
骨髄移植ドナー支援事業助成金	4	5	5	-	1	1	-

※石綿健康被害救済給付の認定は、独立行政法人環境再生保全機構で行なっている

6 精神保健

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）」に基づき、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、社会福祉施設、社会復帰施設などの関係機関との緊密な連携の下、精神障がい者の早期発見及び早期治療を促し、その社会復帰、地域生活の継続を支援している。特に、未治療・治療中断で医療につながりにくい困難事例や、薬物依存などの嗜癖問題、思春期相談などの専門的な対応に取り組んでいる。また、関係機関の技術の向上の支援を行うとともに、地域住民の精神保健の向上を図っている。

(1) 管内概況

ア 医療保護入院届出数

医療保護入院（法第33条第1項）の入院届件数（管内精神科病院在院者）（表6-1）

年 度	総 数	内 訳														
		症状性を含む 器質性精神障害			精神作用物質使用による 精神及び行動の障害			及 び 統 合 失 調 症 、 統 合 失 調 症 型 障 害	気 分 （ 感 情 ） 障 害	神 経 症 性 障 害 、 ス ト レ ス 関 連 障 害 等	成 人 の 人 格 及 び 行 動 の 障 害	知 的 障 害 （ 精 神 遅 滞 ）	そ の 他 の 精 神 障 害	て ん か ん	そ の 他	
		小 計	認 知	認 外	小 計	ア ル コ ー ル 使 用	薬 物 使 用									そ の 他 の 使 用
2016	823	411	378	33	20	16	1	3	274	95	7	1	8	0	2	5
2017	812	437	417	20	17	11	1	5	235	108	5	3	5	2	0	0
2018	839	469	452	17	29	26	0	3	250	64	4	0	18	3	0	2

※病名は1件の届けにつき、主たる精神障がいのみ計上

イ 精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請または通報受理数

精神障がいのため、自身を傷つけ、又は、他人に害を与えるおそれのある場合には、警察官等から保健所に通報が行われる。これを受理し、東京都に経由事務として連絡することとなっている。その後、東京都が必要に応じ診察・入院の決定を行っている。

精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請または通報受理件数（表6-2）

年 度	総数	第22条 （一般人の申請）	第23条 （警察官の通報）	第26条の2 （精神病院管理者の届出）
2016	54	-	54	-
2017	59	-	59	-
2018	60	-	60	-

(2) 個別支援活動

ア 精神保健福祉相談・訪問指導（保健師による）

保健師が面接及び電話による相談を随時行っている。また、必要に応じ、家庭等に訪問して生活環境や本人・家族の状況を把握し、相談・指導を行っている。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（保健師による）（表 6-3）

年 度	精神保健福祉相談（訪問以外の面接・電話相談等）									精神保健福祉訪問指導								
	実 施 回 数	実 施 人 員	内 訳							実 施 回 数	実 施 人 員	内 訳						
延 べ 人 員			社 会 復 帰	老 人 精 神 保 健	ア ル コ ー ル	薬 物 等	児 童 ・ 思 春 期	心 の 健 康 づ く り	一 般 精 神 保 健			延 べ 人 員	社 会 復 帰	老 人 精 神 保 健	ア ル コ ー ル	薬 物 等	児 童 ・ 思 春 期	心 の 健 康 づ く り
2016	6976	101	81	362	33	1314	345	4740	617	1145	11	21	50	2	157	158	746	
2017	4544	135	50	96	62	607	333	3261	368	1246	5	23	66	15	147	85	905	
2018	5192	366	127	236	37	706	397	3323	431	1332	9	34	57	10	168	91	963	

※一般相談は、摂食障害、てんかん、その他を含む

イ 精神保健福祉相談・訪問指導（専門医による）

精神障がいを早期に発見し、適切な治療を受けられるよう専門医による相談を行っている。また、関係機関支援の一環としての相談役も担っている。2018年度は一般相談、酒害相談を月1～2回、思春期相談を隔月で回行った。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（専門医による）（表 6-4）

年 度	精神保健福祉相談										精神保健福祉訪問指導									
	実 施 回 数	実 施 人 員	内 訳							実 施 回 数	実 施 人 員	内 訳								
延 べ 人 員			社 会 復 帰	老 人 精 神 保 健	ア ル コ ー ル	薬 物 依 存	児 童 ・ 思 春 期	心 の 健 康 づ く り	一 般 精 神 保 健			延 べ 人 員	社 会 復 帰	老 人 精 神 保 健	ア ル コ ー ル	薬 物 依 存	児 童 ・ 思 春 期	心 の 健 康 づ く り	一 般 精 神 保 健	
2016	31	44	52	-	-	2	-	11	-	39	2	2	4	-	-	-	-	-	4	
2017	38	60	65	2	1	3	-	15	-	44	3	3	3	-	-	-	1	-	2	
2018	33	44	48	1	1	5	-	9	-	32	3	3	3	-	-	-	1	-	2	

※ここでいう「一般精神保健」では、その多くが未治療・医療中断ケースであり、警察官通報で把握したケースも含まれている

ウ ひきこもり相談員による相談

精神保健福祉相談・訪問指導（ひきこもり相談員による）（表 6-5）

年 度	ひきこもり 相談員数	実施回数	実人員 (訪問・面接)	延人員	
				訪問	面接
2016	3	76	21	38	34
2017	4	117	29	48	63
2018	3	115	33	60	119

エ 専門グループワーク

思春期のひきこもりに関する相談の増加に伴い、ひきこもりの子をもつ親を対象としたグループワーク（略称 思春期親グループ）及びひきこもりの状態にある本人を対象としたグループワーク（略称 本人グループ）を行っている。

本人グループ実施状況（表 6-6）

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2016	44	6	265
2017	44	4	169
2018	44	7	183

思春期親グループ実施状況（表 6-7）

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2016	11	9	45
2017	11	6	42
2018	11	7	34

オ 精神障がい者社会適応訓練事業

個人や企業などの協力事業所に委託して社会生活への適応や就業に向けて必要な訓練を行う事業である。2018年度の事業利用者はいなかった。

カ ケースカンファレンス

精神障がい者に係わる保健・医療・福祉等の関係者と複雑困難事例に対してケースカンファレンスを開催し、個別ケア支援の充実を図っている。

ケースカンファレンス実施状況（表 6-8）

テ ー マ	回数	参加人員	参加者
医療中断・未治療等を含む一般精神保健	90	636	保健医療福祉関係者等
虐待等を含む児童思春期精神保健	6	65	保健医療福祉及び学校教育関係者等
アルコール問題等を含む酒害・薬物精神保健	4	23	保健医療福祉関係者等
その他	91	1492	保健医療福祉関係者等
総 計	191	2216	

（３）普及啓発活動

ア 精神保健福祉講演会開催状況

精神疾患・精神障がいについての知識を普及し、住民の理解を得るために、講演会を主催するとともに、他機関や住民組織からの依頼に応じて、職員を派遣している。また、ホームページや「みんなの健康だより」を活用して、精神保健に関する情報提供を行っている。

講演会・健康教育の実施状況（表 6-9）

月 日	テ ー マ	参加人員	対 象 者
10月23日	ひきこもり～ネットワークの推進による切れ目ない支援～	32	ひきこもりネットワーク会議メンバーとその事業所に所属する職員
10月29日	保健所で行っているひきこもり支援について	25	教育センター職員
10月30日	高齢者の精神疾患～理解と対応～	71	市民、民生委員、ケアマネジャー、訪問看護師、高齢者支援センター職員、など高齢者支援を行っている関係者
11月25日	生涯学習センター時事問題講座「ひきこもる心を理解する講座」連続講座の第4回目に講師として講演	20	ひきこもりに関心のある市民
2019年 3月19日	保健所で行っているひきこもり支援について	36	高齢者支援センター職員

（４）地域支援体制の整備

ア 地域精神保健連絡協議会・専門部会

地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、地域精神保健福祉連絡協議会と専門部会を設置し、管轄内の課題を協議している。

会議実施状況（表 6-10）

月 日	会 議 名	議 題	参加者数
12月20日	地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 ①非自発的入院患者の地域モデル事業報告 ②措置入院者への支援について (2017年度措置入院者の分析) ③個別事例報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「措置入院後支援が入らず地域定着できなかった事例」 ・ 「措置入院後地域定着がうまくいった事例」 ・ 「医療保護入院での入院支援が入院支援が困難であった事例」 ④意見交換 	22
2019年 1月24日	地域精神保健福祉連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 ①町田市精神保健福祉事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所における精神保健福祉事業について (非自発的入院患者の地域モデル事業含む) ②障がい福祉課における精神保健福祉事業について ③町田市地域精神保健福祉連絡協議会専門部会報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置入院者への支援について (2017年度措置入院者の分析) ③個別事例報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「措置入院後支援が入らず地域定着できなかった事例」 ・ 「措置入院後地域定着がうまくいった事例」 ④意見交換 	25

イ 精神保健にかかる連絡会

精神保健に係る障がい福祉課との連絡会を定期的実施している。

会議実施状況（表 6-11）

月 日	内 容	参 加 機 関	参加者数
5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉課、保健予防課の業務について ・ 意見交換等 	地域福祉部障がい福祉課 保健所保健予防課	9

ウ ひきこもりネットワーク会議

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築していくためにひきこもりネットワーク会議を開催している。

ひきこもりネットワーク会議の実施状況（表 6-12）

月 日	内容	参加機関数
7月23日	・今年度のネットワーク会議について ・事例検討	19
10月23日	・講演会「ネットワークの推進による切れ目のない支援」	16

エ ひきこもりネットワーク会議代表者会

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援機関の代表者との打合せ会を実施し、ネットワーク会議の内容検討等を行っている。

ひきこもりネットワーク会議代表者会の実施状況（表 6-13）

月 日	内容	参加機関数
6月25日	・今年度の会議内容について	4
2019年 1月16日	・今年度振り返り ・次年度計画	3

7 難病対策

難病は、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ長期の療養生活が必要となるため、患者及び家族は、疾病の特殊性から医療面、経済面、生活面等に様々な問題を抱えている。そのため「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、「難病患者療養支援事業」として、保健師等による訪問指導等を実施し、医療・福祉との連携のもと、安心安全な療養生活の支援を行っている。

2013年4月1日より「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」になり、障がい者の定義に難病が追加された。また2015年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）」が施行され、難病について、「原因不明、治療法未確立、希少性の高い疾患で長期療養を必要とする疾患」と定義された。

(1) 個別支援活動

ア 訪問等相談

保健師等が在宅難病患者や家族に対して、療養上の問題や介護負担などの相談を受け、必要に応じ家庭訪問等を行っている。

特殊疾病対策事業訪問等相談実施状況（表 7-1）

年 度	総 数	相 談 件 数				関係機関連絡
		家庭訪問	所内相談	電話相談	その他の相談	
2016年度総数	576	172	15	121	3	265
2017年度総数	1,200	271	22	312	15	580
2018年度総数	1,268	289	27	300	21	631
保健師	1,264	285	27	300	21	631
作業療法士	4	4	—	—	—	—
歯科衛生士	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅難病患者（医療処置を必要とする者等）に対し、個々の実態に応じた保健医療福祉の連携による総合的な在宅療養支援を効果的に行うため、在宅療養支援計画策定・評価会議を開催している。支援計画に基づく療養支援の評価に加え、在宅難病患者のうち24時間人工呼吸器使用者に対して、災害時個別支援計画を策定し、更なるケアの質の確保に努めている。

在宅療養支援計画策定・評価会議開催状況（表 7-2）

年度	回数	検討/事例件数	参加者総数
2016	4	33	60
2017	4	17	59
2018	4	15	63

ウ 医療機器貸与事業及び訪問看護

難病患者とその家族の療養環境の充実と安定した生活の確保を図ることを目的として在宅療養難病患者に対して、吸引器及び吸入器を貸与するとともに、必要に応じて訪問看護を行っている。なお、2018年度の本事業の新規申請はなかった。

保健師と訪問看護師による日常的な連絡調整・相談、支援状況の共有や課題の検討等を行っている。

医療機器貸与実施状況（表 7-3）

年 度	貸与患者数	機器の種類		訪問看護 導入患者数	訪問回数
		吸引器	吸入器		
2016	7	7	2	3	146
2017	6	6	2	3	138
2018	6	6	2	3	145

エ 在宅難病患者一時入院制度のコーディネート

在宅難病患者の安定した療養生活を確保するため、介護者の疾病、事故等により、一時的に介護が困難になった場合に、一時的に入院を受け入れる制度で、都内に 15 病院、20 床が確保されている。期間は原則として 1 回 30 日、年間 90 日までである。（2019 年 4 月 1 日現在）

一時入院制度利用状況（表 7-4）

年 度	利用者数	利用延日数
2016	0	0
2017	3	94
2018	1	30

（2）普及啓発活動

ア 難病講演会

療養者・家族が疾病について正しい理解を持ち療養生活が送れること、また、地域の支援関係者が疾病の正しい理解を深め、質の高い療養支援を提供できることを目的として専門医等による講演会を開催している。

難病講演会実施状況（表 7-5）

月 日	実 施 場 所	内 容	対 象 者	参加者数
10月18日	健康福祉会館	地域でALS患者の在宅療養を支える ～『精一杯、生きる』を支えるために～	難病患者のケアに従事する 保健医療福祉関係者等	89

(3) 在宅療養支援地域ケアネットワーク

難病対策を円滑に推進し、在宅難病患者の療養生活の支援するため、地域の支援機関とのネットワークの連携及び強化を目指している。

ア 町田市難病保健医療福祉調整会議

在宅難病患者の療養生活を支援するため、医師会、訪問看護ステーション等の関係機関の連携を深め、地域の課題を明らかにし、地域全体のケア体制の整備を図ることを目的に実施している。2018年度は2019年2月21日に開催し、保健所難病保健事業の実績報告及び難病対策地域協議会設置に向けた意見交換等を行った。

イ 相模原市との情報交換会

隣接自治体の医療機関利用者が多いため、情報交換や連携強化を目的として必要に応じ「町田市・相模原市保健福祉行政連絡会議（各分野別分科会）」の中で、難病保健に関する情報交換会を実施している。

ウ 訪問看護ステーション連絡会

在宅療養環境及び支援の質の向上を図るため、市内にある訪問看護ステーションの代表者が参加し情報共有を図る会議に、連携の一機関として参加している。

エ 在宅難病患者訪問診療事業への参加

東京都が東京都医師会に委託し、地区医師会ごとに、寝たきり等で通院が困難な在宅難病患者に対して適切な医療を確保するために、訪問診療を実施している。町田市医師会が訪問診療班(専門医・主治医等)を編成して訪問診療をしており、保健師は医師会からの依頼に基づき随時参加している。

8 保健師活動

保健・医療・福祉の住民ニーズは、多様化・複雑化かつ増大しており、健康増進・疾病予防から、治療・リハビリテーション・地域ケアなどに及ぶ広範な支援活動が求められている。これらの課題に対応するために、保健師は、感染症、結核、母子保健、成人保健、難病対策、精神保健分野の事業の企画・運営と個別支援活動を併行して行い、地域のネットワークづくりやケアシステムの構築を図っている。

また、市民により密着した地域保健活動の展開と感染症や震災発生時の対応の強化、新たな健康課題への対応等を充実していくことを目指している。

保健師の活動体制については地区担当制とし、市民や関係機関からの相談は、地区担当保健師が窓口となり対応している。また会議や専門医相談、健診等の事業は係を超えた業務分担制で実施している。

(1) 市民の受療状況

市民は、神奈川県への交通の便が良いことから県域を越えて医療機関を利用していることが多い。

精神医療では市内に入院病床のある精神科病院が6箇所あるため神奈川県民の入院も多い。一方、難病医療においては市民が市外の医療機関を利用することが多い。特に神経系難病の在宅療養者は、人工呼吸器が必要になるなど、病状が進行してくると、専門医療機関がある神奈川県の医療機関を利用する割合が高くなる。結核医療も、南多摩保健医療圏域外や神奈川県の医療機関を利用している市民が多い。

(2) 個別支援活動

本人、家族、医療機関、福祉機関、教育機関などから相談や依頼のあった方、また結核・感染症などの発生届、医療費公費負担申請、その他各種健診・健康相談等で必要のある方に対して、個別支援活動を実施している。

保健師地区活動状況 (表 8-1)

年 度	区 分	対 応 件 数	感 染 症	結 核	エ イ ズ	精 神 保 健 福 祉	心 身 障 害	長 期 療 養 児	生 活 習 慣 病 等 人 病	難 病	ギ 公 所 害 一 の ア レ 他 等	妊 産 婦	乳 児	(内訳)			幼 児	そ の 他
														低 体 重 児	新 生 児	一 般 乳 児		
2016	家庭訪問	3,910	109	367	2	1,145	55	19	51	171	0	474	976	58	492	426	531	10
	所内相談	4,362	63	186	15	693	5	0	35	15	1	3,187	75	2	21	52	82	5
	電話相談	5,784	333	1,149	117	2,017	46	7	93	121	2	655	771	38	213	520	434	39
	文書その他の相談 関係機関連絡	1,153 12,070	198 932	740 1,965	0 4	48 3,736	0 253	0 5	- 40	3 265	0 4	84 3,453	54 763	18 32	24 359	12 372	26 591	0 59
2017	家庭訪問	4,344	69	295	2	1,246	80	14	66	268	1	656	1,143	53	488	602	493	11
	所内相談	3,303	11	199	10	1,114	2	0	45	22	4	1,642	144	34	25	85	103	7
	電話相談	9,072	369	1,025	35	3,386	132	24	103	312	6	1,652	1,271	38	408	825	726	31
	文書その他の相談 関係機関連絡	587 9,802	67 745	200 1,260	4 26	44 3,800	3 260	0 13	0 63	15 580	0 13	73 1,055	123 1,198	0 102	62 554	61 542	52 762	6 27
2018	家庭訪問	4,111	74	220	0	1,332	83	11	267	285	2	503	818	33	339	446	446	70
	所内相談	3,796	54	149	26	1,198	10	0	10	27	1	2,041	165	66	10	87	104	13
	電話相談	10,313	736	900	129	3,883	143	19	101	300	25	1,787	1,366	70	558	738	673	251
	文書その他の相談 関係機関連絡	711 10,635	129 1,161	201 1,110	3 1	111 3,702	34 484	0 45	0 25	21 631	0 20	53 1,494	124 1,148	3 69	30 446	91 633	30 758	5 56

※保健師 地区活動状況 再掲 (表 8-2)

年 度	区 分	再 掲 1 虐 待	内 訳			再 掲 2							
			児 童	老 人	そ の 他	ひ き こ も り	発 達 障 害	自 殺 企 図	自 殺 者 の 遺 族	犯 罪 被 害 者	近 隣 苦 情	未 治 療	医 療 中 断
2016	家庭訪問	226	206	7	13	179	60	13	19	0	48	52	27
	所内相談	37	13	9	15	397	90	17	1	0	42	44	37
	電話相談	126	76	12	38	241	162	35	5	1	75	77	29
	文書等	3	3	0	0	4	2	0	0	0	0	0	1
	関係機関	407	310	54	43	298	185	53	36	0	158	162	76
2017	家庭訪問	84	65	2	17	215	33	14	3	0	56	44	75
	所内相談	35	19	1	15	333	42	15	0	0	27	41	23
	電話相談	33	13	2	18	255	132	21	0	2	106	40	265
	文書等	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1
	関係機関	195	155	2	38	220	137	38	8	0	267	31	366
2018	家庭訪問	50	33	4	13	166	68	10	6	0	30	32	49
	所内相談	37	7	3	27	278	84	6	0	0	13	24	43
	電話相談	25	15	2	8	222	133	10	1	0	110	115	183
	文書等	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	1
	関係機関	145	123	10	12	318	161	19	1	0	278	252	384

表 8-1 及び 8-2 において保健師の個別支援活動を家庭訪問・所内相談・電話相談・関係機関連絡ごとに示している。

地域保健活動の支援対象者は、当初、感染症や母子保健の相談として始まったとしても、背景に精神保健の課題があることが少なくない。警察、民生児童委員、学校関係者や市の窓口から紹介され、複数の関係機関の関わりが必要な困難事例が増えている。また、保健所に関係機関の調整を期待されることが多い。感染症や結核の対応においては、高齢者や社会的弱者、集団施設利用者など、多方面からの支援が必要な事例への対応も増えている。

今後の活動において保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化や調整が重要な課題である。

ア 個別支援活動における分野別の傾向等について

(ア) 精神保健福祉

未治療・医療中断や、思春期相談など専門的な相談を実施している。相談の特徴としては、以下の5点があげられる。

- ① 「ひきこもり」に関する相談
- ② 「発達障がい」に関する相談
- ③ 未治療・医療中断に関する相談
- ④ 関係機関や近隣住民からの相談

精神疾患が起因すると思われる問題行動に困っているという相談がある。本人はもちろん家族も相談場面に積極的に登場しないことが多い。いかにその対象者にアプローチできるのが課題である。

- ⑤ 複数の関係機関の関与

庁内関係部署や地域の民生児童委員など、すでに多くの関係機関がかかわっている事例が多い。

(イ) 児童・高齢者虐待の相談（表 8-2 を参照）

精神保健の立場から、当事者や家族への対応や、関係機関の相談支援を求められることが多いが、いずれの事例も単独機関では解決が困難であり、子ども家庭支援センター、児童相談所、高齢者支援センター、高齢者福祉課、障がい福祉課、医療機関など多くの機関が連携しながら支援を行っている。

(ウ) 難病対策

神経系難病の中でも人工呼吸器装着等、医療依存度が高い在宅療養者を支援することが多い。主たる介護者の高齢化に伴う介護力低下・病状進行に伴う様々な意思決定・在宅療養における災害対策など、それぞれの状況に応じた個別性の高い相談対応が求められ、適宜、障がい福祉サービスや介護保険サービス等の重層的な対応調整や関係機関との地域支援ネットワークを構築しながら支援を行っている。

(エ) 結核対策

結核患者の接触者を対象とした健康診断や相談を行っている。結核患者の年代は他自治体に比べて、20～40 歳代の割合が高い傾向にある。この世代は診断されるまでに学校や職場などで活動していることが多く、必要時職場などの健診も実施している。

また、結核治療は一定期間服薬を確実に継続することが重要である。治療中断や不規則な服薬は、病状悪化や感染拡大の可能性があるため、若年者や外国人など特にリスクの高い患者を中心に、関係機関と連携を図りながら、対象者に合わせた服薬や療養支援を行っている。

(オ) 感染症対策

発生届受理後、または集団感染の情報探知後、迅速に積極的疫学調査を行い、二次感染予防のための指導や対応を行っている。

(3) 保健・医療・福祉等関係機関との連携強化

地域特性や個別性を勘案し、様々な支援サービスを円滑かつ効率的に提供できるように、庁内関連部署及び市内外の保健・医療・福祉等関係機関との連携を強化し、総合的な地域ケアの検討と調整を行っている（表 8-3）。

精神保健分野では、地域精神保健福祉連絡協議会・専門部会において、非自発的入院者の地域支援について、地域での現状や課題について共有を図り、検討を実施している。

難病保健分野では、2018 年度 難病保健医療福祉調整会議（協議会準備会）を開催した。市内外の医療機関・各関係機関の難病患者の受け入れの現状及び課題を共有し、今後の在宅療養のための保健・医療・福祉との連携について課題の検討を実施している。

保健・医療・福祉等関係機関との連携会議参加状況（表 8-3）

分野	会議名	回数	主催者	内容
精神	町田市精神障害者さるびあ会総会	1	NPO法人さるびあ会	事業評価会議
	障がい者雇用連絡会議	1	ハローワーク町田	情報交換・連携会議
	自殺対策推進庁内連絡会	2	健康推進課	検討・連携会議
	高次脳機能障がい関係機関等連絡会	2	ひかり療育園	連携会議
	南多摩医療圏 認知症疾患医療・介護連携協議会	2	平川病院	連携会議
	町田市子ども若者相談情報交換会	1	東京都	連携会議
母子	子育て支援ネットワーク連絡会、地域ネットワーク会議	25	子ども家庭支援センター	情報交換
	配偶者からの暴力等担当者連絡会	1	男女平等推進センター	意見交換
	CAPS 合同会議	3	町田市医師会	意見交換
	東京都意見交換会(虐待防止に関する条例)	2	東京都	意見交換
重心	町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会	5	子ども発達支援課	連携会議
難病	町田市訪問看護ステーション連絡会	4	町田市医師会	情報交換
感染症	感染症対策地域連携会議	2	市内医療機関	感染症対策
その他	看護部長会	2	町田市看護部長会	情報交換、研修会
	老人ホーム入所判定審査会	1	高齢者福祉課	認定審査
	町田市男女平等推進会議	1	市民協働推進課	情報交換、連携会議
	町田地区学校保健連絡会	1	東京都	情報交換、連携会議

9 健康づくり推進

(1) 健康づくり推進員

健康づくり推進員は、市と協力しながら「自分の健康は自分で守る」という意識の向上を図ること及び市民の自発的な健康づくり活動の推進と地域づくりを目指すため、時代にあわせて変化していく健康づくりの意味について、市とともに考えながら地域に根ざした協働活動を行っている。

健康づくり推進員の概要（表 9-1）

設置根拠	町田市健康づくり推進員設置要領
対 象	主に町内会自治会から推薦を受けた方を市長が委嘱
人 数 (2019年3月 末日時点)	推薦団体数：155（2017年度：138） 推進員数：239（2017年度：209）
任 期	2年（再選及び年度途中の交代可）

年間活動状況（表 9-2）

行事	開催日	内容	参加者数
総会	5月23日	委嘱状交付式 健康づくり推進員活動紹介 2018年度活動計画 講演「健康づくりの秘訣」 講師：町田市保健所長	158
研修会	6月27日	「町トレで、上がる体力！つながる地域」 講師：理学療法士	105
	7月19日	「根性論はもう古い？前向きに日々を過ごすための心のトレーニング～心は何歳になっても鍛えられる～」 講師：株式会社メンタリスタ メンタルトレーニングコーチ	98
情報共有会議	10月3日	各地区の活動状況に関する情報交換	13
実績共有会議	2019年 2月18日	2018年度活動報告 意見交換（地域での活動の流れについて）	13

※この他に、各地区（町田地区、南地区、鶴川地区、忠生地区、小山地区、相原地区）において、地区活動を行っている

10 食 育 推 進

食育基本法（第 18 条）に基づく市町村食育推進計画として、2013 年 12 月に策定した「町田市食育推進計画」に基づき、広く食育を周知し、市民が食育に関心を持ち実践につながるよう、食育推進ネットワークを構築し、取り組んでいる。

（1）町田市食育推進計画推進委員会

食や食育に関わる機関、団体及び学識経験者を構成員とする委員会で、食育推進事業について、専門的な立場から指導・助言をいただき協議を行っている。

町田市食育推進計画策定及び推進委員会実施状況（表 10-1）

	年月日	内容
第1回	7月19日	第2次町田市食育推進計画素案について
第2回	2019年 1月21日	第2次町田市食育推進計画案について

（2）町田市食育推進庁内連絡会

庁内関係部署を構成員とする連絡会で、食育推進事業の検討を行っている。

町田市食育推進庁内連絡会実施状況（表 10-2）

	年月日	内容
第1回	5月31日	(1) 第2次町田市食育推進計画について (2) 食育リーフレットの掲載内容の変更について
第2回	9月28日	(1) 第2次町田市食育推進計画案の検討について (2) 第2次町田市食育推進計画 概要版案の検討について
第3回	12月21日	(1) 市民意見募集の結果及び意見への対応について (2) 第2次町田市食育推進計画案の最終確認について (3) 第2次町田市食育推進計画の進捗管理について

(3) 食育フェア

食育に関する情報や体験の場を提供することで、市民が食育に関心を持ち、実践につながることを目的としている。2018年度は“まちだの食育をみんなで体験しよう！食育って大切だね”をテーマに、庁内関係部署及び関係機関・団体等の協働により開催した。

食育フェア概要 (表 10-3)

開催日時	11月11日（日）10：00～15：00
実施会場	町田市民フォーラム 3階
事務局	保健予防課保健栄養係
関係部署	消費生活センター、保健予防課（歯科）、児童青少年課、3R推進課
協力団体等	神奈川東部ヤクルト販売株式会社、健康食生活展実行委員会、公益社団法人東京都町田市歯科医師会、町田市消費生活センター運営協議会、町田集団給食研究会、東京家政学院大学、町田市食育ボランティア、町田地域活動栄養士会
開催内容	講演会、試食、クイズ、測定、相談、販売、展示等
来場者数	851

食育フェア出展状況（表 10-4）

ブース名	内容	出展者
町田でおなじみの大道芸人TAKUMIによるパフォーマンスショー！「大道芸（ジャグリング）」	・来場者と一緒に楽しめる クラブジャグリング、中国ゴマ、バランス芸など	保健予防課
筋肉量を知ってフレイル（虚弱）を予防しよう	・握力測定と指輪っかテスト 希望者に栄養相談	健康食生活展 病院部会
かむかむガムテスト	・咀嚼力判定ガムを噛んで口の機能を測定	保健予防課 公益社団法人東京都町田市歯科医師会
食育で楽しく学ぼう	・和食の置き方 ・1日分の野菜量について	東京家政学院大学
まちだの野菜をまちだで食べる いいことふくらむ まちだすいとん	・まちだすいとんの試食	保健予防課
こむぎこ こねこね まちだのこ ～まちだすいとんの材料・小麦粉にさわろう～	・小麦粉粘土で遊ぶ体験 ・野菜のハンコでラッピングバック作り	児童青少年課
親子で知ろう 食育体験	・たべもの釣りゲームや折り紙で遊ぶ ・だしのとり方を学ぶ（試飲あり）	健康食生活展 保育園部会
「もったいない」から始めよう ～食品ロス・計って試して使い切ろう～	・食材の捨てられている部分の重さを当てるゲーム	3R推進課 町田市消費生活センター 運営協議会
「もったいない」からはじめよう ～食材を上手に保存しムダなく調理～	・野菜の保存・冷凍方法や使い切るワザを紹介	消費生活センター 町田市消費生活センター 運営協議会
野菜となかよし！元気いっぱい町田っ子	・箱の中の野菜をさわって当てるゲーム	健康食生活展 学校部会
☑️ ロジャンケンで顔の筋トレ&脳トレ ～かむ力をつけよう～	・高齢者施設の栄養士とロジャンケンを行う簡単なトレーニング	健康食生活展 高齢者部会
①まめつかみゲーム「まめっ子くん」 ②この野菜なーんだクイズ	①正しい箸づかいで豆を運ぶゲーム ②野菜の花や切り口から野菜を当てるクイズ	町田市食育ボランティア
ヤクルトミニシアターをのぞいてみよう！	・クイズや試飲	神奈川県東部ヤクルト販売株式会社

(4) 食育講演会

市民を対象に、食育の周知と推進を図るため、食育フェアの一環として食育講演会を実施している。

食育講演会実施状況（表 10-5）

テーマ	講師	参加人数
「忙しい人のための野菜を美味しく食べきる方法」	野菜ソムリエ	65

(5) 食育ボランティアによる共食の普及啓発

2015年、2016年に養成した第1期・第2期食育ボランティアが、食に関するイベントや地域からの依頼で行事食や食文化等の普及啓発活動を実施している。

食育ボランティア連絡会実施状況（表 10-6）

日程	内容	参加人数
5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市ボランティア活動災害補償制度について ・今年度の活動予定について ・活動依頼について ・食育月間・食育の日の活動について 	20
7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・「町田・健康と食を考えるつどい」について ・活動依頼について ・食育の日の活動者について ・食育フェアについて 	14
9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・食育フェアについて 	10
12月10日	勉強会 「地域で活躍するボランティアグループに必要なこと」 講師：日本ボランティアコーディネーター協会 疋田恵子氏	16
2019年 2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告会について ・自主化検討会（第1期対象） 	16
2019年 3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告 ・2019年度町田市食育ボランティア活動について ・自主化検討会（第1期対象） 	12

食育ボランティア活動実績（表 10-7）

日程	活動名	内容	場所	活動人数
6月 8日、 6月15日 6月19日、 7月19日 9月19日、10月19日 11月19日、12月19日 2019年 2月19日 3月19日	市庁舎における 食育月間・食育の日 の取り組み	・ミニイベント ・リーフレット配布 ・のぼり旗 ・パネル展示	市庁舎食堂	22
7月5日	町田・南グループの 自主活動	・防災食をおいしく食べよう	健康福祉会館栄養指 導室	9
7月17日	生涯学習センターに おける食育活動	・まちだすいとん調理実習	生涯学習センター	4
8月13日	ひかり療育園による 食育活動	・まちだすいとん調理実習	ひかり療育園	4
9月10日	町田地区健康づくり 推進員への食育活動	・防災食メニュー	健康福祉会館栄養指 導室	2
10月4日	こひつじ保育園にお ける食育活動	・まちだすいとん調理実習 ・食育エプロンシアター ・紙芝居	こひつじ保育園	3
10月17日	忠生グループの自主 活動	・軽体操 ・まちだすいとん調理実習	忠生市民センター	4
10月20日	鶴川市民センターま つり	・まちだすいとん調理補助	鶴川市民センター	2
10月21日	鶴川市民センターま つり	・まちだすいとん調理補助	鶴川市民センター	2
11月11日	食育フェア	・ブース出展 「まめつかみゲーム『まめっ子 くん』」 ・野菜当てゲーム	町田市民フォーラム	14
11月14日	成瀬南野保育園にお ける食育活動	・まちだすいとん調理補助 ・まめつかみゲーム ・紙芝居読み聞かせ	成瀬南野保育園	5
11月27日	まちだエコライフ推 進公社における食育 活動	・エコクッキング	忠生市民センター	4
2019年1月18日	町田保育園における 食育活動	・お箸のマナークイズ ・紙芝居読み聞かせ ・食べ物クイズ	町田保育園	5
2019年1月22日	学校給食展における 食育活動	・まめつかみゲーム	市庁舎イベントスタ ジオ	3
2019年1月22日	鶴川グループの自主 活動	・本格だしをいかしたカレーうど ん作り	市民フォーラム	6
2019年1月24日	学校給食展における 食育活動	・まめつかみゲーム	市庁舎イベントスタ ジオ	2
2019年1月25日	学校給食展における 食育活動	・まめつかみゲーム	市庁舎イベントスタ ジオ	1
2019年3月1日	まちだエコライフ推 進公社における食育 活動	・食品ロス削減調理実習	市民フォーラム	7
2019年3月11日	町田保育園における 食育活動	・紙芝居読み聞かせ ・お箸のマナークイズ ・正しい料理の並べ方	町田保育園	3

(6) 食育ツーリズムの推進

親子が共に食や生産者にふれる機会を増やし、食育に関心を持つことや食に対する感謝の心を育むことを目的に、農業と商業の協働による取組を「食育ツーリズム」として実施している。

食育ツーリズム実施状況 (表 10-8)

開催日	参加人数	実施場所	内容
8月7日	18 (大人8 子ども10)	野津田の農園 小野路里山交 流館等	野菜・ブルーベリーの収穫体験、小野路宿里山交流館にてうどん打ち、ブルーベリーソース作り、ワーカーズコレクティブ凡の工場見学
12月8日	23 (大人13 子ども10)	北島牧場、東 京みるく工房 ぴゅあ、忠生 市民センター	北島牧場搾乳体験、東京ミルク工房の見学、忠生市民センターにて井上糀店の味噌ソムリエによる調理実習

(7) 6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」の食育活動の強化

6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」にあわせ、主食・主菜・副菜をそろえて食べる機会や、野菜摂取量の増加に向けた食育活動を強化している。

6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」の食育活動の実施状況 (表 10-9)

	実施日	内容	実施場所	延べ人数
6月の「食育月間」	6月 8日、15日、 19日、29日	①食育ボランティアによるミニイベント クイズ「町田の旬の野菜」「副菜はどれでしょう」 ②のぼり旗・パネルの掲示 ③一汁三菜メニューの提供（食堂委託業者） ④リーフレット・レシピの配布	市庁舎 食堂	102
毎月19日の「食育の日」	7月19日、 9月19日 10月19日、11月19日 12月19日 2019年2月19日 3月19日	①食育ボランティアによるミニイベント クイズ「町田の旬の野菜」「副菜はどれでしょう」 ②のぼり旗・パネルの掲示 ③一汁三菜メニューの提供（食堂委託業者） ④リーフレット・レシピの配布	市庁舎 食堂	214

11 保 健 栄 養

健康増進法に基づき、国民健康・栄養調査、特定給食施設指導及び食品関連事業者支援等を行っている。また、関係部署や関係機関・団体と連携しながら食を通じた健康づくりを推進し、市民を取り巻く食環境の整備を図っている。

(1) 国民健康・栄養調査

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年11月に厚生労働省が実施している調査で、調査内容は、身体状況（身長・体重・血液生化学検査等）、栄養摂取量及び生活習慣・運動の状況等である。

2018年度は、市内の1地区（本町田）が該当であったため、医師、看護師、臨床検査技師、栄養士等による調査班を編成し実施した。

国民栄養調査実施状況（表 11-1）

調査名	調査地区	調査対象	実施	(再掲) 調査項目別実施人数			
				世帯	人数	栄養摂取状況	身体状況
国民健康・栄養調査	本町田	26	12	28	19	13	25

(2) 連携・調整

食に関わる関係者・関係団体のネットワークを形成し、ライフステージに応じた保健栄養事業を総合的に推進するため、栄養・食生活ネットワーク会議を開催している。

また、庁内栄養士の連携・調整を図り、市民の食を通じた健康づくり及び栄養・食生活改善を効果的・効率的に推進するために、栄養業務連絡会を開催している。

関係機関との連絡調整会議の実施状況（表 11-2）

項 目	実施回数	延べ人数	内容等
栄養・食生活ネットワーク会議	1	14	<ul style="list-style-type: none"> 講演「PDCAサイクルに基づいた成果のみえる取組～町田市の食の現状を踏まえて、野菜を食べやすくするレシピ集を作成する～」 講師：神奈川工科大学応用バイオ科学部栄養生命科学科 教授 グループワーク
栄養業務連絡会	2	17	<ul style="list-style-type: none"> 各部署における2018年度栄養事業について 栄養業務連絡会設置要綱について 栄養士人材育成プランについて 食生活改善普及運動について 公立保育園給食で使用を避ける食材の見直しについて 学校給食展について 食に関するイベントの開催について

(3) 人材育成

市民の外出・中食の利用が拡大している中、飲食店等において調理業務に携わる方々が市民の食生活に果たす役割は大きい。そこで、調理従事者が栄養や食品衛生に係る知識を習得し、喫食者の健康づくりに配慮できるよう、研修会を開催している。

また、地域で健康づくりを推進するための重要な担い手である地域活動栄養士会（栄養士の資格を活かして、自主的に市民の食生活支援活動を行っている団体）に対し、最新の健康・栄養情報の提供、活動の支援等を行っている。

人材育成実施状況（表 11-3）

項 目	実施回数	延べ人員	内容等
健康づくり調理師研修会	1	15	講演と調理実習・試食 テーマ 『食材使い切り&おしゃれなコスパ重視のメニュー』 講 師 町田調理師専門学校 基本講義 食材使い切り&おしゃれなコスパ重視のメニュー 実習献立 1 炙り帆立重ね盛り 2 筍の菜種味噌掛け 3 りんごと生ハムの天婦羅 4 筍ご飯

(4) 特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は 245 施設（2019 年 3 月末日）である。管理栄養士・栄養士の配置状況をみると、そのうち管理栄養士のみの施設は 62 施設（25.3%）、管理栄養士・栄養士どちらもいる施設は 49 施設（20.0%）、栄養士のみの施設は 75 施設（30.6%）、どちらも配置されていない施設は 59 施設（24.1%）である。健康増進法第 21 条第 1 項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設は、病院 6 施設である。

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持・増進を図ることを目的に、栄養・衛生管理の充実、栄養教育の推進等について各施設の状況に応じた指導を行っている。

給食施設数（表 11-4）

総 数	学 校	病 院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所	寄 宿 舎	矯正施設	自衛隊	給食センター	その他
245	59	19	5	32	78	12	14	4	-	-	-	22

ア 指導状況

巡回（施設を個別に訪問して実地に指導を行う）や来所、電話等による個別指導及び栄養管理講習会、施設種類別給食連絡会等の集団指導を行っている。

栄養管理講習会では、給食施設の管理者、栄養士、調理師等を対象に、行政からの連絡や最新の健康・栄養情報の提供等を行っている。施設種類別連絡会では、各施設における栄養改善の取組の情報交換や研究活動等を行っている。

給食施設指導状況（表 11-5）

年 度	区 分		総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食未満又は1日250食未満
2016	個別指導	延べ施設数	648	366	94	188
		(再掲)巡回指導	49	25	7	17
	集団指導	開設回数	24	0	0	0
		延べ施設数	546	331	59	156
2017	個別指導	延べ施設数	667	380	77	210
		(再掲)巡回指導	41	27	1	13
	集団指導	開設回数	25	0	0	0
		延べ施設数	526	331	64	131
2018	個別指導	延べ施設数	499	279	91	129
		(再掲)巡回指導	51	24	13	14
	集団指導	開設回数	25	0	0	0
		延べ施設数	575	352	72	151

栄養管理講習会実施状況（表 11-6）

開催日	会 場	テーマ	講師	参加施設数	参加人数
5月21日	町田市保健所中町庁舎講堂	1 食品衛生に関する最新情報 2 栄養管理報告書について 3 栄養情報提供	保健所食品衛生監視員 保健所栄養指導員	69	73
5月25日	町田市保健所中町庁舎講堂	1 食品衛生に関する最新情報 2 栄養管理報告書について 3 栄養情報提供	保健所食品衛生監視員 保健所栄養指導員	31	33
7月24日	町田市保健所中町庁舎講堂	「からだの動きから子どもの食を考える ～作業療法士の視点から～」	神奈川県立保健福祉大学大学院 教授	36	40
9月18日	町田市庁舎3階災害対策室	「給食施設における災害対策について」	独立行政法人国立病院機構災害医療 センター 栄養管理室 室長	61	65
2019年 1月11日	町田市保健所中町庁舎講堂	「摂食嚥下障害へのアプローチ～食形態の 選択と指導のポイント～」	関東学院大学栄養学部管理栄養士学 科教授	35	44
2019年 3月8日	町田市保健所中町庁舎講堂	「栄養士のヘルスリテラシー向上のため に」	順天堂大学医学部総合診療科医師	24	27

イ 給食研究会の育成・支援

給食の運営と技術の向上及び会員相互の親睦を図ることを目的に、市内の病院、高齢者施設等の給食施設からなる「町田集団給食研究会」が組織されている。講演会の開催や優良従業員の表彰等の事業を行い、本研究会の活動・運営を支援し、育成に努めている。

ウ 「東京都優良調理師に対する知事賞」及び「特定給食施設等栄養改善知事賞」推薦

市民の保健衛生に貢献した優良な調理師及び特定給食施設を都へ推薦し、公衆衛生の増進を図っている。

〔2018年度優良調理師知事賞〕 該当者なし

〔2018年度特定給食施設等栄養改善知事賞〕 医療法人社団創生会 町田病院

(5) みんなの健康食生活展

特定給食施設等の日頃の研究成果を発表すると同時に、地域住民の食を通じた健康づくりに寄与することを目的として、「第32回みんなの健康食生活展」を食育フェアの中で実施した。管内の給食施設（保育所、学校、高齢者施設、病院等）や栄養関係団体をもって組織する健康食生活展実行委員会の企画・運営を、事務局として支援している。

みんなの健康食生活展の実施状況（表 11-7）

開催日	会場	参加人数	内容等
11月11日	町田市民フォーラム	469	○筋肉量を知ってフレイル（虚弱）を予防しよう 病院の栄養士による握力測定、指輪っかテスト ○野菜となかよし！元気いっぱい町田っ子 学校の栄養士による箱の中の野菜をさわって当てるゲーム ○食べ物釣りゲームや折り紙で遊ぼう。だしのとり方を学んで試飲しよう 保育園の栄養士によるゲームとだしの試飲 ○ロジャンケンで顔の筋トレ&脳トレ～かむ力をつけよう～ 高齢者施設の栄養士によるロジャンケン ○ヤクルトミニシアターをのぞいてみよう！ ヤクルトの試飲やクイズ

(6) 食品関連事業者支援

生活習慣病予防の観点から、外食料理や加工食品等への栄養成分表示が求められている。飲食店等に対しては栄養成分等表示推進を、食品関連事業者等に対しては食品の栄養成分表示の相談を行っている。

ア 外食料理の栄養成分等表示推進

飲食店等において市民が望ましい食を選択し、健康づくりに役立てることができるよう、外食料理の栄養成分表示や食事バランスガイドによる表示の相談を行っている。

また、3 つ以上のメニューに栄養成分の自主表示を行っている「栄養成分等表示店」の受付を行い、ホームページ等で市民へ情報提供している。

イ 食品の栄養成分表示の相談

食品関連事業者に対し、食品に栄養成分表示をする場合の表示方法及び虚偽誇大広告の禁止に係る相談を行っている。

食品関連事業者支援状況（表 11-8）

年 度	区 分	業者指導件数	
		外食の栄養成分 等表示	食品の栄養成分 表示・虚偽誇大 広告の禁止
2016	個別指導延べ施設数	1	40
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 開設回数	1	-
	延べ施設数	18	-
2017	個別指導延べ施設数	-	43
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 開設回数	1	3
	延べ施設数	21	464
2018	個別指導延べ施設数	-	31
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 開設回数	1	2
	延べ施設数	15	399

12 健康福祉会館事業

健康福祉会館は各種健診・健康教育・健康相談等の保健サービスの充実強化と、高齢者の生きがい教育と社会参加の推進、健やかに老いるための健康づくり等、健康で福祉につながる施策の推進や市民の自主的な健康づくりの拠点となることを目的とした健康、福祉の総合施設である。

(1) 講習室の貸出し

健康福祉会館 4 階の講習室は、市民の自主的な健康づくりの拠点として幅広く利用されている。

講習室の概要 (表 12-1)

面積	281.3㎡ (14.5m×19.4m)
定員	250人
使用時間	午前 9:00～12:00 午後 13:00～17:00 夜間 17:30～22:00
使用料金	午前 2,350円 午後 3,100円 夜間 3,100円 全日 8,550円
関連する法律・例規	町田市健康福祉会館条例 町田市健康福祉会館条例施行規則
申込方法・その他	原則として使用する日の2か月前から当日まで受け付けている。 窓口申し込みのほか、利用者登録をしている団体は、施設案内予約システムによりインターネット等で申し込みできる。 公的機関が使用する場合の使用料金は、内容により免除

講習室利用状況（表 12-2）

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
開館日数		29	31	29	31	30	29	30
利 用 件 数	有料	46	45	49	54	47	52	54
	使用料免除	8	6	11	10	4	8	6
	保健所使用	7	10	9	8	6	9	12
	合計	61	61	69	72	57	69	72
利 用 者 数	有料	1,362	1,294	1,438	1,463	1,304	1,448	1,813
	使用料免除	851	674	682	776	210	742	570
	保健所使用	153	398	284	281	103	300	469
	合計	2,366	2,366	2,404	2,520	1,617	2,490	2,852

月		11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
開館日数		30	26	28	25	31	349	29
利 用 件 数	有料	46	42	48	37	50	570	48
	使用料免除	14	2	8	15	12	104	9
	保健所使用	9	7	6	10	8	101	8
	合計	69	51	62	62	70	775	65
利 用 者 数	有料	1,806	1,399	1,365	1,230	1,675	17,597	1,466
	使用料免除	1,901	122	428	1,263	934	9,153	763
	保健所使用	342	172	146	229	180	3,057	255
	合計	4,049	1,693	1,939	2,722	2,789	29,807	2,484

年度別利用状況（表 12-3）

年度	開館日数	講習室	
		件数	利用者数
2016	350	837	33,107
2017	351	841	33,486
2018	349	775	29,807

13 成人保健指導事業

成人を対象として、生活習慣病や寝たきりの予防及び健康づくりを目的に、各種講習会、教室、講座、相談を実施している。

(1) 栄養相談

疾病予防や健康増進を図ることを目的に、栄養士による個別相談を行っている。

相談の概要 (表 13-1)

関連する法律・例規	健康増進法第17条
相談の内容	栄養士による個別相談 年12回 要事前申込
実施会場	健康福社会館・町田市保健所中町庁舎
周知方法	保健予防課チラシ及び町田市ホームページに掲載 町田市成人健康診査実施医療機関から本人に対し事業を紹介

※保健師による相談は、希望があれば相談可。

実施状況 (表 13-2)

年度	実施回数	相談者数
2016	12	130
2017	12	115
2018	12	117

(2) 健康教育

成人の健康づくり、生活習慣病予防を目的に、健康福祉会館や地区での集団健康教育（地区健康の集い等）を実施している。

地区健康の集い等の概要（表 13-3）

関連する法律・例規	健康増進法第17条
内容	保健師等による講話等 地区組織や健康づくり推進員等の要望からテーマを決めて実施 テーマ：歯周疾患、骨粗しょう症、病態別（肥満・高血圧・心臓病等）、その他健康に関すること 他機関の要望にも対応
実施会場	各地区センター・集会所等

地区健康の集い等の実施状況（表 13-4）

区分		回数	参加者数	地区組織による活動回数	
地区健康の集い	健康増進等	歯周疾患	0	0	
		骨粗しょう症	1	34	推進員 1
		病態別	1	26	推進員 1
		一般	7	526	推進員 3 自主グループ 1 町内会 1 その他 2
	がん	がん (乳・子宮がん)	0	0	
計		9	586		

(3) 脂質異常症予防講習会

脂質異常症の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

概要（表 13-5）

関連する法律・例規	健康増進法第17条
内容	年3回実施 申込制 脂質異常症予防をテーマに実施 調理実習のみ食材料費として参加費500円を徴収
実施会場	健康福社会館
周知方法	「広報まちだ」に掲載

実施内容（表 13-6）

内容	対象	実施回数	参加者数
保健師・栄養士講話 試食 グループワーク	74歳以下の 市民	2	17
			19
2日間のコース制 保健師・栄養士講話 グループワーク 調理実習 健康運動指導士講話・運動実技 個別相談（希望者のみ）	64歳以下の 市民	1	11
計		3	47

実施状況（表 13-7）

年度	実施回数	参加者数
2017	3	69
2018	3	47

(4) 糖尿病予防講習会

糖尿病の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

概要（表 13-8）

関連する法律・例規	健康増進法第17条
内容	年1回実施 申込制 糖尿病予防をテーマに実施 食材料費として参加費500円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」に掲載

実施内容（表 13-9）

内容	対象	実施回数	参加者数
栄養士講話 調理実習	64歳以下の 市民	1	12

実施状況（表 13-10）

年度	実施回数	参加者数
2017	1	5
2018	1	12

(5) 測定会

生活習慣の改善及び健康増進を図るためのきっかけづくりとなるよう、保健師・栄養士の講話と測定を実施している。

概要 (表 13-11)

関連する法律・例規	健康増進法第17条
内容	年3回実施 申込不要 自身の身体を振り返り、行動変容のきっかけをつくることを目的に実施
実施会場	健康福祉会館、子どもセンターつるっこ、忠生市民センター
周知方法	「広報まちだ」に掲載

実施内容 (表 13-12)

内容	対象	実施回数	参加者数
血管年齢測定 骨の健康度測定 口の健康チェック しこりチェッカー (乳がん啓発用) 保健師・栄養士講話	前半の部：64歳以下の女性 後半の部：一般市民	3	37
			32
			38
計			107

実施状況 (表 13-13)

年度	実施回数	参加者数
2017	3	66
2018	3	107

(6) ヘルスアップクッキング

生活習慣病の予防・改善の動機づけとなるよう、テーマ別の調理実習を実施している。

概要 (表 13-14)

関連する法律・例規	健康増進法第17条
内容	年3回実施 申込制 食材料費として参加費500円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」に掲載

実施内容 (表 13-15)

内容	対象	実施回数	参加者数
かしこく おいしく 減塩クッキング!	一般市民	1	22
簡単 おいしい バランスごはん!		1	22
女性のためのヘルスアップクッキング 食事で乳がん予防!!	町田市在住の女性	1	16
計			60

実施状況 (表 13-16)

年度	実施回数	参加者数
2017	2	20
2018	3	60

(7) 親子クッキング

成人事業において介入の難しい子育て世代を対象に運動や調理実習などを行うことで、生活習慣病予防の意識づけとなるよう講習会を実施している。

概要（表 13-17）

関連する法律・例規	健康増進法第17条
内容	年2回実施 申込制 保護者が健康を見直す機会をつくることを目的に実施 調理実習は、食材料費として参加費500円を徴収
実施会場	健康福社会館
周知方法	「広報まちだ」に掲載

実施内容（表 13-18）

区分	内容	対象	実施回数	参加者数
おやつ作りと運動	豆腐でしっとり！とうふスコーンを作ろう ・おやつ作り ・スポーツトレーナーによる運動	4歳以上の未就学児とその保護者	1	36
調理実習	あじの三枚おろしに挑戦！	小学1～3年生の児童とその保護者	1	21
計			2	57

実施状況（表 13-19）

年度	実施回数	参加者数
2017	3	45
2018	2	57

(8) 健康づくり講習会

早期からの生活習慣病予防を目的とし、個々のライフステージや健康度に応じた生活習慣や行動を定着させるための講習会を実施している。

概要 (表 13-20)

関連する法律・例規	健康増進法第17条
内容	年2回実施 64歳までの市民を対象とし、若い世代からの健康づくりを促進するためのテーマで実施 食材料費として参加費500円を徴収
実施会場	健康福社会館
周知方法	「広報まちだ」に掲載

実施内容 (表 13-21)

内容	対象	実施回数	延参加者数
2日間のコース制 骨の健康度測定 保健師・栄養士講話 運動 調理実習	64歳以下の市民	2	10
			11
計		2	21

実施状況 (表 13-22)

年度	実施回数	延参加者数
2016	2	75
2017	2	54
2018	2	21

14 障がい者等歯科保健推進対策事業

障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、障がい者等に歯科相談、保健指導を行っている。

(1) 歯科相談・保健指導等

歯科相談・保健指導の参加者数（表 14-1）

	実施日	作業所名	実施人数	結果通知日
1	5月16日	町田おかしの家	21人	5月30日
2	5月22日	ワークショップハーモニー	14人	6月5日
3	6月6日	地の星	31人	8月2日
4	6月13日	地の星	33人	
5	7月25日	こころみ農園	13人	8月7日
6	8月8日	La mano	23人	8月27日
7	10月1日	町田リス園	16人	11月12日
8	11月21日	ひかり療育園	20人	12月12日
9	2019年1月23日	ATOM	8人	2019年2月13日
10	1月30日	美術工芸館	19人	3月14日
11	2月6日	美術工芸館	36人	
施設訪問時実施合計人数			234人	
2018年度歯科相談・保健指導実施合計人数			234人	

15 歯科口腔健康診査

歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療を目的として、歯科口腔健康診査（問診、口腔内診査、予防指導）を実施している。

（１）事業の概要（表 15-1）

対象者	実施日現在で18～70歳の方
関連する法律・例規	健康増進法第19条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申し込み 受診回数は年度内1回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、予防指導
一部負担金	400円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証・中国残留邦人等の支援給付受給証明書、妊婦無料クーポン券を持っている方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

（２）年度別受診状況（表 15-2）

年度	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
2016	1,797	253	463	1,081
2017	1,735	214	447	1,074
2018	1,574	206	468	900

（３）年齢別受診状況（表 15-3）

年齢	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
～19	14	4	4	6
20～24	87	22	25	40
25～29	144	21	38	85
30～34	238	37	57	144
35～39	219	29	45	145
40～44	169	26	48	95
45～49	135	12	49	74
50～54	123	12	45	66
55～59	95	14	38	43
60～64	118	9	52	57
65～69	168	15	47	106
70	64	5	20	39
合計	1,574	206	468	900

16 高齢者歯科口腔機能健診

高齢者歯科口腔機能健診を実施することにより、高齢者の口腔機能維持・向上及び全身の健康維持を図ることを目的とする。

問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、歯の清掃状況検査、嚥下機能評価・咀嚼機能評価と、症状に合わせた歯科保健指導（健口体操等）を行っている。

(1) 事業の概要（表 16-1）

対象者	実施日現在で71歳以上の方
関連する法律・条例	健康増進法第19条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申込み 受診回数は年度内1回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、嚥下機能評価、咀嚼能力評価と、症状に合わせた歯科保健指導(健口体操等)
一部負担金	500円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給証明書を持参の方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

(2) 年齢別受診人数（表 16-2）

年度	71-74	75-79	80-84	85-89	90-	計
2017	134	212	143	70	8	567
2018	78	172	128	68	13	459

(3) 年齢別健診結果（表 16-3）

年度	年齢別	異常なし	低リスク	中リスク	高リスク	受診者数
2017	71～74	83	10	27	14	134
	75～84	180	25	106	45	356
	85～	30	5	28	14	77
2018	71～74	48	6	20	4	78
	75～84	159	13	93	35	300
	85～	43	3	23	12	81

17 高齢者予防接種事業

予防接種法に基づき、インフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種を実施している。また、インフルエンザ予防接種について、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会、稲城市医師会と契約し、南多摩五市相互乗入れを実施している。

(1) 接種の概要 (表 17-1)

対象者	<p>○インフルエンザ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種日現在、65歳以上の方 ・接種日現在、60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方 <p>○肺炎球菌：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末年齢65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方(未接種者に限る)。 ・年度末年齢60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方(未接種者に限る) 	
	インフルエンザ	肺炎球菌
関連する法律・例規	予防接種法第2条、第5条	予防接種法第2条、第5条
実施期間	2018年10月9日～2019年1月31日	2018年4月1日～2019年3月31日
接種回数	年度内に1回	一人につき1回
一部負担金	2,500円 ※ただし生活保護受給世帯、中国残留邦人等の支援給付受給証明書をお持ちの方は無料	各医療機関の料金から4,000円を引いた額
実施会場	町田市医師会、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会及び稲城市医師会加入の実施医療機関で接種	町田市医師会加入の実施医療機関で接種
周知方法	<p>「広報まちだ」(インフルエンザのみ)、「町田市ホームページ」に掲載 各市民センター(インフルエンザのみ)・実施医療機関等にポスター掲示 肺炎球菌は上記に加え、年度末年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方に個別通知</p>	

(2) 年度別接種状況 (表 17-2)

年度	実施件数	
	インフルエンザ	肺炎球菌
2016	39,719	6,582
2017	38,369	7,069
2018	39,895	5,931

※インフルエンザは、南多摩五市相互乗り入れ分及び市内施設との契約分を含む

(3) 予防接種助成

指定介護老人福祉施設等に入所されている方に、接種料の一部または全部を助成している。

(4) 助成実施の概要 (表 17-3)

対象者	指定介護老人福祉施設等に入所し、市の委託外医療機関等でインフルエンザまたは肺炎球菌予防接種を受けた方	
	インフルエンザ	肺炎球菌
助成額	一般：2,500円 生活保護等：5,100円	4,000円
関連する法律・例規	町田市施設入所高齢者 予防接種助成金交付要綱	町田市施設入所高齢者 予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による	
周知方法	「広報まちだ」(インフルエンザのみ)、「町田市ホームページ」に掲載	

インフルエンザ年度別助成状況 (表 17-4)

年度	助成件数		
	一般	生保等	合計
2016	105	7	112
2017	66	1	67
2018	68	0	68

※2016年度は申請件数の多かった1施設と、2017年度は4施設と委託契約を結び、助成制度外で接種を実施した

肺炎球菌別助成状況 (表 17-5)

年度	助成件数
2016	11
2017	10
2018	14

18 予 防 接 種 事 業

(1) 定期予防接種

予防接種法に基づき、生後2か月から小学生までを原則とし、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施している。

接種の概要（表 18-1）

対象者	定期予防接種対象者
関連する法律・例規	予防接種法第2条、第5条
実施種目	ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、不活化ポリオ、三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、BCG（結核）、MR（麻しん風しん混合）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）、HPV
実施状況	個別予防接種 町田市医師会加入の指定医療機関で実施
周知方法	最初の接種機会時に、郵送による個別通知（HPVを除く） 町田市ホームページに掲載

接種種目と対象年齢（表 18-2）

種目		回数	対象年齢
ヒブ		4回※	生後2か月以上5歳未満
小児用肺炎球菌		4回※	
B型肝炎		3回	1歳未満
四種混合 不活化ポリオ 三種混合	第1期	4回	生後3か月以上7歳6か月未満
BCG		1回	1歳未満
MR 麻しん 風しん	第1期	1回	1歳以上2歳未満
	第2期	1回	小学校就学前の1年間（4月1日～翌年3月31日） いわゆる幼稚園児等の年長児
水痘		2回	1歳以上3歳未満
日本脳炎	第1期	3回	生後6か月以上7歳6か月未満
	第2期	1回	9歳以上13歳未満
	特例	1回～4回	2005年の積極的な勧奨差し控えにより機会を逃した ①1995年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、 20歳未満まで定期接種として無料で受けることが可能 ②2007年4月2日～2009年10月1日生まれの方は、 日本脳炎第2期の接種期間中に第1期分を無料で受けることが可能
二種混合	第2期	1回	11歳以上13歳未満
HPV		3回	小学校6年生から高校1年生までの女子

※開始年齢に応じて異なる

定期予防接種 対象年齢早見表 (表 18-3)

	2	3	5	7	8	9	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
ヒブ 小児用肺炎球菌	2か月～7か月未満で接種を開始する場合、4回接種を行う。(接種開始時期によって接種回数異なる。)																					
B型肝炎																						
BCG																						
四種混合 不活化ポリオ 三種混合	20日から56日(3～8週間)までの間隔において初回接種(3回)を行い、終了後12月に達したときから18月に達するまでの期間に追加接種(1回)を行う。																					
MR 第1期																						
水痘	1歳以上1歳3か月未満で1回目の接種を行い、1回目終了後6か月から12か月未満の間隔において2回目の接種を行う。																					

	6	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
日本脳炎	6日から28日(1～4週間)までの間隔において初回接種(2回)を行い、終了後おおむね1年で追加接種を行う。																
MR 第2期 麻しん 第2期 風しん 第2期	年長																
二種混合																	

※日本脳炎特例：1995年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期予防接種として無料で接種可能。2007年4月2日～2009年10月1日生まれの方は、日本脳炎第2期の接種期間中に第1期分を無料で受けることが可能。

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
HPV	3回接種(ワクチンによって接種間隔が異なる。)											小6	中1	中2	中3	高1

標準的な接種期間

定期の範囲

政令の範囲内にある特例実施年齢

接種者数の年次推移（表 18-4）

		2016	2017	2018	
三種混合	初回	1回目	—	—	0
		2回目	—	—	0
		3回目	—	—	0
	追加	1	—	1	
	合計	1	—	1	
二種混合	第2期	2,834	2,756	3,104	
四種混合	初回	1回目	2,750	2,654	2,543
		2回目	2,860	2,679	2,629
		3回目	2,913	2,691	2,629
	追加	3,059	2,995	2,816	
	合計	11,582	11,019	10,617	
MR	第1期	2,938	2,797	2,759	
	第2期	3,341	3,265	3,238	
	合計	6,279	6,062	5,997	
麻しん		29	—	—	
風しん		29	—	—	
日本脳炎	第1期	1回目	3,237	2,962	3,537
		2回目	3,195	2,791	3,524
		追加	3,063	2,666	3,187
	第2期	2,864	2,357	3,466	
	合計	12,359	10,776	13,714	
日本脳炎 (特例)	第1期	1回目	159	92	199
		2回目	180	95	217
		追加	448	307	468
	第2期	170	169	258	
	合計	957	663	1,142	
不活化 ポリオ	初回	1回目	12	6	0
		2回目	41	15	2
		3回目	61	35	14
	追加	242	164	32	
	合計	356	220	48	
BCG		2,873	2,722	2,549	
ヒブ	初回1回目	2,735	2,669	2,493	
	初回2回目	2,767	2,664	2,547	
	初回3回目	2,830	2,642	2,599	
	追加	3,014	2,816	2,759	
	合計	11,346	10,791	10,398	
小児用 肺炎球菌	初回1回目	2,736	2,678	2,494	
	初回2回目	2,784	2,667	2,569	
	初回3回目	2,835	2,646	2,602	
	追加	2,992	2,820	2,729	
	合計	11,347	10,811	10,394	
B型肝炎	1回目	2,018	2,662	2,481	
	2回目	1,840	2,667	2,540	
	3回目	643	2,753	2,603	
	合計	4,501	8,082	7,624	
水痘	1回目	2,956	2,811	2,770	
	2回目	2,804	2,812	2,684	
	合計	5,760	5,623	5,454	
HPV	1回目	8	18	37	
	2回目	7	14	30	
	3回目	4	8	20	
	合計	19	40	87	
合計		70,272	69,565	71,129	

※相互乗入れ分及び市外接種分（助成金対応）を除く

(2) 予防接種助成

里帰りなどの事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた方に助成を実施している。

助成実施の概要 (表 18-5)

対象者	特別な事情等により、市外の医療機関で予防接種を受けた方
関連する法律・例規	町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	個別通知を郵送、町田市ホームページに掲載

助成実施状況 (表 18-6)

年 度		ヒブ	小児用肺炎球菌	B型肝炎	四種混合	三種混合	不活化ポリオ	B C G	MR
2016	件数	173	176	52	119	—	—	23	18
2017	件数	135	135	108	95	—	—	11	23
2018	件数	106	107	78	72	—	—	15	12

年 度		麻しん	風しん	水痘	日本脳炎	二種混合	HPV	合計
2016	件数	—	—	21	43	2	—	627
2017	件数	—	—	29	55	8	—	599
2018	件数	—	—	16	24	2	3	435

(3) 相互乗入れ

2015年度から八王子市、日野市、多摩市、稲城市と協定を締結し、南多摩保健医療圏五市相互乗入れを実施している。また、2018年度から相模原市と町田市の二市間において相互乗入れを開始した。

乗入状況 (町田市民の他市での接種件数・2018年度) (表 18-7-1)

乗入市	ヒブ	小児用肺炎球菌	B型肝炎	四種混合	三種混合	不活化ポリオ	B C G	MR
八王子市	163	165	120	154	—	2	35	102
日野市	2	2	3	1	—	—	—	1
多摩市	59	59	42	51	—	—	13	26
稲城市	3	3	2	3	—	—	—	3
相模原市	48	48	44	48	—	—	10	13

乗入市	麻しん	風しん	水痘	日本脳炎	二種混合	HPV	合計
八王子市	—	—	73	265	67	—	1,146
日野市	—	—	—	2	—	—	11
多摩市	—	—	23	71	10	—	354
稲城市	—	—	2	6	1	—	23
相模原市	—	—	13	47	7	—	278

乗入状況（他市民の町田市での接種件数・2018年度）（表 18-7-2）

乗入市	ヒブ	小児用肺炎球菌	B型肝炎	四種混合	三種混合	不活化ポリオ	B C G	MR
八王子市	56	56	46	56	—	—	13	28
日野市	5	5	4	6	—	—	2	0
多摩市	7	7	4	6	—	—	1	2
稲城市	8	8	6	9	—	—	1	4
相模原市	282	280	198	274	—	—	70	119

乗入市	麻疹	風しん	水痘	日本脳炎	二種混合	HPV	合計
八王子市	—	—	33	53	1	—	342
日野市	—	—	—	2	—	—	24
多摩市	—	—	1	9	3	—	40
稲城市	—	—	5	6	—	—	47
相模原市	—	—	108	279	33	—	1,643

（４）大人の風しん任意予防接種

風しんの流行及びそれに伴う胎児の先天性風しん症候群感染の防止対策として、風しんの任意予防接種への費用助成を実施している。

接種の概要（表 18-8）

対象者	妊娠を予定または希望する女性および妊婦または妊娠希望者の配偶者等同居者で、抗体検査等で低抗体価（HI抗体価：16倍以下、EIA価：8.0未満）であった方
条件	19歳以上の町田市民で、以下の条件のいずれかを満たす方 ①抗体検査事業の検査結果において低抗体者と判断された場合 ②妊婦健診で低抗体価であった女性が出産後に接種を受ける場合 ③自身で抗体検査を受けたケース等で低抗体価と確認できる場合
実施期間	2018年4月1日～2019年3月31日（同居者は2018年11月1日～）
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載
自己負担	3,000円（生活保護受給者は免除）

年度別接種状況（表 18-9）

年度	実施件数	
	風しん	MR
2016	171	107
2017	134	106
2018	203	583

(5) MRフォロー予防接種

MR 予防接種を定期の接種回数分受けていない方を対象に、任意予防接種としてフォロー接種を実施している。

接種の概要 (表 18-10)

対象者	①MR ワクチン第1期を受けたことがなく、第2期を迎える前の方 ②第2期の接種期間を経過した19歳未満の方で、MR ワクチンの接種回数が2回未満の方
接種回数	対象者①：1回のみ 対象者②：MR 接種を1回受けたことがある場合、1回のみ MR 接種を受けたことが無い場合、2回まで
実施期間	2018年4月1日～2019年3月31日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載

年度別接種状況 (表 18-11)

年度	実施件数	
	第1期	第2期
2016	64	185
2017	50	153
2018	135	406

19 母子健康診査事業

母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児を対象として、疾病や障がいの早期発見・早期治療を目的に、健康診査・保健指導等を実施している。

(1) 妊婦健康診査

ア 妊婦健康診査

妊婦健康診査は妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流産・早産・死産の防止等を図るとともに、妊婦の健康管理を目的として実施している。必要な方には保健指導等も行っている。

健診の概要 (表 19-1)

対象者	妊婦	
関連する法律・例規	母子保健法第13条 妊婦健康診査実施要領	
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市(2004年10月から実施)、横浜市・川崎市・大和市等(2009年4月から実施)近隣市の指定医療機関で個別に受診	
健診内容	妊婦健診 1 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体(2016年度から実施)、梅毒血清反応検査、HBs抗原検査、C型肝炎(2017年度までは2～14回目)、風疹抗体価検査
	妊婦健診2～14回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、選択検査(1項目選択)：クラミジア抗原、経膈超音波、血糖、貧血、B群溶連菌、NST、HTLV-1
	妊婦超音波検査	超音波検査
	妊婦子宮頸がん検診	子宮頸がん検診
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等	

受診状況（表 19-2）

区	分	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
妊婦健康診査1回目		2,487	2,336	151	6.1
妊婦健康診査2～14回目		26,911	25,445	1,466	5.4
妊婦健康診査（妊婦超音波検査）		2,074	1,994	80	3.9
妊婦健康診査（子宮頸がん検診）		1,960	1,928	32	1.6

年度別受診状況（表 19-3）

○妊婦健康診査1回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2016	2,588	2,459	129	4.9
2017	2,552	2,395	157	6.2
2018	2,487	2,336	151	6.1

○妊婦健康診査2～14回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2016	28,145	26,770	1,375	4.8
2017	28,651	27,073	1,578	5.5
2018	26,911	25,445	1,466	5.4

○妊婦健康診査（超音波）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2016	2,136	2,082	54	2.5
2017	2,179	2,090	89	4.1
2018	2,074	1,994	80	3.9

○妊婦健康診査（子宮頸がん）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2016	1,829	1,821	8	0.4
2017	1,958	1,935	23	1.2
2018	1,960	1,928	32	1.6

(2) 里帰り出産等における妊婦健康診査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「妊婦健康診査受診票」を使用できない医療機関や助産所で、妊婦健康診査を受診された妊婦に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要 (表 19-4)

対象者	①2009年4月1日以降に妊婦健康診査を受診した方 ②妊婦健康診査受診票を使用できない日本国内の医療機関（助産所含む）で妊婦健康診査を受診し、その受診費用を全額自己負担で支払った方 ③妊婦健康診査受診日に町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込みによる
周知方法	冊子「ぷれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 19-5)

年度	実施件数	助成額
2016	473	13,907,898
2017	455	14,715,586
2018	480	14,337,597

(3) 新生児聴覚検査

聴覚障がい疑われる新生児等の早期発見及び早期療育を図ることを目的として実施している。

検査の概要 (表 19-6)

対象者	町田市民の方が、2017年4月1日以降に出産した新生児	
関連する法律・例規	町田市新生児聴覚検査実施要領	
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 転入された方には申し出があった時に交付 町田市内及び相模原市、大和市、横浜市、川崎市等近隣市の指定医療機関で個別に受診（原則出生した医療機関にて生後1か月未満に受診）	
健診内容	初回検査	耳音響放射検査（OAE）または自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）
周知方法	冊子「ぷれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等	

受診状況 (表 19-7)

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	1,678	1,653	25	1.5
2018	1,661	1,649	12	0.7

(4) 里帰り出産等における新生児聴覚検査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「新生児聴覚検査受診票」を使用できない医療機関で新生児聴覚検査を受診された方に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要 (表 19-8)

対象者	①町田市民の方が、2017年4月1日以降に出産した新生児 ②原則生後1か月未満に、新生児聴覚検査受診票を使用できない日本国内の医療機関で新生児聴覚検査を受診し、その検査費用を全額自己負担で支払った方 ③新生児聴覚検査受診日に母親が町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込みによる
周知方法	冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 19-9)

年度	実施件数	助成額
2017	236	700,560
2018	373	1,099,580

(5) 乳幼児健康診査

乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施している。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は同時に歯科健診も行っている。

また、必要に応じて栄養相談、保育相談、心理相談、歯科保健指導、視能訓練士による検査(3歳児健診のみ)を実施し、異常の見られる乳幼児に対しては医療機関紹介、経過観察健診、発達健診などで継続指導を実施している。

健診の概要 (表 19-10)

関連する法律・例規	母子保健法第12・13条。町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳児健康診査(6か月児・9か月児)実施要領 町田市1歳6か月児健康診査実施要領 町田市3歳児健康診査実施要領
一部負担金	なし
周知方法	個別に通知 冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

健診の内容・対象（表 19-11）

区 分	対 象	内 容
3～4か月児健康診査	対象は3～4か月の乳児 通知時期は3か月 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年60回実施 内容は診察・身体計測・集団指導・個別相談（栄養・保育・歯科） 小児科医師3人（鶴川保健センター、小山市民センター、忠生保健センターは2人）出動	
6～7か月児健康診査	対象は6～7か月の乳児 通知時期は5か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等	
9～10か月児健康診査	対象は9～10か月の乳児 通知時期は5か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等	
1歳6か月児健康診査	対象は満1歳6か月を越え満2歳に達しない幼児 通知時期は1歳5か月 医科は町田市内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 歯科は健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年54回実施 歯科医師2人出動 歯科健診と同時に保育相談を実施 内容は診察（小児科・歯科）・身体測定・個別相談（栄養・保育・心理）	
3歳児健康診査	対象は満3歳を越え満4歳に達しない幼児 通知時期は3歳 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで医科・歯科の健診を年60回実施 内容は診察（小児科・歯科）・身体測定・視力・聴覚・尿検査・集団指導・個別相談（栄養・保育・心理） 小児科医師3人、歯科医師2人、視能訓練士1人（鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターは小児科医師2人、歯科医師2人、視能訓練士1人）出動	

3～4 か月児健康診査受診状況（表 19-12）

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	異常なし	有所見者数
2016	60	2,880	2,819	97.9	2,198	621
2017	60	2,763	2,707	98.0	2,051	656
2018	60	2,700	2,626	97.3	1,962	664

3～4 か月児健康診査結果（表 19-13）

区 分	有所見者数 （延数）	発育	皮膚	頭頸部	顔面口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	そけい外陰部	背部	四肢	発達・神経	その他
精密健診	77	3	7	3	2	3	1	0	9	1	42	6	0
受診（治療）勧奨	132	3	107	2	5	2	3	7	3	0	0	0	0
他機関管理中	242	14	140	5	6	5	8	38	7	1	3	8	7
経過観察	36	21	1	2	0	0	1	0	0	0	0	11	0
一時的指導	279	39	133	3	7	3	2	9	16	2	6	21	38
合 計	766	80	388	15	20	13	15	54	35	4	51	46	45

6～7 か月児健康診査受診状況（表 19-14）

年度	受診者数	判定内訳							
		問題なし	問題あり	疑い	不明	当院で行う	市で行う	他機関管理中	その他
2016	2,860	2,650	131	68	11	853	9	43	2
2017	2,647	2,408	136	90	13	843	7	56	4
2018	2,676	2,406	168	95	7	916	8	57	1

9～10 か月児健康診査受診状況（表 19-15）

年度	受診者数	判定内訳							
		問題なし	問題あり	疑い	不明	当院で行う	市で行う	他機関管理中	その他
2016	2,755	2,558	116	68	13	813	16	49	2
2017	2,675	2,473	129	61	12	818	18	49	3
2018	2,631	2,432	122	69	8	796	14	47	1

1歳6か月児健康診査受診状況（表 19-16）

年度	通知件数	受診者数	受診率	判定内訳	
				異常なし	有所見者数
2016	3,092	2,894	93.6	2,688	206
2017	3,062	2,921	95.4	2,742	179
2018	2,902	2,716	93.6	2,526	190

※1歳6か月児歯科健康診査の概要・受診状況は、136～138ページに掲載

3歳児健康診査受診状況（表 19-17）

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	判定内訳	
					異常なし	有所見者数
2016	60	3,256	3,002	92.2	2,381	621
2017	60	3,303	3,045	92.2	2,383	662
2018	60	3,276	3,040	92.8	2,342	698

※3歳児歯科健康診査の概要・受診状況は、136～138ページに掲載

3歳児健康診査結果（表 19-18）（再掲あり）

区分	有所見者数 （延数）	発育	皮膚	顔面・頭部・頸部・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部腹部	そけい外陰部	背部四肢	運動	精神	言語	日常習慣	その他	尿蛋白陽性 （再掲）
精密健診	202	10	1	4	136	15	6	9	7	0	2	2	0	10	0
受診（治療）勧奨	49	4	17	0	2	3	5	5	3	1	2	2	4	1	0
他機関管理中	247	12	50	7	28	16	16	8	3	3	35	57	5	7	1
経過観察	12	3	1	1	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0
一時的指導	396	42	46	3	1	58	7	11	2	0	59	93	43	31	5
合計	906	71	115	15	167	92	34	33	15	4	100	159	52	49	6

3歳児健康診査（視力・聴力）結果（表 19-19）

区分	受診者数	判定内訳				要精密率
		異常なし	要再検査	要精密	その他	
視力	3,040	2,849	0	133	58	4.4
聴力	3,040	2,897	62	15	66	0.5

3歳児健康診査（心理相談）結果（表 19-20）

区 分	相談項目延数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭環境の問題	疾患障害の疑い	その他
要精密	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要継続	309	0	11	101	11	94	68	8	6	7	2	1
助言のみ	158	0	5	55	7	56	27	2	3	1	2	0
特になし	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	468	1	16	156	18	150	95	10	9	8	4	1

（6）乳幼児経過観察・発達健康診査

一般健康診査の受診結果で要経過観察と判断された子や、運動・精神発達に遅延等が疑われる子に対して定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めることを目的に、経過観察・発達健康診査を実施している。また、必要に応じて栄養・保育相談を実施し、有所見者に対しては医療機関、療育機関等の紹介をして継続指導を行っている。

健診の概要（表 19-21）

関連する法律・例規	母子保健法第12・13条 町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳幼児発達健康診査実施要領 町田市1歳6か月児健康診査実施要領 町田市3歳児健康診査実施要領
-----------	--

健診の内容・対象（表 19-22）

区分	内容	対象
乳幼児経過観察 健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年12回実施	各健診の結果、要経過観察と判断された子 また、健診が必要と判断された子
乳幼児発達健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年12回実施	各健診の結果、運動・精神発達遅延等が疑われ、発達面での経過観察が必要と判断された子 また、健診が必要と判断された子
1歳6か月児経過観察 健康診査（心理）	予約制 健康福祉会館、各健診会場で実施 個別で年36回の経過観察を実施 集団で年24回（月2回、4か月コース）の経過観察を実施 心理相談員出動	1歳6か月児健康診査の結果、心理面で要経過観察と判断された子 また、心理面の健診が必要と判断された子
3歳児経過観察 健康診査（心理）	予約制 健康福祉会館、各健診会場で実施 個別で年34回の経過観察を実施 集団で年24回（月2回、4か月コース）の経過観察を実施 心理相談員出動	3歳児健康診査の結果、心理面で要経過観察と判断された子 また、心理面の健診が必要と判断された子

乳幼児経過観察健康診査受診状況（表 19-23）

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2016	12	37	34	91.9	6
2017	11	40	31	77.5	15
2018	11	47	43	91.5	5

乳幼児発達健康診査受診状況（表 19-24）

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2016	10	42	39	92.9	4
2017	11	43	41	95.3	5
2018	12	51	47	92.2	8

1歳6か月児経過観察健康診査（心理）実施状況（表 19-25）

年度	個別		集団	
	実施回数	来所者数	実施回数	参加者実数
2016	36	366	24	41
2017	36	359	24	43
2018	36	379	24	40

3歳児経過観察健康診査（心理）実施状況（表 19-26）

年度	個別		集団	
	実施回数	来所者数	実施回数	参加者実数
2016	34	404	24	28
2017	34	334	24	25
2018	34	349	24	15

（5）妊婦・乳幼児精密健康診査

各健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うべく、専門医療機関で精密検査を行い、各健康診査の強化を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-27）

対象者	各健康診査で精密健康診査が必要と判断された方	
	区 分	対 象 年 齢
	妊婦精密健康診査	なし
	乳幼児精密健康診査	満1歳未満
	1歳6か月児精密健康診査	1歳6か月～満2歳未満
	3歳児精密健康診査	3歳～満4歳未満
関連する法律・例規	母子保健法第12・13条 町田市精密健康診査実施要領	

精密健康診査受診状況（表 19-28）

年度	妊婦精密健康診査			乳児精密健康診査			1歳6か月児精密健康診査		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2016	0	0	0	62	56	28	0	0	0
2017	0	0	0	68	71	41	1	0	0
2018	0	0	0	77	70	47	1	1	0

年度	3歳児精密健康診査			合 計		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2016	173	152	134	242	223	175
2017	159	158	143	237	229	190
2018	202	136	115	280	207	162

○受診票発行数----年度内に発行した受診票の対象者数

○結果把握数----年度内に把握した結果の数で、年度をまたがっている場合がある

○有所見者数----結果把握数のうち、所見があった方の数

（6）母子歯科健康診査

ア 妊婦歯科健康診査

妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-29）

対象者	町田市在住の妊婦（妊婦無料クーポンをお持ちの方）
関連する 法律・例規	母子保健法第13条 町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診方法	妊娠届受理時に配布する「母と子の保健バッグ」に妊婦無料クーポンを封入 歯科口腔健康診査実施歯科医院に直接申し込みをした上で受診
健診の内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、清掃等の状況検査、予 防指導
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

イ 幼児歯科健康診査

幼児へのむし歯予防の一環として、歯科健康診査とむし歯予防の処置を実施している。
また、保護者のむし歯予防への関心を高めるために、歯科保健指導や歯みがき指導等も実施している。

健診・指導の概要（表 19-30）

事業名一覧	1歳6か月児歯科健康診査 2歳児歯科健康診査 2歳6か月児歯科健康診査 3歳児歯科健康診査 離乳食講習会後期 むし歯予防教室 園児むし歯予防教室
対象者	おおむね8か月児から4歳未満児まで 園児むし歯予防教室は保育園児（2歳児～5歳児）
関連する法律・例規	母子保健法第13条 町田市産婦健康診査実施要領
実施会場	1歳6か月児歯科健康診査と3歳児歯科健康診査は健康福祉会館、鶴川保健センター、忠生保健センター、小山市民センターで実施 2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査は健康福祉会館と2016年度より忠生保健センター、2017年度より鶴川保健センターでも実施 園児むし歯予防教室は希望する保育園・幼稚園に歯科衛生士が訪問して実施
周知方法	個別に通知 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

対象者と内容（表 19-31）

事業名	対象者	内容
離乳食講習会後期	8～9か月児	健康福祉会館で年18回実施 歯科衛生士が歯科健康教育を実施
1歳6か月児歯科健康診査	満1歳6か月を越え満2歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年54回実施 健診、歯科保健指導を実施。歯科医師2人出動
2歳児歯科健康診査	満2歳を越え満2歳6か月に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センターで年35回実施 健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施 歯科医師2人出動
2歳6か月児歯科健康診査	満2歳6か月を越え満3歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センターで年33回実施 健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施 歯科医師2人出動
3歳児歯科健康診査	満3歳を超え満4歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年60回実施 健診、歯科保健指導を実施 歯科医師2人出動
むし歯予防教室	1歳6か月児歯科健診終了児（～2歳未満） 予約制	健康福祉会館、鶴川保健センターで年12回実施 歯科衛生士がむし歯予防指導、歯みがき指導を実施 栄養士が正しい食生活を指導
園児むし歯予防教室	保育園児（0歳児～5歳児）	希望する保育園に歯科衛生士が訪問年72回実施 歯科保健指導、歯みがき指導、歯垢の染め出し等を実施

歯科健康診査受診状況（表 19-32）

区 分	実施回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
1歳6か月児歯科健康診査	54	2,599	722	1,848	24	3	2
2歳児歯科健康診査	35	2,422	971	1,396	44	8	3
2歳6か月児歯科健康診査	33	2,460	914	1,452	76	11	7
3歳児歯科健康診査	60	3,026	1,779	1,021	170	48	8
合 計	182	10,507	4,386	5,717	314	70	20

※記号の説明

- O1：う蝕がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子
- O2：う蝕はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にう蝕罹患の不安がある子
- A：上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみにう蝕のある子
- B：臼歯部、及び上顎前歯部にう蝕のある子
- C：臼歯部、及び上下顎前歯部すべてにう蝕のある子

歯科保健指導等実施状況（表 19-33）

区 分	実施回数	受診者数 参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導	スクレーリング (歯石除去)	ポリッシング (色素沈着除去)
離乳食講習会後期	18	391	391	—	—	—
1歳6か月児歯科健康診査	54	2,599	※ 2,599	983	63	51
2歳児歯科健康診査	35	2,422	※ 2,422	855	84	83
2歳6か月児歯科健康診査	33	2,460	※ 2,460	530	70	136
3歳児歯科健康診査	60	3,026	※ 3,026	301	79	125
むし歯予防教室	18	80	80	80	—	—
園児むし歯予防教室	72	5,578	5,578	2,799	—	—
子育てひろば	7	185	185	—	—	—

※歯科医師、歯科衛生士による個別指導の延べ件数

フッ素塗布受診状況（表 19-34）

区 分	むし歯のある子		フ ッ 素 塗 布		
	総 数	総本数	回数	総 数	総本数
1歳6か月児	29	85	—	—	—
2歳児	55	152	35	2,256	37,867
2歳6か月児	94	259	33	2,267	42,946
3歳児	226	715	—	—	—
合 計	404	1,211	68	4,523	80,813

※フッ素塗布は2歳児と2歳6か月児に実施

年度別受診状況（表 19-35）

年度	1 歳 6 か 月 児 歯 科 健 康 診 査						
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
2016	54	2,839	807	1,991	37	3	1
2017	54	2,824	825	1,974	21	3	1
2018	54	2,599	722	1,848	24	3	2

年度	2 歳 児 歯 科 健 康 診 査							フッ素塗布 受診者数
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2016	35	2,400	840	1,480	73	5	2	2,225
2017	35	2,466	977	1,437	46	3	3	2,302
2018	35	2,422	971	1,396	44	8	3	2,269

年度	2 歳 6 か 月 児 歯 科 健 康 診 査							フッ素塗布 受診者数
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2016	33	2,317	770	1,419	107	18	3	1,931
2017	33	2,330	876	1,353	85	15	1	2,147
2018	33	2,460	914	1,452	76	11	7	2,147

年度	3 歳 児 歯 科 健 康 診 査						
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
2016	60	2,981	1,609	1,044	247	69	12
2017	60	3,032	1,662	1,052	248	54	16
2018	60	3,026	1,779	1,021	170	48	8

年度	むし歯予防教室				園児むし歯予防教室			
	回数	参加者数	歯科 保健指導		回数	参加者数	歯科 保健指導	
			歯科 保健指導	歯ブラシ 指導			歯科 保健指導	歯ブラシ 指導
2016	24	75	75	75	49	5,158	5,158	2,436
2017	24	87	87	87	71	5,488	5,488	2,488
2018	18	80	80	80	72	5,578	5,578	2,799

※記号の説明

- O1:う蝕がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子
- O2:う蝕はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にう蝕罹患の不安がある子
- A:上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみとう蝕のある子
- B:臼歯部、及び上顎前歯部とう蝕のある子
- C:臼歯部、及び上下顎前歯部すべてとう蝕のある子

20 母子保健指導事業

(1) 母親・両親学級

ア 母親学級母性科（母親・両親学級）

妊婦を対象に妊娠中の衛生・栄養・出産の正しい知識・産褥期の注意・新生児の保育等の指導を実施し、母子の健康の増進を図っている。

学級の概要（表 20-1）

対象者	妊娠16週～35週までの妊婦の方とその夫
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
学級の内容	Aコース（2日間）助産師、歯科衛生士、栄養士等による講話や実技 Bコース（1日）助産師・保健師による沐浴、妊婦体験、新生児の保育体験 それぞれ年12回 申し込み制
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

学級の日程（表 20-2）

日程	内 容	参加者数
A	1日目 オリエンテーション こころとからだの変化 歯の衛生 栄養と食生活	助産師
		妊婦 132
		夫 20
	合計 152	
2日目	分娩経過 お産の時のリラックス法 産後のライフスタイル	助産師
		妊婦 151
		夫 22
合計 173		
B	オリエンテーション 沐浴体験、新生児の保育体験、妊婦体験	保健師
		妊婦 368
		夫 351
合計 719		
合計		1044

実施状況（表 20-3）

年度	実施回数	日数	参加者数
2016	各コース年12回実施	36	1,051
2017	各コース年12回実施	36	1,133
2018	各コース年12回実施	36	1,044

イ プレママクッキング

妊娠中の適切な食生活を、調理実習を通して学ぶとともに、生涯にわたる健康的な食習慣につなげることを目的として実施している。

事業の概要（表 20-4）

対象者	妊娠16週～35週までの町田市在住の妊婦
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福社会館
事業の内容	栄養士による講話 調理実習 会食 12回実施 申し込み制 食材料費として参加費500円を徴収
周知方法	母子バッグへのチラシ封入 「広報まちだ」に掲載 冊子「ぷれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況（表 20-5）

年度	実施回数	参加者数
2016	12	145
2017	12	151
2018	12	90

ウ 多胎児の会

多胎児を育てている方、これから出産予定の方を対象に、情報交換や遊び等を通じて子育てを支援することを目的に、母親学級育児科の事業として実施している。

実施状況（表 20-6）

日程	会場	参加者数		合計	
		大人	子		
6月25日	健康福社会館	11	16	27	
7月23日	健康福社会館	14	22	36	
9月25日	忠生地域子育て相談センター	5	6	11	
10月30日	小山市民センター	6	10	16	
11月29日	南地域子育て相談センター	13	20	33	
1月23日	鶴川市民センター	16	26	42	
2月25日	健康福社会館	23	32	55	
	合計	7回実施	88	132	220

(2) 健康教育

ア 栄養健康教育

小児の食物アレルギーの有病率が増加しているなか、食物アレルギーの正しい知識の普及と情報提供を図るとともに、保護者の不安を和らげることを目的とし年3回の講演会を実施している。

講座の内容 (表 20-7)

対象者	食物アレルギー等の心配がある乳幼児の保護者、市内の給食施設職員
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館、町田市保健所中町庁舎
講習の内容	小児科医師による食物アレルギーに関する講演 年2回実施
周知方法	「広報まちだ」、チラシ

講座内容・実施状況 (表 20-8)

日時	対象者	内容	講師	参加者数	
10月9日	食物アレルギーやアトピー性皮膚炎の心配がある乳幼児の保護者	食物アレルギーとアトピー性皮膚炎のために明日からできること	独立行政法人国立病院機構 相模原病院 小児科医	大人	32
				子	21
				合計	53
11月27日	市内の給食施設職員	専門医が教える！食物アレルギーの知識と対応		大人	47
			合計	2回 実施	大人 79 子 21 合計 100

イ 離乳食講習会

乳児の栄養・食生活を母親に理解させ、乳児の健康増進を図るとともに、乳児と保護者の交流を通して社会性を育てることを目的として実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消及び情報交換の場として位置づけている。

講座の概要（表 20-9）

対象者	4～6か月児・8～10か月児の保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要綱
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター
講習の内容	栄養士・歯科衛生士・保育士による講話 グループ相談 試食等 初期（4～6か月児の保護者が対象） 後期（8～10か月児の保護者が対象） 年42回実施（初期24回・後期18回） 申し込み制
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

講座内容（表 20-10）

区分	対 象	内 容	従事者
初期	4～6か月児の保護者	離乳食初期について 試食 グループ相談	栄養士 保育士
後期	8～10か月児の保護者	離乳食後期について むし歯予防について 保育について 試食 グループ相談	栄養士 歯科衛生士 保育士

実施状況（表 20-11）

区分	回数	申込者数	参加者数			個別 相談者
			保護者	保護者以外	子供	
初期	24	684	620	77	550	1
後期	18	458	391	30	354	6
合計	42	1,142	1,011	107	904	7

年度別実施状況（表 20-12）

年度	回数	参加者数		
		保護者	保護者以外	子供
2016	42	1,091	94	995
2017	42	1,001	103	917
2018	42	1,011	107	904

ウ 幼児食講習会

離乳食講習会と同様に、幼児の栄養・食生活を理解してもらうとともに、幼児の健康増進を図り、幼児と保護者の交流を通して、地域性を育てることを目的に実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消の場として位置づけている。

講習の概要（表 20-13）

対象者	1歳6か月～2歳0か月の子と保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要綱
実施会場	健康福祉会館
講習の内容	栄養士・保育士による講話 親子の遊び グループ相談 試食等 年8回実施 申し込み制
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況（表 20-14）

回数	申込者数	参加者数			個別 相談者
		保護者	親以外	子供	
8	195	160	7	161	4

年度別実施状況（表 20-15）

年度	回数	参加者数		
		保護者	親以外	子供
2016	8	124	1	119
2017	8	167	8	164
2018	8	160	7	161

(3) 健康相談

母子の健康を維持することを目的に、乳幼児の身長・体重測定、保育相談、栄養相談と産後の母体の相談、歯やお口の相談等を健康福祉会館及び各市民センター等で、定期的に保健師、助産師、栄養士及び歯科衛生士が実施している。

ア 乳幼児相談

保育相談、栄養相談、歯科相談、乳幼児の身長・体重測定等を実施している。

相談の概要（表 20-16）

対象者	2か月～就学前までの子と親
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター 子どもセンター「ばあん」 忠生保健センター 小山市民センター
相談内容	保健師・栄養士・歯科衛生士による相談 乳幼児の身長・体重測定 相談内容：子育て、栄養、乳幼児の身体、お口のケア法等 母性相談と同時に、年66回実施 事前の申し込みは不要
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

会場別実施状況（表 20-17）

会場	実施回数	来所者数	平均来所者数
健康福祉会館	24	2,027	84.5
鶴川保健センター	12	1,025	85.4
子どもセンター「ばあん」	12	962	80.2
忠生市民センター	12	565	47.0
小山市民センター	6	201	33.5
合計	66	4,780	72.4

年度別実施状況（表 20-18）

年度	実施回数	来所者数	会場別来所者数				
			健康福祉会館	鶴川保健センター※	子どもセンター「ばあん」	忠生市民センター	小山市民センター
2016	66	5,286	2,242	964	1,196	721	163
2017	66	5,364	2,607	957	995	655	150
2018	66	4,780	2,027	1,025	962	565	201

※改修工事期間（2015年12月～2016年12月まで）は、子どもセンター「つつっこ」で開催

イ 母性相談

母親の健康を守るため、産後の母体の相談等を実施している。

相談の概要（表 20-19）

対象者	2か月～就学前までの子の母親
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福社会館 鶴川保健センター 子どもセンター「ばあん」 忠生保健センター 小山市民センター
相談内容	助産師による相談 相談内容：産後の母体の相談等 乳幼児相談と同時に、年66回実施 事前の申し込みは不要
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ぷれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

会場別実施状況（表 20-20）

会 場	実施回数	相談者数	平均 相談者数
健康福社会館	24	345	17
鶴川保健センター	12	219	21.4
子どもセンター「ばあん」	12	107	11.1
忠生市民センター	12	91	16.1
小山市民センター	6	33	16.4
合 計	66	795	12

年度別実施状況（表 20-21）

年度	実施回数	相談者数	会 場 別 相 談 者 数				
			健康福社会館	鶴川保健 センター※	子どもセンター 「ばあん」	忠生保健 センター	小山市民 センター
2016	66	914	433	198	141	119	23
2017	66	911	464	191	113	112	31
2018	66	795	345	219	107	91	33

※改修工事期間（2015年12月～2016年12月まで）は、子どもセンター「つつっこ」で開催

ウ 母性保健相談・母乳育児相談

妊産婦の健康や母乳・育児の相談を通じて、女性の一生を通じた健康づくりを支援するために実施している。また、産後の母親の健康や健やかな子育ての知識の普及を目的に、家族計画実地指導を実施している。

相談の概要（表 20-22）

対象者	女性の方 特に思春期・妊産婦・更年期の方
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福社会館
相談内容	助産師による相談 思春期・妊産婦・更年期等の保健相談、乳房管理の相談 乳房マッサージ、家族計画相談 （乳房マッサージ・来所相談は予約制） 電話相談も実施 毎週木曜日に実施（祝日・年末年始を除く）
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況（表 20-23）

年度	実施回数	相談者数
2016	47	552
2017	49	529
2018	49	516

（4）乳幼児栄養食品支給

乳幼児の栄養改善指導の一環で、その家庭に対して、その栄養強化のために必要な食品（粉乳）を無償で支給している。

支給の概要（表 20-24）

対象者	下記の①～③のいずれかに該当する方 ①生活保護を受けている世帯の乳幼児 ②当該年度の市民税が非課税、または全額減免された世帯の乳幼児 ③中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯の乳幼児 ただし、健康診査等の結果、医師により栄養強化を行うことが必要と認められた場合に限る
関連する法律・例規	母子保健法第14条 町田市乳幼児栄養食品支給要領
申請方法	申請の際には母子健康手帳、要件を証明する書類が必要
支給方法	粉乳を自宅に配送
支給期間	生後4か月から1歳の誕生月まで
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

※2018年度は該当者がいないため、実績は0件

(5) 母子健康手帳の交付

妊娠届を受理した後、母子健康手帳を交付している。

手帳交付の概要 (表 20-25)

対象者	妊娠届出書を提出した妊婦
関連する法律・例規	母子保健法第15・16条
目的	妊娠中の経過・出産の状況・各種健康診査・予防接種の記録等、健康保持を図る
交付方法	妊娠届を受理した際に、保健予防課、各市民センター等で直接交付 外国語版の手帳も交付 (英語・中国語・ハングル語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語)
周知方法	冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

日本語版交付状況等 (表 20-26)

年度	妊娠届受理件数	手帳交付件数
2016	2,898	2,966
2017	2,787	2,845
2018	2,723	2,770

(6) 出産・子育てしっかりサポート事業

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくため、市内在住の全ての妊婦を対象として専門職 (保健師等) が面接を行い、妊娠期から就学前まで支援を行っている。

事業概要 (表 20-27)

対象者	町田市在住の妊婦
関連する法律・例規	町田市出産・子育てしっかりサポート事業実施要領
面接会場	保健予防課 (市庁舎・健康福祉会館・保健所中町庁舎・鶴川保健センター)、各市民センター等 (会場ごとに月1~2回実施)
事業の内容	・保健師等が妊婦と面接をし、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する ・面接終了後に出産・子育て応援商品券を配布する ・心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者等に対して「支援計画書」を作成し、乳幼児健診等にてその効果検証を行いながら、就学前まで支援していく

面接実施状況 (表 20-28)

年度	2016	2017	2018
面接件数	2,953	2,560	2,481

(7) 産後ケア事業

産褥期における母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的として、家族等から援助を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子に対して、心身のケア、育児の支援等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を実施している。

事業の概要 (表 20-29)

対象	町田市在住の生後3か月未満の乳児及びその母親で、家族等から家事・育児等の支援が得られない方のうち、体調不良や授乳・育児に不安がある方 その他、特に支援が必要と認められる方
関連する法律・例規	町田市産後ケア事業実施要領
実施施設	<ul style="list-style-type: none">・としの助産院・新百合ヶ丘総合病院・町田市民病院
事業の内容	宿泊型ショートステイもしくは日帰り型デイケアにより、以下の内容を実施 <ul style="list-style-type: none">・母体ケア（母体の健康状態の確認、乳房ケア等）・乳児ケア（乳児の健康状態の確認等）・育児相談、授乳指導、沐浴指導、休息、食事の提供等

実施状況 (表 20-30)

年度	2017	2018
申請者数	47	130
利用者数	31	70
日帰り型利用日数（延べ）	19	25
宿泊型利用日数（延べ）	119	230

(8) 母子保健訪問事業

ア 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭に、保健師や助産師または看護師が訪問して、指導・助言を実施している。

訪問の概要 (表 20-31)

対象者	妊産婦	妊娠中、あるいは産後1年を経過しない女性
	新生児	生後28日未満の新生児 ただし、里帰り等の事情がある場合は28日を超えても訪問可能 出生通知票により対象を把握 ・主に第1子の方等：保健師または助産師が訪問 ・主に第2子以降の方：看護師が訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
	乳幼児等	3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健診未受診の方 上記以外の希望する方や必要と思われる方
※妊産婦以外の成人も、必要に応じて訪問指導を実施		
関連する法律・例規	母子保健法第11・17条 児童福祉法第21条 町田市新生児訪問指導実施要領 町田市こんにちは赤ちゃん事業実施要領 町田市妊産婦訪問指導実施要領	
訪問の概要	保健師・助産師による訪問では、妊娠中・出産後のアドバイスや発育・栄養・病気の予防等、子育てに関する相談・支援を実施 看護師による訪問では、子育てに関する相談・情報提供を実施	
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等	

年度別実施状況 (表 20-32)

年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	学童以上	合計
2016	51	2,105	2,211	55	271	255	9	4,957
2017	21	2,268	2,187	82	322	238	7	5,125
2018	42	2,132	2,055	100	223	245	27	4,824

イ 未熟児訪問指導

母子保健法・同施行規則及び同施行細則に基づき、出生時 2,000g 未満で出生、または特殊医療を受けた新生児及びその家族に対して、届出や医療機関からの報告等により未熟児の状況を把握し、必要に応じて訪問指導を実施し、各家庭環境にあった適切な指導・助言をすることで育児支援を行っている。

未熟児訪問指導申請件数 (表 20-33)

年度	2016	2017	2018
申請件数	55	82	100

ウ 重症心身障害児（者）訪問事業の申請受理

在宅重症心身障害児（者）に対する、健康の保持と安定した家庭療育を確保するために訪問相談・訪問看護の申請を受理して、東京都に進達している。

重症心身障害児（者）訪問事業申請状況 (表 20-34)

年度	2016	2017	2018
申請件数	4	6	5

21 歯科衛生士活動

口腔は健康の入り口と言われている。歯科疾患は、発病やその進行に伴い、食生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、全身の健康にも影響を与えるものである。乳幼児期から高齢期を対象に、各ライフステージに応じた歯科疾病の予防・早期発見・早期治療、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進などを目的に実施している。

歯科衛生士活動状況（表 21-1）

業 務 名		実施人数	業 務 名		実施人数	業 務 名		実施人数	
集団 健診	1歳6か月児歯科健康診査	2,599	1歳6か月 児	保健指導	2,599	母親学級		152	
	2歳児歯科健康診査	2,422		ブラッシング	921	離乳食講習会		391	
	2歳6か月児歯科健康診査	2,460		スケーリング	74	子育てひろば		179	
	3歳児健康診査	3,026		ポリッシング	33	3～4か月児健康診査		2,626	
障 が い	障がい者等歯科保健推進対策事業 (歯科相談11回)	234	2歳児	保健指導	2,422	1歳6か月児歯科健康診査		2,599	
				ブラッシング	885	2歳児歯科健康診査		2,422	
学 齢 期	歯科保健普及対策事業 小学校連携(9校)	1,213	2歳児	スケーリング	92	2歳6か月児歯科健康診査		2,460	
	歯科保健普及対策事業 中学校連携(1校)	68		ポリッシング	54	3歳児歯科健康診査		3,026	
成 人 期	歯科口腔健康診査 (うち妊婦無料クーポン利用者)	1,574 (457)	2歳6か月 児	保健指導	2,460	園児むし歯 予防教室	集団	5,578	
				ブラッシング	543		個別	2,799	
				スケーリング	71	からだ測定会		107	
				ポリッシング	79	学齢期歯みがき教室(小・中10校14回)		1,281	
				フッ素塗布	2,261	食育フェア		184	
				3歳児	保健指導	3,026	デンタルケア		157
					ブラッシング	266	まちだ男女平等フェスティバル		104
					スケーリング	87	食育講演会		300
					ポリッシング	104	成人健康教育事業 ～女性の健康を考えよう～		13
				むし歯予防教室		80	3～4か月児歯科相談		11
学齢期歯みがき教室		1,213	健康相談		27				
			乳児相談		555				

22 栄養士活動

「食は命なり」と言われるが、市民の生涯を通して「食」を通じた健康づくりと、それによるQOL（生活の質）の向上や生活習慣病の予防を図るため、ライフステージに沿って一貫した栄養教育を実施している。

栄養士活動状況（表 22-1）

業 務 名		参加者数	業 務 名		参加者数	
成人 栄養 指導	栄養相談	117	3～4か月児健康診査	集団	2,626	
	地区の集い	一般		52	個別	139
		歯周疾患	0	6・9か月1.6児健康診査後フォロー		17
		ロコモ	0	1歳6ヶ月児健康診査		188
		病態別	0	3歳児健康診査	集団	3,040
	脂質異常症予防講習会	47	個別		99	
	糖尿病予防講習会	12	乳幼児経過観察健康診査		19	
	測定会	111	乳幼児発達健康診査		20	
	ヘルスアップクッキング	61	離乳食講習会		1,011	
	親子クッキング	57	幼児食講習会		160	
	健康づくり講習会	21	母親学級母性科（母親学級）		131	
	訪問	0	プレママクッキング		90	
	電話・来所	86	乳幼児相談		1,141	
そ の 他	食生活改善普及運動月間	100	訪問		8	
	市民ホールイベント	300	電話・来所・栄養相談		165	
	鶴川市民センターまつり	300	栄養健康教育(アレルギー)		32	
	男女平等フェスティバル	104	虫歯予防教室		80	
			2歳児歯科	集団	2,394	
		個別		202		

V 生活衛生

1 動物管理

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生予防や、まん延防止、撲滅を目指し、公衆衛生の向上や公共の福祉の増進を図るため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施している。

そのほか、動物の適正な飼育と動物愛護の普及・啓発のための広報や講習会を実施し、不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術費用の一部補助事業や、新たな飼い主を探す支援、「飼い主のいない猫」対策を実施している。

また、逸走又は負傷した犬等を収容し、飼い主が判明した場合に返還している。

(1) 犬登録と狂犬病予防

狂犬病の発生予防のため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行っている。

犬登録及び注射済票交付数（表 1-1）

年度	年度末犬登録数	注射済票交付数
2016	25,420	20,417
2017	25,065	20,270
2018	24,757	19,837

(2) 動物愛護と適正飼育の普及啓発

ア 犬と楽しく暮らすための基礎講座

新規に犬登録をされた方や飼う予定の方を対象に、犬の飼育にあたって基礎的な知識を習得できるように講習会を開催している。

犬と楽しく暮らすための基礎講座実施回数及び参加延人数（表 1-2）

年度	実施回数	実施日	参加延人数
2016	4	6月22日、9月14日、12月14日、2月12日	95
2017	4	6月21日、9月20日、12月13日、2月11日	96
2018	3	6月21日、12月12日、2月21日	56

イ 地域猫対策セミナー

飼い主のいない猫によるフン尿等の被害でお困りの方等、猫の問題でお困りの方を対象に、その対策に関する知識を習得するための講習会を開催している。

地域猫対策セミナー実施回数及び参加延人数（表 1-3）

年度	実施回数	実施日	参加延人数
2018	1	10月27日	26

※当該セミナーは 2018 年度からの取り組み

ウ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助

不幸な命を生み出さないために飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する経費の一部補助を行っている。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助件数（表 1-4）

年度	飼い主のいない猫	
	オス	メス
2016	163	218
2017	183	196
2018	159	178

エ 飼い主のいない猫共生モデル地区

飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域社会への迷惑等を防止するとともに、市民の動物愛護の意識を高めるため、町内会・自治会等を基礎とした団体をモデル団体として指定し、団体が実施した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術の補助を行っている。

飼い主のいない猫共生モデル地区数（表 1-5）

年度	年度末地区数
2016	22
2017	26
2018	30

オ 飼育動物に関する要望・相談

飼育動物に関する要望・相談を受け付け、当該動物等の飼育者等に対して適正飼育の指導を行っている。

要望・相談件数（表 1-6）

年度	動物による事故		要望・相談件数														
	犬	その他	犬							猫							その他
			放浪	拾得	負傷	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	拾得	負傷	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	
2016	25	1	17	12	6	14	21	1	40	91	5	37	35	0	1	125	43
2017	14	0	37	7	1	15	12	1	39	62	4	20	29	0	0	108	50
2018	18	0	16	6	4	16	7	1	34	63	1	14	14	2	2	65	23

(3) 動物の保護と管理

保護・収容頭数

飼い主のもとから逃げ出した犬や負傷又は病気により動けなくなっている犬・猫等を収容している。

保護・収容頭数（表 1-7）

年度	捕獲収容	引き取り		負傷		返還	
		犬	猫	犬	猫	犬	猫
2016	3	32	18	3	10	21	1
2017	6	28	23	0	17	27	1
2018	1	35	8	0	8	14	1

2 環境衛生

環境衛生事業は、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プールなど市民の身近な施設、水道施設及び特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可、確認等を行う事業である。また、立入検査や理化学検査により施設の維持管理向上、レジオネラ症など感染症の発生予防など公衆衛生の向上を図っている。このほか、生活環境問題対策として、ねずみ・衛生害虫防除や室内環境の相談業務等を行っている。

(1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数（表 2-1）

業 種	営 業 施 設 数		許 可 ・ 確 認 届 出 件	廃 止 件 数	営 業 施 設 数	監 視 指 導 件 数
	2016年度末	2017年度末			2018年度末	
総 数	4,486	4,463	74	99	4,438	568
理 容 所	190	190	2	7	185	61
美 容 所	521	532	36	28	540	196
ク リ ー ニ ン グ 所	215	207	2	12	197	65
一 般	73	72	1	-	73	21
リ ネ ン サ プ ラ イ	3	3	-	-	3	-
取 次 所	139	132	1	12	121	44
公 衆 浴 場	29	28	1	2	27	56
普 通	2	2	-	-	2	6
そ の 他	27	26	1	2	25	50
旅 館 業	28	28	3	-	31	38
旅 館 ・ ホ テ ル	26	26	2	-	28	34
簡 易 宿 所	2	2	1	-	3	4
下 宿	-	-	-	-	-	-
季 節 営 業 (再 掲)	1	1	-	-	1	1
興 行 場	14	14	-	-	14	3
映 画 館	10	10	-	-	10	-
多 目 的 使 用 施 設	4	4	-	-	4	3
そ の 他	-	-	-	-	-	-
仮 設 興 行 場	-	-	-	-	-	-
プ ー ル	19	19	-	-	19	49
許 可	19	19	-	-	19	49
届 出	-	-	-	-	-	-
水 道 施 設	486	475	3	11	467	37
上 水 道	-	-	-	-	-	-
簡 易 水 道	-	-	-	-	-	-
専 用 水 道	20	18	-	1	17	18
簡 易 専 用 水 道	466	457	3	10	450	19
小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	1,287	1,275	5	30	1,250	17
特 定 小 規 模 貯 水 槽	302	300	3	12	291	11
特 定 施 外	985	975	2	18	959	6
温 泉 利 用 施 設	4	4	-	1	3	6
墓 地 等	1,577	1,575	6	7	1,574	17
墓 地	1,565	1,563	6	7	1,562	16
納 骨 堂	11	11	-	-	11	-
火 葬 場	1	1	-	-	1	1
特 定 建 築 物	116	116	-	1	115	23
住 宅 宿 泊 事 業	-	-	16	-	16	-

その他環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数（表 2-2）

業種	施設数		届出件数	廃止件数	施設数	調査指導件数
	2016年度末	2017年度末			2018年度末	
総数	519	524	10	11	523	14
コインランドリー	26	27	4	1	30	9
コインシャワー	-	-	-	-	-	-
飲用井戸等	493	497	6	10	493	5

（2）生活環境問題に関する対応

衛生害虫防除や室内環境等に関する相談に対し、正確な情報提供等により健康で快適な居住環境の実現を支援している。

また、アシナガバチの巣駆除用の防護服の貸出しを行っており、2018年度は47件であった。

衛生害虫・室内環境等の相談処理件数（表 2-3）

総数	ねずみ・衛生害虫等					その他
	ねずみ類	刺咬昆虫 (ハチ等)	吸血昆虫 (蚊・シラミ類等)	ダニ類	その他 衛生害虫等	
450	134	160	7	22	99	28

（3）環境衛生関係施設の理化学検査

プールや浴場の水質などについて行政検査として理化学検査を行っている。検査の結果、法令基準に適合しなかった施設に対しては、原因究明及び改善指導を行い改善を確認している。

公衆浴場の水質検査結果（表 2-4）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数（延数）						
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	レジオネラ	残留塩素	照度	
普通	2	2	0	16	16	0	-	-	-	-	-	-	-
その他	15	12	3	101	86	15	-	2	-	-	15	-	
					基準	5度以下	25mg/1以下	1個/ml以下	10CFU/100ml未満	0.4mg/1以上	20lux以上		

興行場の空気検査結果（表 2-5）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度
3	3	-	6	6	-	-	-	-	-
				基準	0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	(注)	

(注) 場内において映写中または演技中は0.2lux以上、休憩中は20lux以上

プールの水質の検査結果（表 2-6）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス	レジオネラ属菌
17	15	2	66	47	19	-	-	17	-	-	-	2	-	-
基準	5.8～8.6	2度以下	12mg/l以下	検出されないこと	200個/1ml以下	100lux以上	0.4mg/l以上	0.15%以下	10CFU/100ml未満					

生活衛生関係営業施設・水道関係施設等の相談処理件数（表 2-7）

総数	生活衛生関係営業施設	特定建築物	墓地等	水道関係施設	その他
412	135	19	103	29	126

(注) 生活衛生課関係営業施設とは、美容所、理容所、クリーニング所、公衆浴場、ホテル・旅館等、興行場、遊泳用プール等である。

(4) レジオネラ症発生予防対策

四類感染症のレジオネラ症は、国内各地の浴場施設で死亡事故が発生したことにより社会問題となっている。市では公衆浴場法施行条例、旅館業法施行条例及びプールの衛生管理等に関する条例にレジオネラ症防止対策に関する項目を規定し、予防対策に取り組んでいる。

施設の水質を良好に維持し細菌の増殖を抑制し、レジオネラ症発生の予防を図るために、公衆浴場等の施設へ定期的に立入り水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出された場合はレジオネラ属菌数に応じて改善指導を行っている。また、レジオネラ属菌の繁殖場所を特定するため循環系統等での原因究明のための調査などを行い、改善措置後に再検査を実施し不検出を確認している。2018年度は、公衆浴場、旅館業の入浴施設及びプール運営施設の水質検査を実施し、全施設で、レジオネラ属菌不検出であることを確認した。

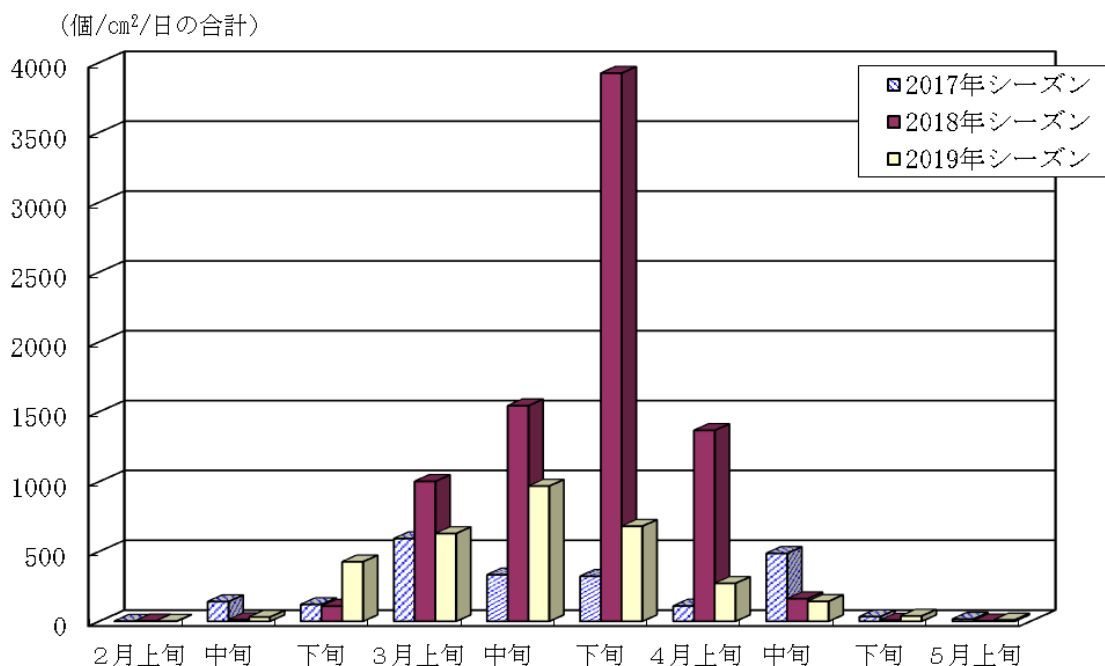
(5) 飛散花粉数調査

東京都は花粉症対策の一環として、1985年から都内12地点で飛散花粉数の調査を実施している。町田市保健所中町庁舎屋上が測定地点の一つとなっており、飛散花粉捕集器を設置してスギ・ヒノキなどの花粉測定を行い、都に報告している。

花粉症の主要な原因である春先のスギ・ヒノキ花粉については、1月から5月初旬にかけて毎日観測しており、その結果は飛散予報の重要な基礎データとなっている。

2019年春のスギ・ヒノキ科花粉の飛散数は、2018年春の約4割であった。過去10年間の平均の約9割であった。

スギ・ヒノキ花粉飛散数 (図2-1)



(6) 飲用に供する井戸等の水質検査

市内の地下水の水質実態を把握するため、飲用に供する井戸の水質検査を実施している。2018年度は、13施設の水道法水質基準全項目（消毒副生成物、臭気原因物質を除く）と、放射性セシウム（¹³⁴Cs、¹³⁷Cs）の検査を実施した。

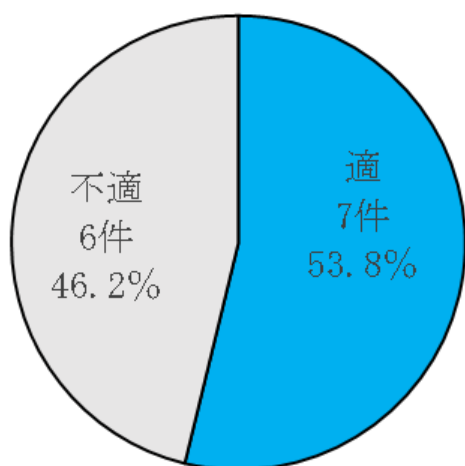
その結果、6施設（46.2%）が水質基準に不適合であり、結果に応じて煮沸による消毒後の飲用等の指導を行った。（表 2-8）

なお、放射性セシウム（¹³⁴Cs、¹³⁷Cs）が検出された施設は無かった。

水質検査不適項目（表 2-8）

水質検査項目	基準値	基準超過	
		件数	%
一般細菌	100/mL以下	3	23.1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1	7.7
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	2	15.4
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	3	23.1
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	7.7
臭気	異常でないこと	1	7.7
色度	5度以下	2	15.4
濁度	2度以下	3	23.1

水質検査項目不適率（図 2-2）



3 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例等の規定に基づき、飲食を原因とする衛生上の危害の発生防止を目的としている。市民や業界団体の意見を参考に町田市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業許可に関する手続、施設の監視指導、食品の収去検査、衛生講習会等を行っている。また、食中毒が疑われた場合には、関係施設、患者及び原因物質を調査し、食中毒と断定されれば改善指導など被害の拡大及び再発防止のために必要な措置をとっている。このほか、住民等から寄せられた苦情に対しては、必要に応じて営業施設等に立ち入り、原因を調査して改善の指導を行っている。

(1) 営業施設数及び監視件数

ア 食品衛生法に規定する営業（表 3-1）

	施設数	許 可 件 数		廃業件数	監視件数	
		新 規	更 新			
2016年度合計	5,136	669	451	739	2,814	
2017年度合計	5,132	639	518	643	2,839	
2018年度合計	5,049	459	446	542	2,327	
飲	小計	2,906	279	253	310	1,401
	旅館・ホテル	24	2	3	1	12
	バー・キャバレー	160	38	11	21	99
	一般飲食店	1,810	130	165	159	794
	民生食堂	-	-	-	-	-
	すし屋	62	2	6	3	83
食	そば屋	71	2	9	2	29
	仕出し屋	31	3	-	3	11
	弁当屋	164	24	14	34	88
店	そう菜店	244	30	15	26	131
	コンビニエンスストア等	-	-	-	-	-
	移動	1	-	-	1	-
営	臨時	14	-	1	2	5
	許可ある集団給食	190	20	21	17	83
業	自動車	102	22	7	38	57
	自動販売機	33	6	1	3	9
	天ぷら船	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-
喫	小計	291	30	39	29	106
茶	店舗	40	5	5	-	22
店	自動販売機	244	22	34	26	80
営	自動車	7	3	-	3	4
業	小計	476	47	35	53	201
菓	パン製造業	119	3	9	7	41
子	生菓子製造業	83	1	7	7	34
製	その他の菓子製造業	240	38	17	36	115
造	移動	-	-	-	-	-
業	臨時	1	-	-	-	-
	自動車	33	5	2	3	11

	施設数	許 可 件 数		廃業件数	監視件数	
		新 規	更 新			
あん類製造業	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類製造業	44	9	5	8	35	
乳処理業	1	-	-	-	-	
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	2	-	-	-	-	
集乳業	-	-	-	-	-	
乳類販売業	小計	614	36	65	67	243
	専業	38	2	0	3	12
	ショーケース売り	439	31	44	46	195
	自動販売機	134	3	21	18	36
	自動車	3	-	-	-	-
食肉処理業	11	2	3	1	10	
食肉販売業	小計	323	28	22	33	138
	一般	80	3	4	2	50
	包装	241	25	18	31	88
	自動販売機	-	-	-	-	-
	自動車	2	-	-	-	-
食肉製品製造業	7	-	-	-	7	
魚介類販売業	小計	309	25	21	34	126
	一般	81	3	5	7	53
	包装	227	22	16	27	73
	自動車	1	-	-	-	-
魚介類せり売業	-	-	-	-	-	
魚肉ねり製品製造業	1	-	-	1	-	
冷凍・冷蔵業	小計	1	-	-	-	1
	冷凍業	-	-	-	-	-
	冷蔵業	1	-	-	-	1
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	3	-	-	-	-	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	
氷雪製造業	小計	-	-	-	-	-
	氷雪製造業 (自動角氷製造機)	-	-	-	-	-
	(自動販売機)	-	-	-	-	-
氷 雪 販 売 業	2	-	-	-	-	
製 造 業 食 用 油 脂	小計	1	-	-	-	-
	動物性油脂	-	-	-	-	-
	植物性油脂	1	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	
みそ製造業	2	-	1	-	2	
しょうゆ製造業	1	-	-	-	1	
ソース類製造業	-	-	-	-	-	
酒類製造業	-	-	-	-	-	
豆腐製造業	16	-	1	-	32	
納豆製造業	-	-	-	-	-	
めん類製造業	8	-	-	3	2	
そうざい製造業	30	3	1	3	20	
かん詰又はびん詰食品製造業	-	-	-	-	2	
添加物製造業	-	-	-	-	-	

イ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業（表 3-2）

年度	食鳥処理場 施設数	監視数
2016	-	-
2017	-	-
2018	-	-

ウ 食品製造業等取締条例に規定する営業（表 3-3）

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
2016年度合計	639	74	49	98	288	
2017年度合計	627	83	57	95	348	
2018年度合計	617	76	59	86	298	
行 商	小計	5	15	0	12	1
	弁当等人力販売業	-	-	-	-	-
	菓子	2	12	※	10	-
	豆腐及びその加工品	3	3	※	2	1
	弁当類	-	-	※	-	-
	ゆでめん類	-	-	※	-	-
	そう菜類	-	-	※	-	-
	アイスクリーム類	-	-	※	-	-
	魚介類及びその加工品	-	-	※	-	-
	つけ物製造業	8	-	-	1	4
製菓材料等製造業	-	-	-	1	-	
粉末食品製造業	4	1	-	-	1	
そう菜半製品等製造業	4	-	1	-	3	
調味料等製造業	8	1	1	2	6	
魚介類加工業	3	2	-	2	4	
液卵製造業	-	-	-	-	-	
食料品 等 販売業	小計	582	56	57	67	279
	一般	383	33	36	46	182
	包装	159	14	19	17	80
	包装（一時販売）	7	4	-	1	7
	自動販売機	25	3	1	2	5
	自動車	8	2	1	1	5
卵選別包装業	3	1	※	1	-	

※更新制度なし

エ 食品製造業等取締条例に規定する届出給食施設（表 3-4）

	施設数	報告件数	廃止件数	監視件数
2016年度合計	217	11	14	91
2017年度合計	221	9	5	84
2018年度合計	221	23	23	49
学校 ・ 幼稚園	38	-	3	6
病院 ・ 診療所	12	-	1	2
工場 ・ 事業所	6	-	1	3
児童福祉施設	79	7	3	19
社会福祉施設	64	13	12	14
ボランティア給食	3	-	-	1
その他	2	-	2	1
給食（届出以外）	17	3	1	3

オ 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業（表 3-5）

	施設数	新規	廃止	監視件数
2016年度合計	97	17	14	63
2017年度合計	104	17	10	48
2018年度合計	107	12	9	81
ふぐ取扱所	22	2	2	18
ふぐ加工製品取扱施設	85	10	7	63

カ 町田市食品衛生法施行細則に規定する営業等 (表 3-6)

		施設数	報告件数	廃業件数	監視件数
2016年度合計		5,869	2	-	2,626
2017年度合計		5,873	4	-	2,986
2018年度合計		5,873	-	-	2,302
食許可を製造しない業	小計	80	-	-	6
	製粉・精米・精麦業	48	-	-	-
	つけ物製造業	10	-	-	4
	その他の一般食品	22	-	-	2
	食品製造業 乳肉食品	-	-	-	-
食許可を販売しない業	小計	5,044	-	-	2,090
	魚介類加工品販売業	663	-	-	405
	乳製品販売業	606	-	-	243
	アイスクリーム類販売業	626	-	-	279
	野菜果物販売業	749	-	-	279
	菓子（パンを含む）販売業	867	-	-	279
	主食販売業	109	-	-	47
	酒類・調味料販売業	593	-	-	279
	その他の食品販売業	831	-	-	279
・食器おもちゃ包装	小計	488	-	-	206
	食器具容器包装製造業	-	-	-	-
	食器具容器包装販売業	289	-	-	206
	おもちゃ製造業	9	-	-	-
	おもちゃ販売業	190	-	-	-
添加物製造業		-	-	-	-
添加物販売業		256	-	-	-
乳さく取業		5	-	-	-

(2) 食品・器具等の検査

ア 収去検査

食品衛生法で規格基準の定められた食品、東京都において措置基準の設けられている食品等を収去し検査を行っている。

細菌検査は、細菌数、大腸菌群、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、大腸菌、腸管出血性大腸菌O157等の検査を行っている。また、化学検査は、保存料、甘味料、着色料、漂白剤等の食品添加物やアレルギー物質の検査を行っている。なお、2018年度の検査は一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所に依頼した。

なお、「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範等に適合しないものである。

食品別収去検査成績（表 3-7）

食品分類	検体数	細菌検査		化学検査		
		適	否または不良	適	否	
2016年度合計	103	61	4	38	-	
2017年度合計	80	52	2	26	-	
2018年度合計	87	60	-	26	1	
魚介類等	魚 介 類	3	2	-	1	-
	魚 介 類 加 工 品	4	2	-	2	-
冷 凍 食 品	-	-	-	-	-	
肉・卵類及びその加工品	11	6	-	4	1	
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	-	-	-	-	
	乳 製 品	-	-	-	-	
	乳 類 加 工 品	-	-	-	-	
	アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-	
農産物等	穀 類 及 び そ の 加 工 品	-	-	-	-	
	野菜類・果物及びその加工品	14	14	-	-	
菓 子 類	4	4	-	-	-	
飲料・氷雪 ・水	清 涼 飲 料 水	-	-	-	-	
	酒 精 飲 料	-	-	-	-	
	氷 雪	-	-	-	-	
	水	-	-	-	-	
その他の食品	缶 詰 ・ びん詰	-	-	-	-	
	調 味 料	-	-	-	-	
	そうざい類及びその半製品	49	30	-	19	
	上記以外の食品（弁当・調理パン等）	2	2	-	-	
添 加 物	-	-	-	-	-	
器具・容器包装・おもちゃ	-	-	-	-	-	

イ 簡易検査

従業員の手指、調理工具、食品等について、現場等で大腸菌群、ぶどう球菌、腸炎ビブリオ等の簡易検査を行っている。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出されたものである。

検体別簡易検査成績（表 3-8）

	検 査 数	内訳（判定結果）	
		良	不 良
2016年度合計	1,393	1,123	270
2017年度合計	1,256	926	330
2018年度合計	1,448	1,047	401
手 指	227	174	53
器具類	437	322	115
食 品	97	56	41
その他	687	495	192

(3) 食中毒発生状況

食中毒発生状況 (表 3-9)

年度	発生件数	患者数
2016	1	3
2017	3	23
2018	3	11

2018 年度の内訳 (表 3-10)

発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食者数
8月31日	飲食店	寿司	腸炎ビブリオ	7/12
9月2日	飲食店	寿司	腸炎ビブリオ	1/2
9月2日	飲食店	寿司	不明	3/4

(4) 食中毒関連調査

市外で発生した食中毒やその疑いがある事案について、関係保健所からの依頼に基づき、市内の患者及び施設の調査を行っている。

食中毒関連調査件数 (表 3-11)

年度	事件数	患者数 / 調査人数	調査施設数	検査検体数
2016	43	55 / 141	19	58
2017	30	53 / 91	20	102
2018	55	20 / 26	37	42

(5) 苦情受付件数

苦情受付件数 (表 3-12)

年度	総数
2016	95
2017	95
2018	49

2018 年度の内訳 (表 3-13)

苦 情 内 容										
異物混入	腐敗変敗	カビの発生	異味異臭	変色	変質	食品の取扱い	表示	有症	施設設備	その他
7	-	2	4	-	-	8	-	15	9	4

(6) 食の安全に関する相談件数 (表 3-14)

食品関係業者、消費者等に対して、電話、窓口等により食の安全に関する相談に応じている。

	処理の内容		合 計
	電話処理	窓口処理	
2016年度合計	13,955	6,166	20,121
2017年度合計	14,779	6,584	21,363
2018年度合計	13,801	6,466	20,267
営業許可	5,795	2,812	8,607
表示	520	221	741
規格・基準	106	95	201
食中毒	669	150	819
残留農薬	16	13	29
輸入食品	26	2	28
添加物	84	44	128
新規開発食品	4	-	4
食用可・不可に関する疑義	174	98	272
マスコミ報道に関する事項	198	61	259
その他	6,209	2,970	9,179
「その他」の主な内容	食品衛生責任者、調理師、製菓衛生師、衛生講習会、行事開催、情報提供等		

(7) 講習会等実施状況 (表 3-15)

食品関係事業者に対して衛生知識向上のための食品衛生実務講習会を実施している。また、市民に対しても、講習会、街頭相談等を実施し、正しい食品衛生知識の普及に努めている。

年度	事業者向け講習会		消費者向け講習会		衛生展・街頭相談	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
2016	33	1,710	13	515	1	288
2017	33	1,752	11	511	1	296
2018	35	1,849	6	277	1	434

(8) 調理師・製菓衛生師免許申請件数 (表 3-16)

調理師法、製菓衛生師法に基づく免許の各種手続きを東京都知事からの委任を受け行っている。

	調 理 師	製菓衛生師
2016年度合計	143	15
2017年度合計	134	17
2018年度合計	137	16
免許申請	96	15
名簿訂正	13	-
書換交付	12	-
再 交 付	14	1
登録消除	2	-
返 納	-	-

(9) 食品衛生推進員の活動

食品衛生推進員とは、食品衛生法第 61 条第 2 項の規定及び町田市食品衛生推進員設置要領により、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、市長が 2 年の任期で委嘱している。

2018 年度は 15 名の食品衛生推進員が年 2 回の「食品衛生推進会議」等を中心に、地域における食品衛生に関する普及啓発活動や食品の安全確保のための活動を行った。

VI 統計表

用 語 の 解 説

低体重児

2,500 グラム未満の出生児をいう。

乳児死亡

生後 1 年未満の死亡をいう。

新生児死亡

生後 4 週未満の死亡をいう。

周産期死亡

妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児を合わせたものをいう。

死産

妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

なお、自然死産と人口死産とに分けられる。

自然増加

出生数から死亡数を減じたものをいう。

比 率 の 解 説

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間の1歳未満の死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間の生後4週未満の死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間妊娠22週以後の死産数} + \text{年間生後1週未満の死亡数}}{\text{年間妊娠22週以後死産数} + \text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{年間出生数} - \text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 100,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{2013年1月1日現在の年齢別女子人口}} \quad (\text{15歳から49歳までの合計})$$

※なお、この統計表は厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して独自集計した。

(1) 人口動態統計〔町田市〕(表 1-1)

実数	出生		合計 特殊 出生率	死亡		周産期死亡			死産			婚 姻	離 婚	自 然 増 加	
	(再掲) (2500g未満児)	…		(再掲) 乳児死亡	(再掲) 新生児死亡	総 数	妊 娠 満 22 週 以 後	生 後 1 週 未 満	総 数	自 然 死 産	人 工 死 産				
															人口千対
2016年管内	2,777	256	…	3,566	12	4	11	7	4	54	16	38	1,641	642	△ 789
2017年管内	2,755	262	…	3,783	8	6	11	6	5	65	24	41	1,560	693	△ 1,028
東京都	108,990	9,905	…	116,451	169	86	373	303	70	2,298	1,095	1,203	84,991	23,055	△ 7,461
率	人口千対	出生百対		人口千対	出生千対	出生千対	出生千対	出生千対	出生千対	出生千対	出生千対	出生千対	人口千対	人口千対	人口千対
2016年管内	6.4	9.2	1.24	8.2	4.3	1.4	4.0	2.5	1	19.1	5.7	13.4	3.8	1.5	△ 1.8
2017年管内	6.3	9.5	1.26	8.7	2.9	2.2	4.0	2.2	2	23.0	8.5	14.5	3.6	1.6	△ 2.4
東京都	8.2	9.1	1.21	8.8	1.6	0.8	3.4	2.8	0.6	20.6	9.8	10.8	6.4	1.7	△ 0.6

<東京都の実数>厚生労働省「人口動態統計年報」より
 <東京都の率及び基礎人口>厚生労働省「平成27年人口動態統計月報年計(概数)の概況」より
 <算出の基礎人口>東京都「東京都の人口(推計)」より(各年10月1日現在の推計人口)
 町田市 (2016年) : 433,552人 町田市 (2017年) : 434,419人 東京都 (2017年) : 13,273,000人

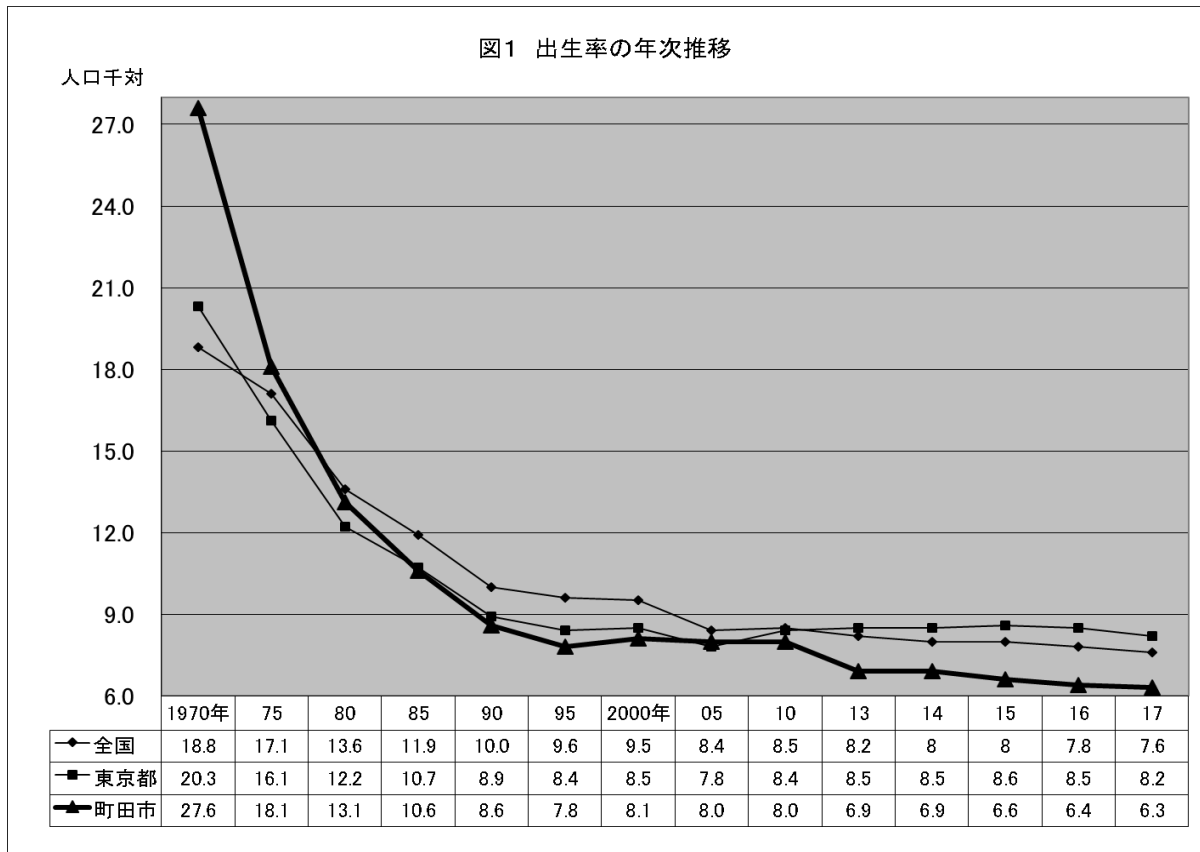


図2 合計特殊出生率の年次推移

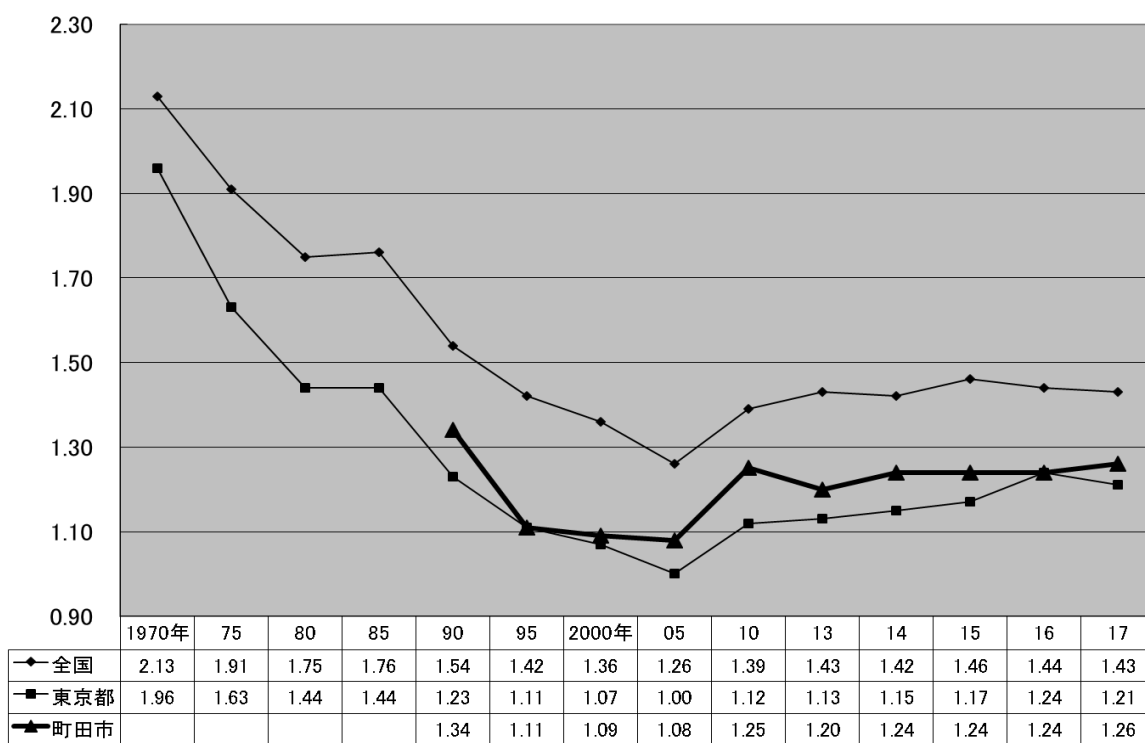
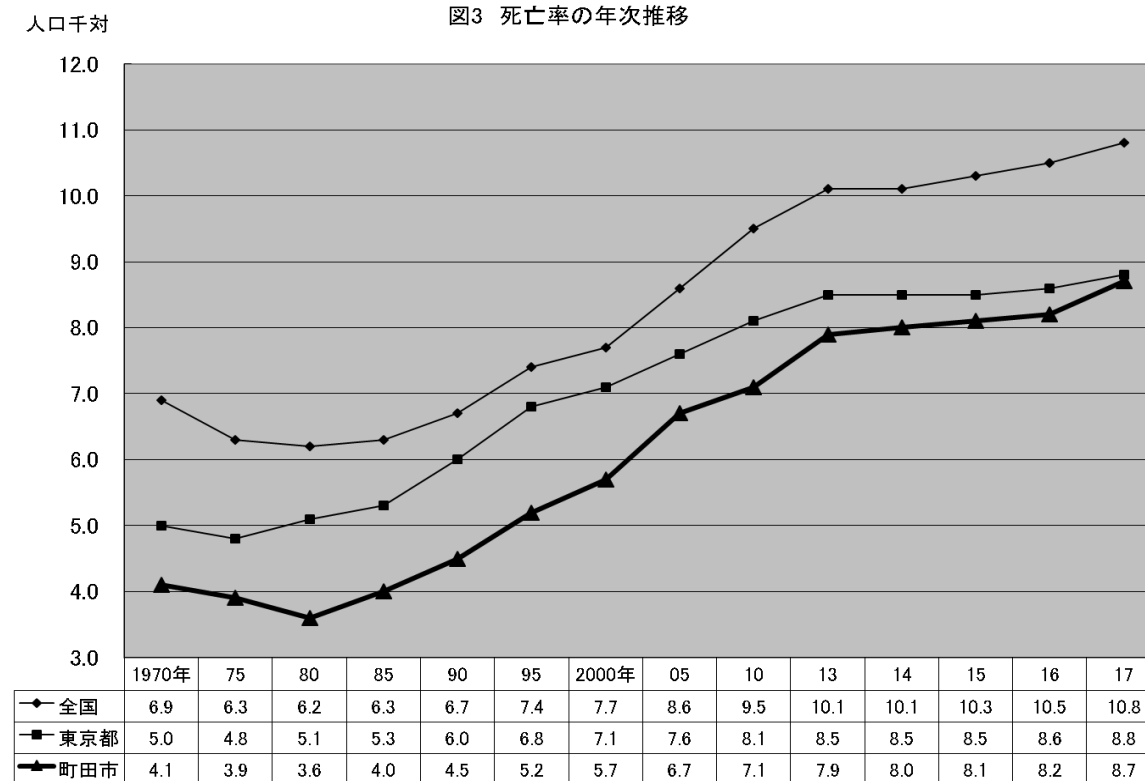
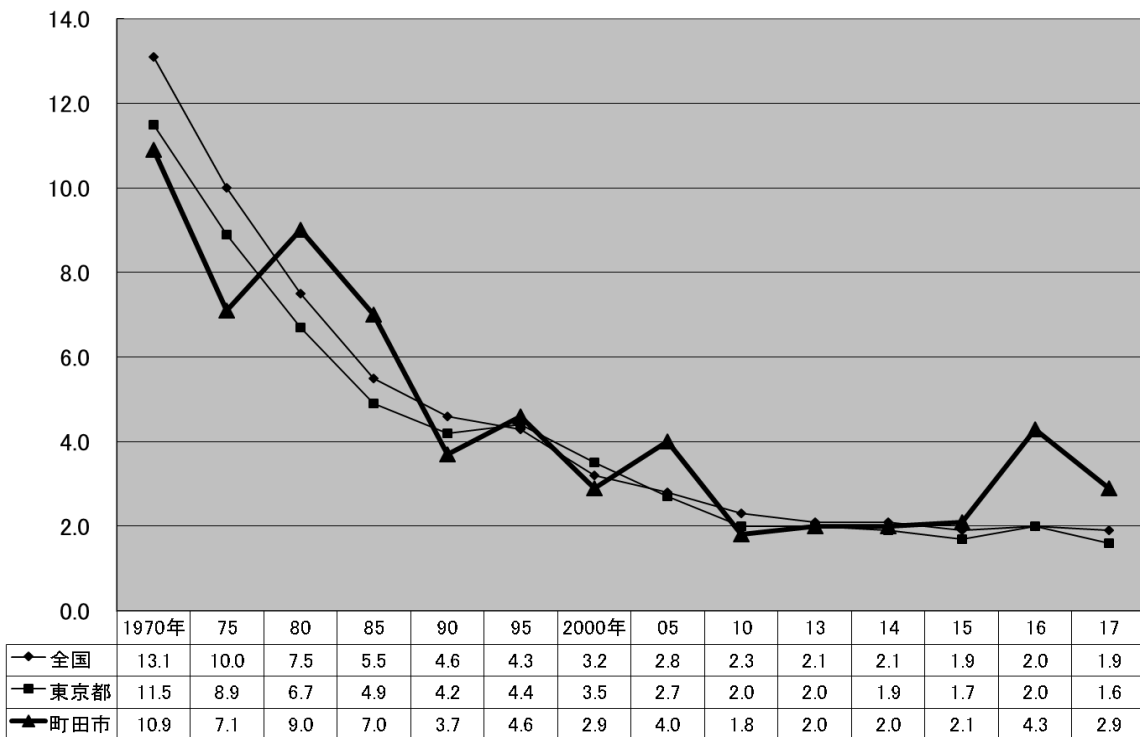


図3 死亡率の年次推移



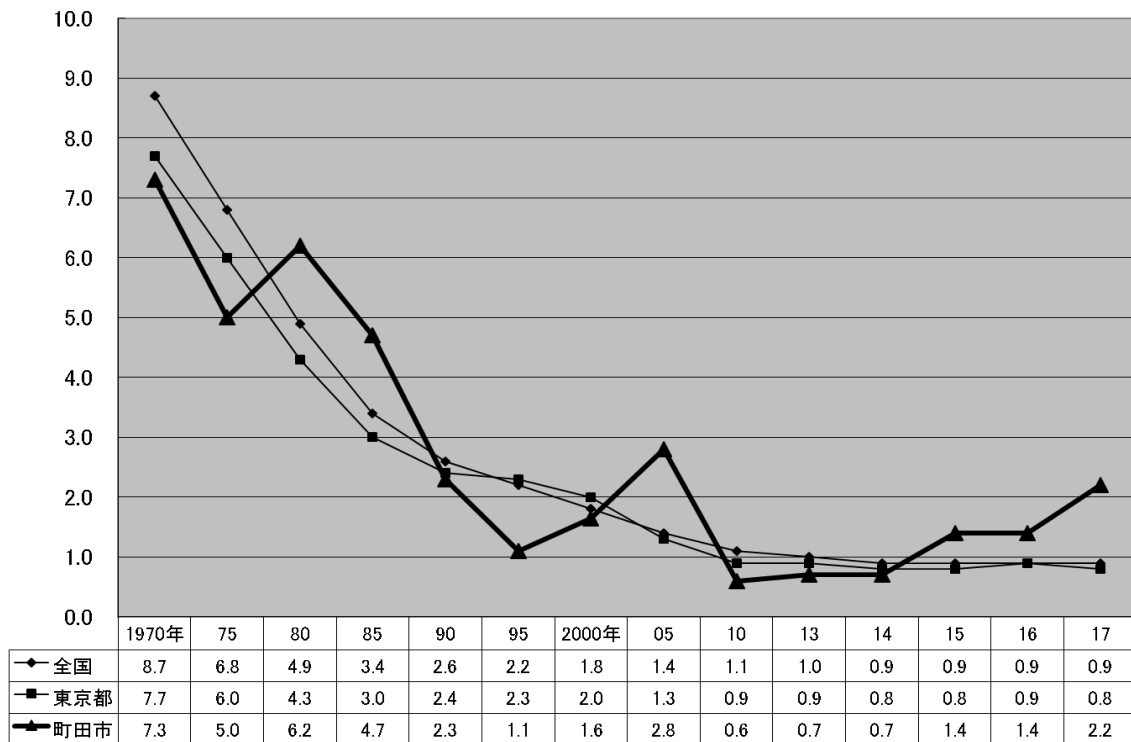
出生千対

図4 乳児死亡率の年次推移



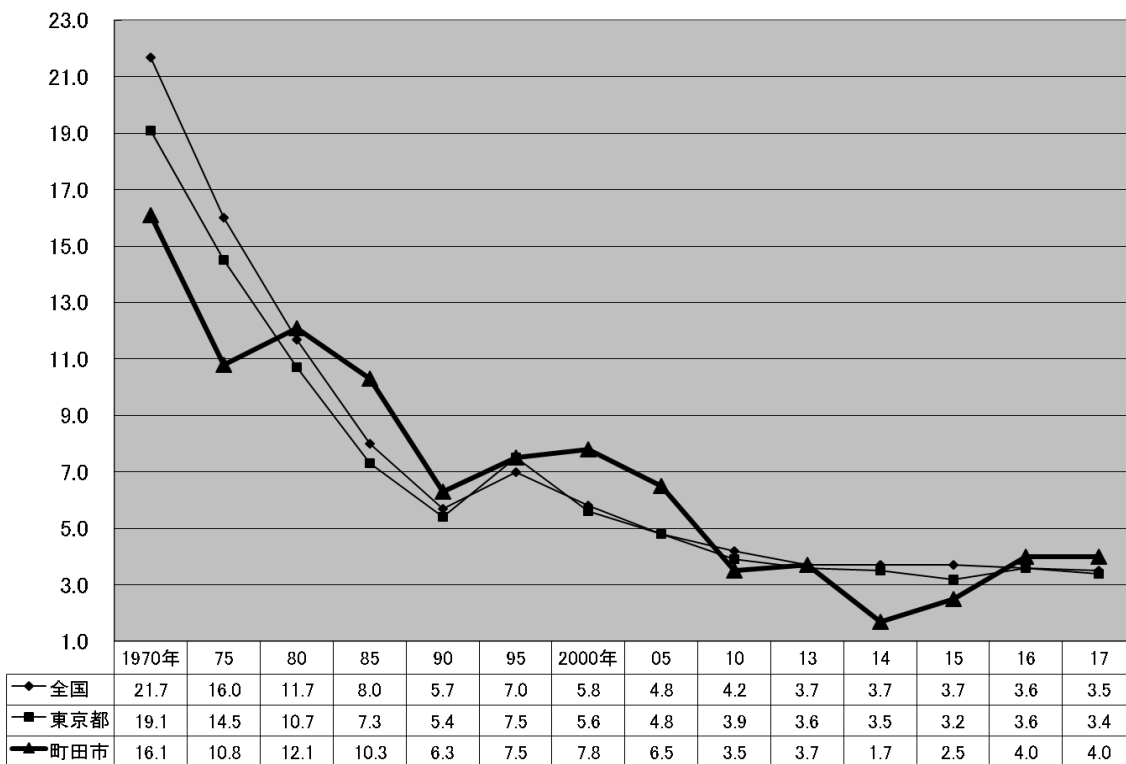
出生千対

図5 新生児死亡率の年次推移



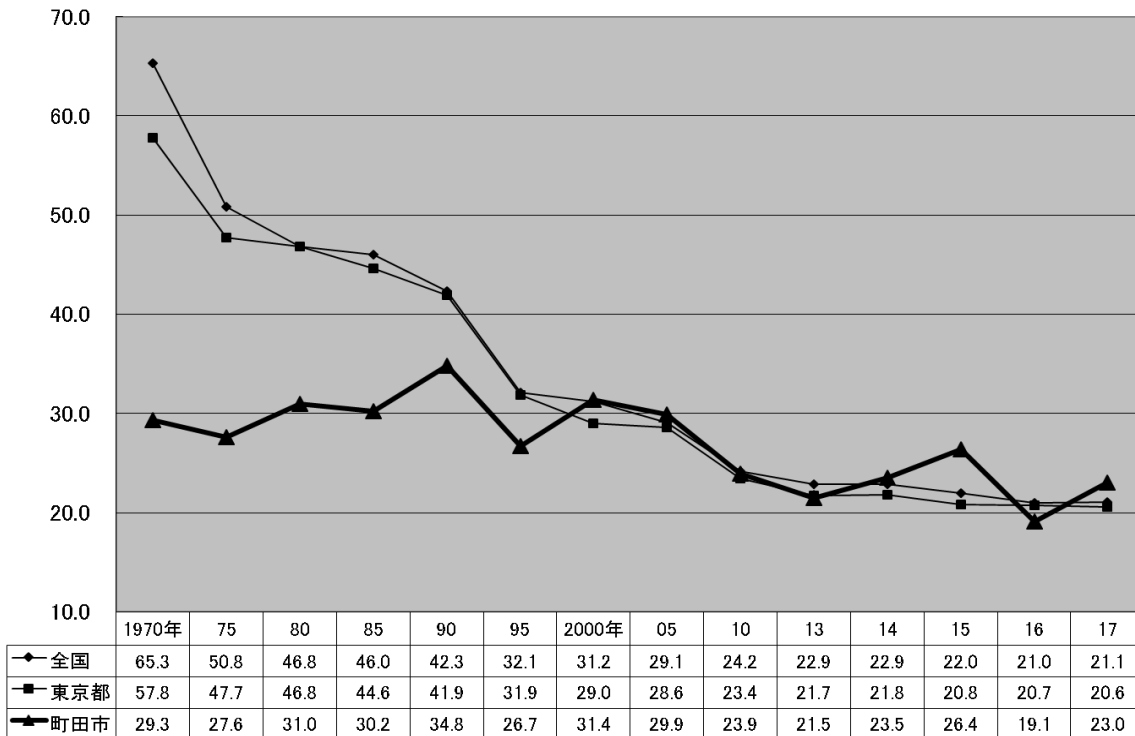
出生千対

図6 周産期死亡率の年次推移



出産千対

図7 死産率の年次推移



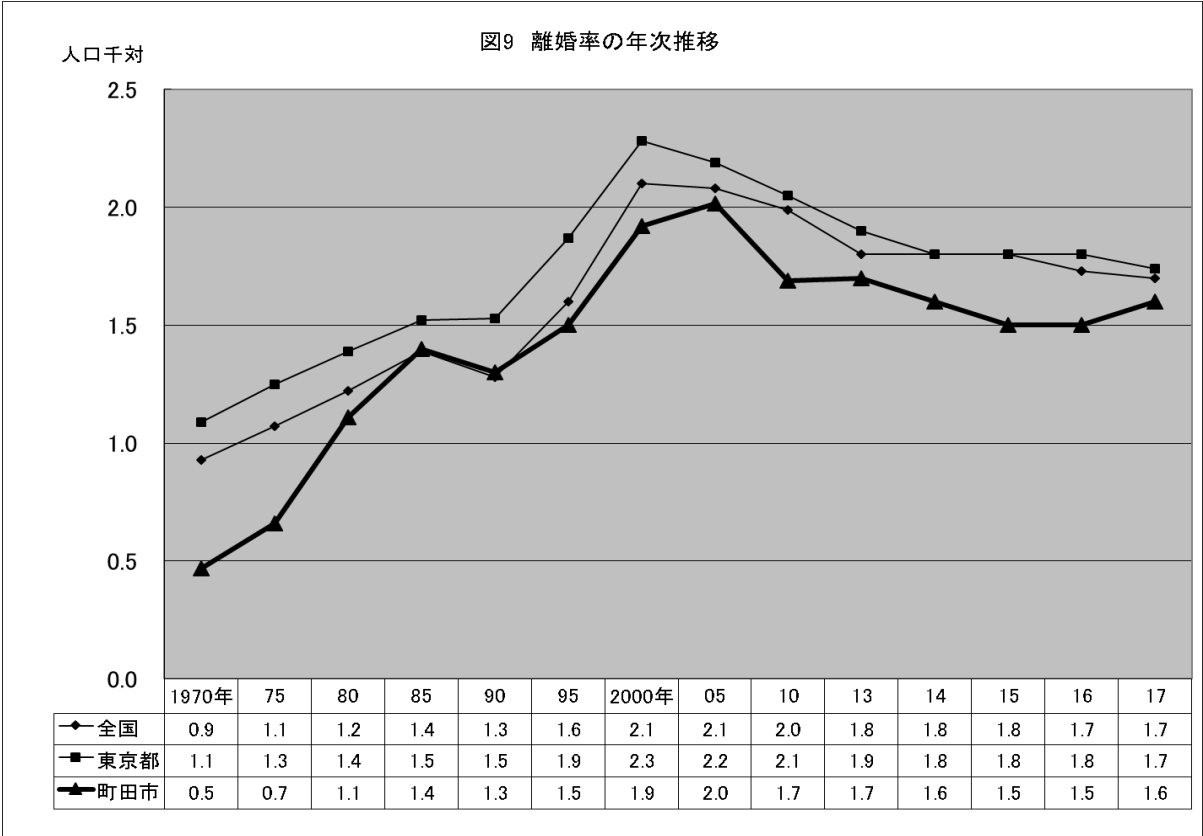
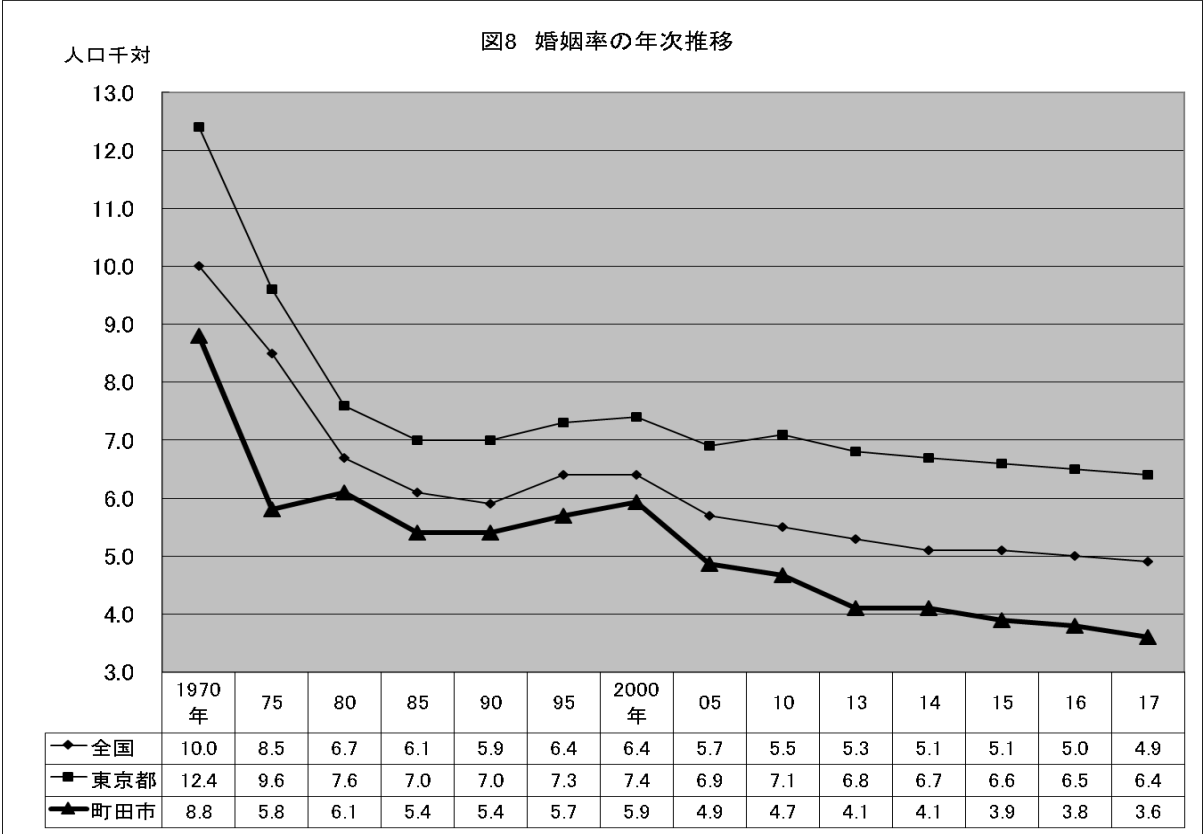
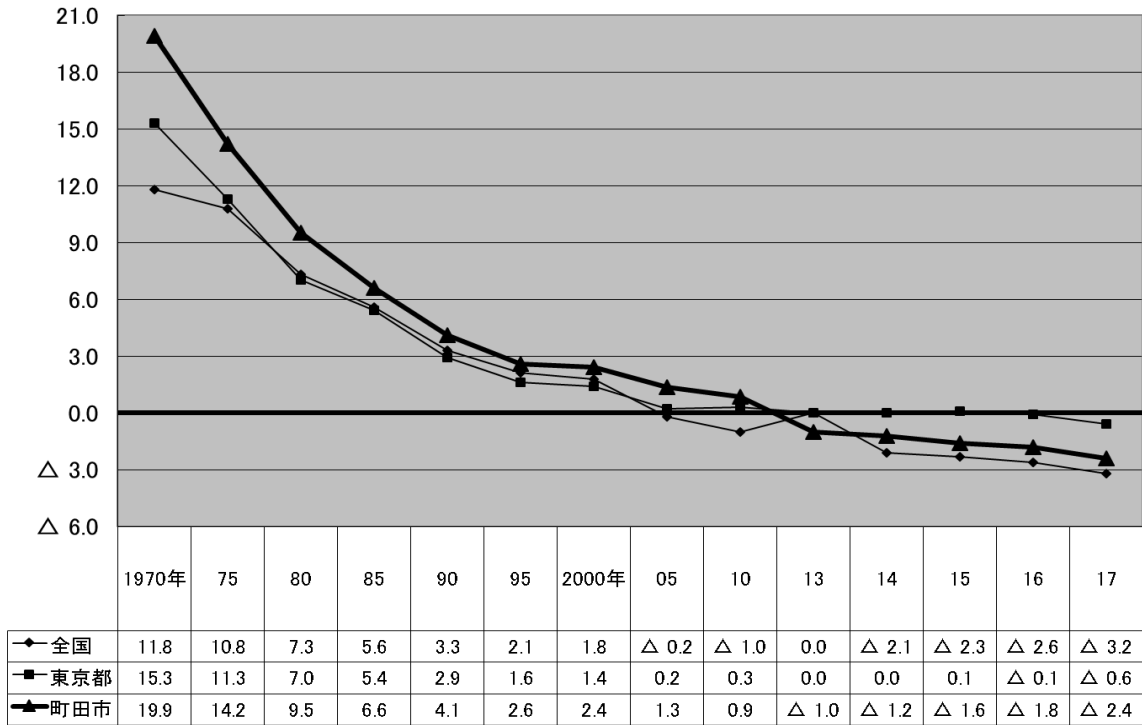


図10 自然増加率の年次推移

人口千対



(2) 主要死因別死亡数(简单分類)(表1-2)

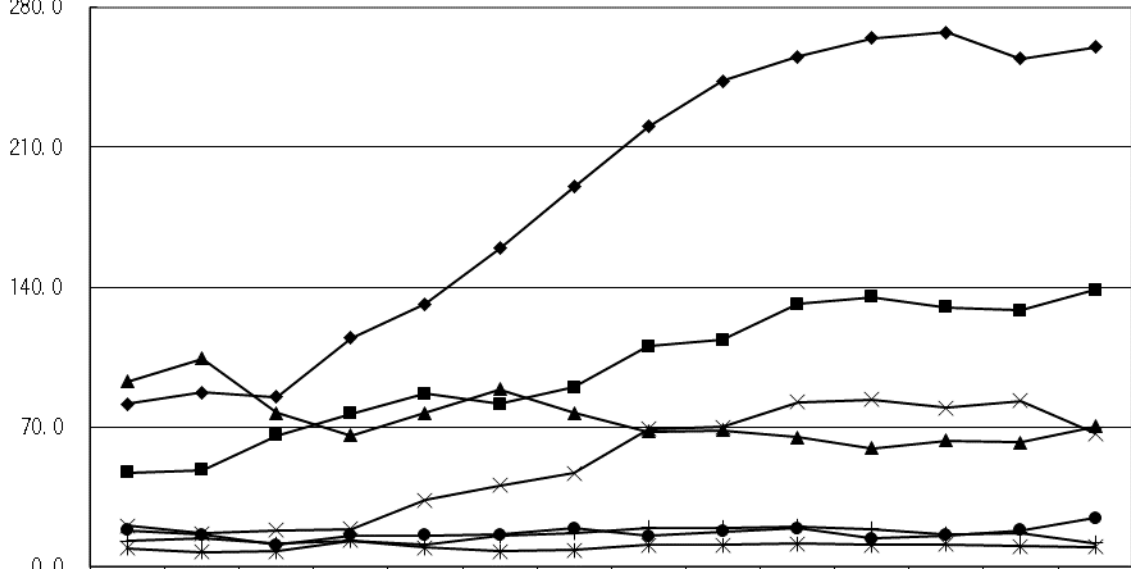
死 因	総 数			0歳		1~4		5~9		10~14		15~19		20~24		25~29		30~34	
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
2016 年 総 数	3,566	1,912	1,654	6	6	-	2	1	1	-	-	1	1	12	3	2	3	1	5
年齢階級人口10万対	822.5	899.0	748.8	率は1~4歳に含む		71.7	103.1	10.0	10.4	-	-	8.9	9.3	109.8	28.8	19.7	30.8	8.6	45.0
2017 年 総 数	3,783	2,058	1,725	4	4	1	-	1	1	-	-	2	-	3	2	5	3	6	4
年齢階級人口10万対	872.6	967.7	781.0	率は1~4歳に含む		59.8	51.6	10.0	10.4	-	-	17.8	-	27.5	19.2	49.3	30.8	51.6	36.0
結 核	7	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪 性 新 生 物	1,111	660	451	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
年齢階級人口10万対	256.3	310.3	204.2	率は1~4歳に含む		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.3	8.6	-
(再掲) 食道の悪性新生物	41	31	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 胃の悪性新生物	112	73	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 結腸の悪性新生物	99	46	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(再掲) 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	42	24	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 肝及び肝内胆管の悪性新生物	58	37	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	56	26	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 膵の悪性新生物	112	65	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 気管、気管支及び肺の悪性新生物	240	165	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 乳房の悪性新生物	39	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
(再掲) 子宮の悪性新生物	21	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 白 血 病	22	14	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
糖 尿 病	35	21	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
高 血 圧 性 疾 患	22	8	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心 疾 患	592	309	283	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
年齢階級人口10万対	136.5	145.3	128.1	率は1~4歳に含む		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.9	-	8.6	-
(再掲) 急性心筋梗塞	74	46	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) その他の虚血性心疾	175	95	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(再掲) 不整脈及び伝導障害	46	17	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 心 不 全	229	122	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脳 血 管 疾 患	300	152	148	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
年齢階級人口10万対	69.2	71.5	67.0	率は1~4歳に含む		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.6
(再掲) くも膜下出血	49	25	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 脳 内 出 血	77	41	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(再掲) 脳 梗 塞	169	85	84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 動 脈 瘤 及 び 解 離	62	26	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肺 炎	285	178	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患	54	48	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喘 息	7	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 疾 患	43	28	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腎 不 全	55	36	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
老 衰	281	83	198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 慮 の 事 故	105	63	42	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 交 通 事 故	11	6	5	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 殺	51	27	24	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	2	1	2	-	3
そ の 他 の 全 死 因	773	412	361	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	3	1

(2017年)

35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85歳以上		不詳	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
12	10	18	10	28	19	49	18	57	27	85	46	143	72	207	98	313	175	396	258	581	900	-	-
85.4	73.2	98.2	56.1	147.5	106.1	329.9	128.5	475.0	222.9	720.9	369.4	963.9	422.6	1,726.4	665.4	2,895.7	1,359.0	5,423.2	2,759.9	12,671.8	9,633.9	-	-
9	9	20	12	21	20	41	33	53	27	71	23	157	73	240	129	347	170	410	274	667	941	-	-
64.0	65.9	109.1	67.3	110.6	111.7	276.1	235.5	441.7	222.9	602.2	184.7	1,058.2	428.5	2,001.7	875.9	3,210.3	1,320.2	5,614.9	2,931.1	14,547.4	10,072.8	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	3	-	-
3	5	3	6	5	10	12	19	20	16	31	14	70	43	118	56	114	59	140	76	143	146	-	-
21.3	36.6	16.4	33.7	26.3	55.8	80.8	135.6	166.7	132.1	262.9	112.4	471.8	252.4	984.2	380.3	1,054.7	458.2	1,917.3	813.0	3,118.9	1,562.8	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	5	-	10	2	3	1	5	2	5	5	-	-
1	1	-	-	1	-	1	1	1	-	2	1	3	5	8	1	13	5	24	12	19	13	-	-
-	1	-	-	-	2	1	2	1	4	2	3	3	5	12	6	9	9	7	6	10	15	-	-
-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	2	2	9	1	5	1	2	1	2	2	3	9	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	5	4	6	2	11	4	12	9	-	-
-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	-	3	4	10	8	6	5	3	10	-	-
-	-	-	-	3	1	2	2	4	2	4	-	15	9	11	10	7	7	13	4	6	12	-	-
-	1	1	1	-	-	2	4	6	3	8	1	15	6	29	9	35	10	35	16	34	24	-	-
-	-	-	1	-	3	-	4	-	2	-	3	-	4	-	7	-	4	-	3	-	7	-	-
-	2	-	3	-	2	-	2	-	4	-	-	-	2	-	1	-	1	-	3	-	1	-	-
1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	5	1	2	-	1	1	-	3	3	3	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	3	-	1	-	1	1	4	2	5	3	5	6	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	5	13	-	-
2	1	2	1	3	2	9	1	5	-	11	2	23	11	30	21	57	31	49	46	116	167	-	-
14.2	7.3	10.9	5.6	15.8	11.2	60.6	7.1	41.7	-	93.3	16.1	155.0	64.6	250.2	142.6	527.3	240.7	671.0	492.1	2,530.0	1,787.6	-	-
1	-	-	-	1	-	3	1	2	-	3	-	6	3	4	2	10	3	5	4	11	15	-	-
-	-	-	-	1	1	2	-	2	-	5	1	8	5	8	10	22	10	16	13	30	40	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	3	1	-	3	3	9	22	-	-
-	-	1	1	-	-	3	-	1	-	2	-	3	1	14	4	22	7	22	21	54	73	-	-
-	-	1	1	1	2	3	3	5	2	5	2	16	7	20	10	28	9	27	25	45	87	-	-
-	-	5.5	5.6	5.3	11.2	20.2	21.4	41.7	16.5	42.4	16.1	107.8	41.1	166.8	67.9	259.0	69.9	369.8	267.4	981.5	931.3	-	-
-	-	-	-	-	1	1	1	3	1	4	-	2	4	4	3	4	1	4	5	3	8	-	-
-	-	-	1	-	1	1	2	1	1	1	2	7	1	8	3	5	4	10	9	7	12	-	-
-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	7	1	8	4	18	4	13	11	35	64	-	-
-	-	2	-	-	-	-	-	2	1	1	-	2	1	4	4	5	6	5	8	5	16	-	-
-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	1	-	7	-	9	3	28	8	39	9	92	84	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	7	-	8	1	15	2	16	3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	1	2	-	-
-	-	2	1	-	-	2	4	1	1	2	-	4	1	1	-	5	2	6	4	5	2	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	1	5	1	6	3	18	14	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	16	12	64	184	-	-
2	-	2	-	2	1	3	-	3	-	3	1	3	3	4	2	12	9	9	8	19	17	-	-
2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	2	-	-	-	1	-	-
2	1	3	2	3	3	3	1	2	3	1	1	1	-	-	2	3	1	2	1	2	2	-	-
-	2	4	1	7	1	8	4	12	1	11	3	26	7	40	29	74	39	90	74	129	195	-	-

図11 主要死因の年次推移

人口10万対
280.0



	1970年	75	80	85	90	95	2000年	05	10	13	14	15	16	17
—●— 悪性新生物	81.5	87.3	85.0	114.6	131.5	159.5	190.3	220.4	243.1	255.4	264.5	267.3	254.3	259.9
—■— 心疾患	47.4	48.6	65.7	76.6	86.5	81.6	89.8	110.4	113.6	131.5	135.0	129.8	128.4	138.5
—▲— 脳血管疾患	92.8	104.2	77.2	65.7	77.1	88.8	77.0	67.7	68.3	64.8	59.4	63.3	62.5	70.2
—×— 肺炎	20.7	16.8	18.3	19.0	33.5	40.8	47.0	69.2	70.0	82.6	83.7	79.7	83.0	66.7
—*— 肝疾患	9.4	7.4	7.8	13.4	9.7	7.8	8.6	10.9	10.9	11.8	11.0	11.5	10.3	10.1
—●— 不慮の事故	18.3	16.1	11.2	15.9	15.8	16.1	19.2	15.6	17.7	19.2	14.3	15.9	18.5	24.6
—+— 自殺	12.8	14.5	11.5	13.4	11.5	15.5	17.1	19.8	19.6	20.4	19.1	16.4	17.1	11.9

(5) 母の年齢・出産順位別出生数 (表 1-5)

(2017年)

母の年齢	出 産 順 位							
	総 数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児 以上	不 詳
総 数	2,755	1,209	1,083	378	73	6	6	-
～ 14	-	-	-	-	-	-	-	-
15 ～ 19	25	19	6	-	-	-	-	-
20 ～ 24	182	129	45	7	1	-	-	-
25 ～ 29	534	318	166	42	7	-	1	-
30 ～ 34	1,030	410	433	158	25	2	2	-
35 ～ 39	773	260	352	131	26	1	3	-
40 ～ 44	206	69	81	39	14	3	-	-
45 ～ 49	5	4	-	1	-	-	-	-
50 ～	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-

(6) 妊娠期間別出生体重別出生数 (表 1-6)

(2017年)

妊娠週数	出 生 体 重											
	総数	～999	1000～ 1499	1500～ 1999	2000～ 2499	2500～ 2999	3000～ 3499	3500～ 3999	4000～ 4499	4500～ 4999	5000～	不詳
総 数	2,755	2	15	32	213	1,094	1,131	254	14	-	-	-
男	1,446	1	7	12	88	515	661	151	11	-	-	-
女	1,309	1	8	20	125	579	470	103	3	-	-	-
満42週以上	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
満37～41週	2,613	-	-	8	162	1,048	1,128	253	14	-	-	-
満32～36週	125	-	4	22	51	46	1	1	-	-	-	-
満28～31週	10	-	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-
満28週未満	5	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

VII 附属機関等

1 保健所運営協議会

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 11 条に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

委 員 名 簿

(2019 年 3 月 31 日現在)

氏 名	現 職
大 嶺 忍	警視庁南大沢警察署 署長
小 川 冬 樹	公益社団法人 町田市歯科医師会 会長
粉 川 敏 治	町田市町内会・自治会連合会 副会長
近 藤 直 弥	町田市民病院 院長
新 藤 博	東京消防庁町田消防署 署長
瀬 谷 雅 行	一般社団法人 町田市薬剤師会 理事
高 藤 典 靖	東京都獣医師会町田支部 支部長
◎ 堤 明 純	北里大学医学部公衆衛生学主任教授
中 川 忠 彦	町田市民生委員・児童委員協議会 町田第二地区会長
林 泉 彦	一般社団法人 町田市医師会 会長
布 施 賢 而	警視庁町田警察署 署長
堀 内 清 華	帝京大学大学院公衆衛生学研究科助教

◎印は会長

(五十音順)

2 町田市感染症の診査に関する協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条第6項の規定に基づき、結核患者を含めた感染症患者の入院勧告や入院期間の延長に関する事項等を審議する。

委 員 名 簿

(2019年3月31日現在)

氏 名	現 職
☆ 池 田 寿 昭	東京医科大学八王子医療センター病院長
小田桐 玲 子	小田桐医院院長
片 桐 真 人	北里大学医療衛生学部教授
河 村 直 子	八王子労働基準監督署町田支署長
☆ 小 林 勇 仁	東京医科大学八王子医療センター助教
◎ 鈴 木 道 弘	黒江医院院長
高 橋 菜穂子	小児科高橋医院院長 (2018.7.1～)
竹 田 宏	東京慈恵会医科大学附属第三病院感染制御室室長
田 中 勝	田中勝法律事務所弁護士
☆ 平 井 由 児	東京医科大学八王子医療センター感染症科教授
山 口 乙 丸	山口小児クリニック院長 (2018.7.1～)

◎印は会長

(五十音順)

☆印は、結核以外の重要案件が発生した場合に召集する。

3 町田市大気汚染障がい者認定審査会

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)第5条第1項の規定に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病の認定に関する事項を調査、審議する。

委 員 名 簿

(2019年3月31日現在)

氏 名	現 職
鈴木道弘	黒江医院院長
富川盛光	おださが小児アレルギー科院長
野村忠弘	成瀬台クリニック院長
広松恭子	町田市保健所長
◎ 藤原優子	町田市民病院小児科部長・新生児内科部長・新生児集中治療室長
保田由喜治	やすだこどもクリニック院長

◎印は会長

(五十音順)

4 町田市食育推進計画策定及び推進委員会

食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく町田市食育推進計画の策定及び推進に資するため、食育推進に関することについて調査、検討し、その結果を市長に報告する。

委 員 名 簿

(2019年3月31日現在)

氏 名	現 職
◎ 饗 場 直 美	神奈川工科大学 応用バイオ科学部 教授
池 田 真 美	町田地域活動栄養士会 会長
五十子 桂 祐	町田市医師会 理事
榎 本 正 弘	町田市農業協同組合 経済部長
小 口 悦 子	東京家政学院大学 現代生活学部 教授
音 琴 三 郎	東京都町田市歯科医師会 副会長
神 藏 かおる	町田市私立幼稚園協会 町田こぼと幼稚園 副園長
坂 本 愛	町田市観光コンベンション協会
渋谷 利 光	東京都町田食品衛生協会 副会長（町田給食センター専務理事）
嶋 田 敬 子	町田市立七国山小学校 栄養教諭
高 木 鉄 雄	町田市農業協同組合 野菜部部会長
千 葉 勢 子	町田市法人立保育園協会 井の花保育園 園長
富 田 一 女	都立町田総合高等学校 教諭
夏 梅 琴 絵	町田市立中学校PTA連合会 代表
野 末 直 美	町田市立町田第三小学校 校長
原 田 智 子	町田市公立小学校PTA連絡協議会
松 井 大 輔	町田商工会議所 常議員（山路フードサービス 代表取締役）
森 一 成	町田集団給食研究会 会長
矢 島 加都美	町田市立真光寺中学校 校長

◎印は委員長

(五十音順)

5 町田市地域精神保健福祉連絡協議会

町田市における地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、精神保健福祉に関する知識の普及啓発、協力体制の整備・調整等について、関係機関・団体と協議する。

委 員 名 簿

(2019年3月31日現在)

氏 名	現 職
青 山 信 幸	地域活動支援センターまちプラ 所長
荒 井 重 之	町田警察署 生活安全課 課長
伊 藤 聖 悦	町田消防署 警防課 課長
井 上 悟	東京都多摩総合精神保健福祉センター 所長
鹿 島 直 之	医療法人社団まごころ会 町田まごころクリニック 院長
黒 田 豊	町田市保健所 次長 兼 保健総務 課長
◎ 後 藤 晶 子	医療法人社団鶴永会 鶴が丘ガーデンホスピタル 院長
櫻 井 敦	町田市地域福祉部 障がい福祉課 課長
櫻 井 利 行	南大沢警察署 生活安全課 課長
高 橋 由希子	町田市いきいき生活部 高齢者福祉課 地域支援担当課長
遠 山 希委子	NPO法人町田市精神障害者さるびあ会 会長
中 川 種 栄	町田こころのクリニック 院長
新 沼 春 海	町田市民生委員・児童委員協議会 鶴川第二地区会長
林 澄 人	町田市地域福祉部 生活援護課 生活援護担当課長
原 田 美 帆	株式会社N・フィールド 訪問看護ステーション デューン町田 所長
広 松 恭 子	町田市保健所長
山 下 弘 一	町田市医師会 副会長

◎印は会長

(五十音順)

6 町田市難病保健医療福祉調整会（難病対策地域協議会準備会）

町田市における難病対策を円滑に推進するため、関係機関との連携を深め、難病患者の在宅療養生活を支援する地域ネットワークの構築を図る。

委 員 名 簿

(2019年3月31日現在)

氏 名	現 職
五十子 佳 佑	一般社団法人 町田市医師会 理事
小 川 英 世	医療法人社団 慶泉会 町田慶泉病院 看護部長
奥 津 準	医療法人社団 明理会 鶴川サナトリウム病院 医療相談室
上 條 眞 子	学校法人北里研究所 北里大学病院 トータルサポートセンター 課長
刑 部 登志子	町田市訪問看護ステーション連絡会 会長
古 味 齊	町田市いきいき生活部介護保険課長
櫻 井 敦	町田市地域福祉部障がい福祉課 課長
佐 藤 真 吾	医療法人社団 三医会 鶴川リハビリテーション病院 ひまわり総合相談室
高 橋 由希子	町田市いきいき生活部高齢者福祉課 地域支援担当課長
敦 賀 英 一	町田市民病院医事課 課長
長谷川 昌 之	町田市ケアマネジャー連絡会 医療介護連携推進担当
船 津 到	医療法人社団 三医会 鶴川記念病院 院長
山 岸 文	医療法人社団 康心会 ふれあい町田ホスピタル 医療社会サービス部

(五十音順)

7 町田市自殺対策推進協議会

町田市自殺対策推進協議会設置要綱に基づき、町田市の自殺対策を推進するために施策に関する事等を協議する。

委 員 名 簿

(2019年3月31日現在)

氏 名	現 職
秋 山 一 弘	秋法律事務所 弁護士
荒 井 重 之	町田警察署 生活安全課長
新 井 久 稔	北里大学医学部 精神科学 講師
伊 藤 聖 悦	町田消防署 警防課長
井 上 儀 人	町田市民生委員児童委員協議会 鶴川第一民生委員児童委員協議会会長
大 川 武 司	町田市立小・中学校長会 町田市立南中学校長
大川原 久	町田市町内会・自治会連合会 副会長
音 琴 三 郎	公益社団法人東京都町田市歯科医師会 副会長
川 合 きり恵	特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター センター会員 弁護士
真 田 暁	八王子労働基準監督署町田支署 監督・安衛課長
◎ 中 川 種 栄	一般社団法人町田市医師会 理事
早 借 洋 一	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話 副理事長
馬 場 昭 乃	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 事務局長
比 嘉 健 二	警視庁南大沢警察署 生活安全課 課長代理
宮 嶋 修	町田公共職業安定所 次長
三 好 浩 一	町田市公立小学校長会 町田市立藤の台小学校長
八 木 満	町田商工会議所 総務部 部長
安 岡 史 紀	一般社団法人町田市薬剤師会 理事

◎印は会長

(五十音順)

町田市保健所事業概要

発行年月 2020年2月
発行 町田市
編集 町田市保健所
町田市森野2丁目2番22号
電話 042 (724) 4241

刊行物番号 19-17

